

資料 11-1

中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するととともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- (2) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）
- (3) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (4) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出 管理目標値を超えたとき。
- (5) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (6) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (7) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (8) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (9) 長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (10) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。
 - (1) 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重

要な変更に関する事項

- (2) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
- (3) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

(その他)

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成24年2月13日

長野市大字南長野字幅下692番地2

甲 長野県知事 阿部 守一

名古屋市東区東新町1番地

乙 中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 水野 明久

資料 11-2

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する 覚書

長野県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生したとき。
- (2) 原災法第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）
- (4) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (6) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (7) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (8) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (9) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (10) 長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。
 - (1) 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更

に関する事項

(2) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況

(3) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

(その他)

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成24年2月15日

長野県長野市大字南長野字幅下692番地2

甲 長野県知事 阿部 守一

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

乙 東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己

改定履歴

平成26年7月15日 一部改定

資料 11-3

長野県放射性物質事故災害等対策指針

第 1 章 総則

1 目的

この指針は、長野県の地域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策について、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 定義

この指針における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業者」…放射線障害防止法第3条、第3条の2、第3条の3、第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業所」…放射線同位元素等取扱事業者が許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

第 2 章 放射性物質に係る事故災害等予防対策

放射性物質事故災害等に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 放射性同位元素等取扱事業所に係る事故災害予防対策

(1) 放射性同位元素等取扱事業所の把握等

県及び市町村は、文部科学省、消防庁等からの情報等を基に、放射性同位元素等取扱事業所の所在地、取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。（危機管理部）

(2) 放射性同位元素等取扱事業所の事前調査

消防機関は、管轄する区域内の放射性同位元素等取扱事業所について、施設配置・立地状況等、危険時の施設管理者等の配置体制・自衛消防組織・消防設備等の状況、放射性物質の種類・性質・数量・保管場所等、放射性廃棄物の所在と危険度、火災等事故時における関係機関との役割分担・連携方法及び消防活動上の留意点

(危険区域の範囲、放射性物質等の適当な消火方法等)を、予防査察等により事前に調査しておくものとする。

(3) 放射線検出体制の整備

消防機関は、放射線危険区域の設定等の判断資料を得るため、放射線検出体制及び連携方法について、事業所側と予め協議し、定めておくものとする。

(4) 消火活動体制の整備

消防機関は、被ばくや汚染のおそれを十分勘案し、事業所の防災責任者を含めた消防本部及び消防団の指揮命令系統を予め整備しておく。更に、事前に調査した事項を踏まえ、火災発生時の現場で実際に活用できるよう、警防計画の作成に努めるものとする。

2 防護資機材の整備

県、市町村、警察及び消防機関は、放射性物質事故災害等に備えて、放射線被ばく線量検出及び救助・救急活動に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

第3章 災害応急対策及び復旧

放射性物質事故災害等に係る災害応急対策及び復旧につき、下記以外の項目については、長野県地域防災計画原子力災害対策編第3章及び第4章を準用する。

第1節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

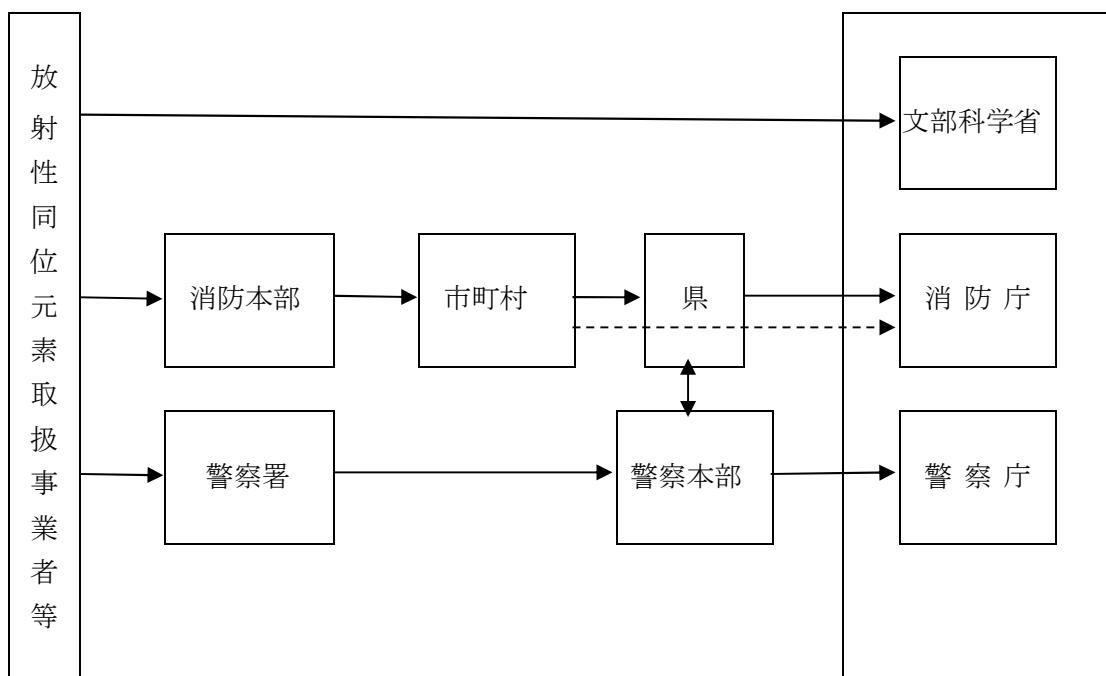
(1) 放射性同位元素等取扱事業者等の事故情報等の連絡

放射性同位元素等取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起ったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合においては、直ちにその旨を警察署に通報する。また、放射性同位元素等取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省に届け出ることとする。（放射線障害防止法第33条第2項、第3項）。併せて消防本部にも通報する。

(2) 県は警察本部等から連絡を受けた場合は、直ちにその旨を消防庁に報告する。併せて関係市町村に連絡する。

(3) 市町村は、放射性同位元素等取扱事業所において、火災の発生（発生のおそれがあるものを含む。）を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

(4) 放射性同位元素等取扱事業所の事故発生に係る連絡系統



2 活動体制

(1) 放射線同位元素等取扱事業者の活動体制

放射線同位元素等取扱事業者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、放射線同位元素等取扱事業者は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

(2) 警察機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3) 消防機関の対応

事故の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

3 放射性物質の除去等

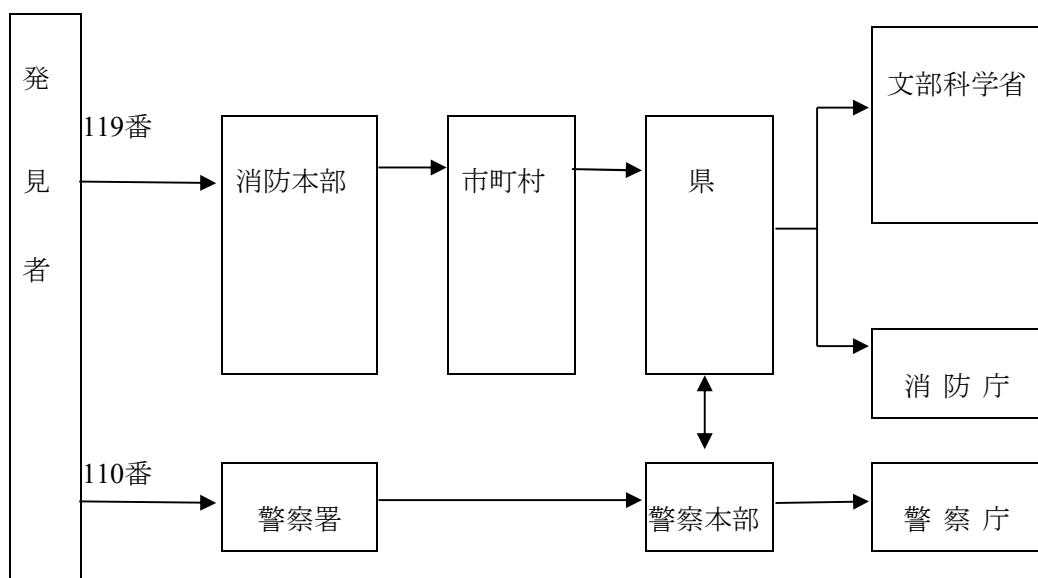
放射線同位元素等取扱事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、状況に応じて事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

第2節 放射性物質の不法廃棄事案の対策

1 不法廃棄事案発生時の情報伝達

(1) 情報の収集・連絡

- ア 放射性同位元素等取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちにその旨を管轄の消防本部、最寄りの警察署に通報し、通報を受けた消防本部は市町村に、警察署は警察本部に連絡する。
- イ 連絡を受けた市町村は、県に報告するものとし、県は文部科学省及び消防庁に報告する
- ウ 不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統
不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統は次のとおりとする。



(2) 報告後の対応

国、県、市町村及びその他関係機関は、相互に密接な連携を図り対応することとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制（危機管理部・環境部）

- ア 県は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報の收

集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、市町村及びその他関係機関と緊密な連携を図りつつ状況の把握に努めるものとする。

イ 県は、国との連絡調整をはかりつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など対策についての支援・協力を要請するものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努めるものとする。

(3) 警察機関の対応

不法廃棄の通報を受けた最寄りの警察署は、不法廃棄の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(4) 消防機関の対応

不法廃棄の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

3 放射性物質の除去等

県及び市町村は、必要に応じて不法廃棄された放射性物質の処理及び除染作業を行う。また、放射性物質を不法廃棄した者は、環境の汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。（環境部）

資料11-4 県内の放射線障害防止法対象事業所数(平成23年4月1日現在)

事業所種別(※1)	事業所数	使用区分内訳(※2)		
		密封型	非密封型	発生装置
使用事業所	91	74	7	10
販売事業所	3	3	0	0
賃貸事業所	3	3	0	0
廃棄事業所	0	0	0	0
計	97	80	7	10

文部科学省ホームページ>原子力・放射線安全確保>規制の現状より

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/boushihou/1261253.htm

※1 事業所種別

- | | |
|----------|--|
| 使用事業所 | 放射線障害防止法第3条による許可を受けている事業所及び第3条の2による届出を行っている事業所 |
| 販売・賃貸事業所 | 同法第4条による届出を行っている事業所 |
| 廃棄事業所 | 同法第4条の2による許可を受けている事業所 |

※2 使用区分内訳

- | | |
|------|---|
| 密封型 | 密封された放射性同位元素を扱う事業所 |
| 非密封型 | 密封されていない放射性同位元素を扱う事業所 |
| 発生装置 | サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置 |

(参考)

放射線障害防止法の対象事業所一覧(平成23年4月1日現在)

1. 使用事業所

長野

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
信州大学繊維学部	386-8567	長野県上田市常田三丁目15番1号		○		教	使第376号	60
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	384-0301	長野県佐久市臼田197番地			○	医	使第420号	59
信州大学ヒト環境科学研究支援センター	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号		○		教	使第489号	60
長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	383-8505	長野県中野市西1丁目5番63号			○	医	使第584号	59
信州大学医学部附属病院	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号	○		○	医	使第586号	61
独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑ヶ丘一丁目27番21号			○	医	使第1909号	71
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター 松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南2丁目20番30号			○	医	使第2329号	73
株式会社キツツ 伊那工場	399-4496	長野県伊那市東春近7130	○			民	使第2817号	76
豊科フィルム株式会社 豊科工場	399-8205	長野県安曇野市豊科5050番地	○			民	使第3368号	81
長野赤十字病院	380-8522	長野県長野市若里5丁目22番1号	○		○	医	使第3596号	83
しなのポリマー株式会社 塩尻工場	399-0014	長野県塩尻市大字広丘堅石2146番地5	○			民	使第3672号	84
寿製薬株式会社 総合研究所	389-0697	長野県埴科郡坂城町大字上五明字東川原198番地		○		研	使第3938号	87
株式会社 医学生物学研究所	396-0002	長野県伊那市手良沢岡1063番地103の1		○		研	使第4352号	92
飯田市立病院	395-0814	長野県飯田市八幡町438	○		○	医	使第4404号	92
長野市民病院	381-8551	長野県長野市大字富竹1333番地1	○		○	医	使第4580号	95
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター 中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘811番地			○	医	使第4640号	96
諏訪赤十字病院	392-8510	長野県諏訪市湖岸通り5丁目11番50号			○	医	使第4833号	98
社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	390-8510	長野県松本市本庄二丁目5番1号	○	○	○	医	使第4892号	00
キッセイ薬品工業株式会社 薬物動態研究所	399-8710	長野県松本市芳野19番48号		○		民	使第4922号	00
王子板紙株式会社 松本工場	399-0033	長野県松本市大字笹賀5200番地1	○			民	使第5090号	02
伊那中央病院	396-8555	長野県伊那市小四郎久保1313番地1			○	医	使第5109号	02
医療法人 青樹会 一之瀬脳神経外科病院	390-0852	長野県松本市島立2093	○		○	医	使第5420号	05
JA長野厚生連 長野PET・画像診断センター	380-0928	長野県長野市若里六丁目6番10号	○	○	○	医	使第5550号	06
長野県立こども病院	399-8288	長野県安曇野市豊科3100			○	医	使第5678号	10
長野県立木曾病院	397-8555	長野県木曾郡木曾町福島6613番地4			○	医	使第5679号	10
長野県農業試験場	382-0072	長野県須坂市小河原492	○			研	届第1-274号	76
社団法人 上田薬剤師会 検査センター	386-0016	長野県上田市大字国分994番地1号	○			研	届第1-310号	77
株式会社 コーエキ 環境分析センター	394-0031	長野県岡谷市田中町三丁目3番24号	○			民	届第1-311号	77
株式会社 信濃公害研究所 佐久検査センター	384-2305	長野県北佐久郡立科町大字芦田1825番地	○			研	届第1-344号	79
社団法人 長野県農村工業研究所	382-0084	長野県須坂市大字須坂787番地1	○			他	届第1-386号	82
信州大学理学部	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号	○			教	届第3-42号	77

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
信州大学教育学部	380-8544	長野県長野市大字西長野6番地の口	○			教	届第3-73号	89
日本フェンオール株式会社 長野工場	399-8205	長野県安曇野市豊科448-1番地	○			民	届第6-1315号	79
ミヤマ株式会社 技術開発センター	381-2247	長野県長野市青木島三丁目2番1号	○			民	届第6-2445号	93
株式会社 環境技術センター	399-0033	長野県松本市大字笹賀5652-166	○			民	届第6-2904号	99
長野県薬剤師会 検査センター	390-0802	長野県松本市旭二丁目11番20号	○			他	届第7-1386号	94
長野県環境保全研究所	380-0944	長野県長野市大字安茂里字米村1978番地の1	○			他	届第7-1673号	01
信州大学 工学部	380-8553	長野県長野市若里四丁目17番1号	○			教	届第8-261号	05
日本プレーティング株式会社 環境公害検査センター	386-0027	長野県上田市常磐城三丁目4番1号	○			民	届第8-372号	05
株式会社 ネイティック	381-2233	長野県長野市川中島町上氷鉋804番地1号	○			民	届第8-405号	05
株式会社 科学技術開発センター	381-0025	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番3号	○			民	届第8-432号	05
イー・ステージ株式会社	389-0209	長野県佐久市小田井501-4	○			民	届第8-442号	05
ユートピア産業株式会社	381-2241	長野県長野市青木島町青木島乙258番地1	○			民	届第8-540号	05
株式会社公害技術センター 松本支店	399-0015	長野県松本市平田西一丁目1番26号	○			民	届第8-621号	05
環境未来株式会社 分析センター	390-1103	長野県東筑摩郡朝日村古見3757番地1	○			民	届第8-633号	05
株式会社 ヤマコ一	389-2253	長野県飯山市大字飯山268-9	○			民	届第8-700号	05
ルビコン株式会社 技術センター	399-4593	長野県上伊那郡南箕輪村字北原1634-4	○			民	届第8-718号	05
新光電気工業株式会社 新光開発センター	381-0014	長野県長野市大字北尾張部36番地	○			民	届第8-742号	05
伊那食品工業株式会社 本社	399-4498	長野県伊那市西春近5074番地	○			民	届第8-743号	05
アスザックフーズ株式会社	382-0041	長野県須坂市米持町293番地45号	○			民	届第8-759号	05
直富商事株式会社 技術研究室	381-0021	長野県長野市大字屋島231番地1	○			民	届第8-812号	05
株式会社 環境科学	390-1242	長野県松本市大字和田4709番地	○			民	届第8-831号	05
南信環境管理センター株式会社	399-4601	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12253番地	○			民	届第8-836号	05
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	届第8-848号	05
株式会社 エスコ	381-0006	長野県長野市大字富竹字弘誓173番地の2	○			民	届第8-856号	05
社団法人 上伊那薬剤師会	396-0011	長野県伊那市大字伊那部9番地	○			他	届第8-891号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 環境測定部 長野測定所	380-0918	長野県長野市アーツ2番3号	○			他	届第8-904号	05
株式会社 東信公害研究所	386-0005	長野県上田市大字古里36の9	○			民	届第8-927号	05
社団法人長野県食品衛生協会 食品衛生試験研究所	380-0872	長野県長野市南長野聖徳545番地3号	○			他	届第8-953号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 環境測定部 諏訪測定所	392-0013	長野県諏訪市沖田町四丁目壹弐番地	○			他	届第8-1033号	05
(長野県)松本保健所	390-0852	長野県松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎	○			他	届第8-1036号	05
社団法人長野県食品衛生協会 松本食品衛生検査所	390-0841	長野県松本市渚1-742-78	○			他	届第8-1195号	05
長野市保健所	380-0928	長野県長野市若里六丁目6番1号	○			他	届第8-1236号	05
独立行政法人 水産総合研究センター 増養殖研究所 内水面研究部	386-0031	長野県上田市小牧1088	○			他	届第8-1283号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 松本測定所	390-1243	長野県松本市神林小坂道7107-5 5	○			他	届第8-1290号	05

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
財団法人 長野県下水道公社 千曲川下流管理事務所	381-0001	長野県長野市大字赤沼字申高2455	○			他	届第8-1388号	06
長野県パトロール株式会社	385-0014	長野県佐久市大字三河田493-1	○			民	届第8-1453号	06
長野県長野保健所	380-0936	長野県長野市中御所岡田98-1番地	○			他	届第8-1501号	06
長野県農業試験場	382-0072	長野県須坂市小河原492	○			他	届第8-1511号	06
社団法人長野県労働基準協会連合会 環境測定部・上田測定所	389-0517	長野県東御市県字保利田548-1	○			他	届第8-1545号	06
財団法人 中部公衆医学研究所	395-0051	長野県飯田市高羽町六丁目2-2	○			他	届第8-2020号	08
丸善食品工業株式会社 本社工場	387-8585	長野県千曲市大字寂蒔880番地	○			民	届第8-2289号	08
株式会社 新日通防災機器	396-0021	長野県伊那市西町区下春日町4927-8	○			民	届第8-2393号	08
富士防災設備株式会社 松本支社	390-0864	長野県松本市宮渕本村3番1号	○			民	届第8-2461号	08
コバボーシステム株式会社	690-0811	長野県松本市中央2丁目8番11号	○			民	届第8-2471号	08
長野工業高等学校	380-0948	長野県長野市差出南3-9-1	○			教	届第8-3121号	09
新日本空調株式会社 技術開発研究所	391-0013	長野県茅野市宮川字墨筋内7033-182	○			民	届第8-3271号	09
姫川建設株式会社	399-9211	長野県北安曇野郡白馬村大字神城6848-5	○			民	届第8-3575号	09
藤森建設工業株式会社 篠ノ井築堤その2工事	388-8002	長野県長野市篠ノ井東福寺610-2	○			民	届第8-3876号	09
長野市消防局	380-0901	長野県長野市大字鶴賀1730-2	○			他	届第8-4105号	10
松本広域消防局	390-0841	長野県松本市渚1丁目7番12号	○			他	届第8-4129号	10
橋詰防災	386-0501	長野県上田市武石鳥屋73番地27	○			民	届第8-4296号	10
大成建設株式会社 平成20年度小渋ダム土砂バイパス工事	399-3801	長野県上伊那郡中川村大草6918	○			民	届第8-4376号	10
山洋電気株式会社 上田事業所 神川工場	386-8634	長野県上田市殿城5-4	○			民	届第8-4431号	10
株式会社 日本試験工業試験所 美和ダム貯水池 浚渫工法試験場	396-0402	長野県伊那市長谷溝口(美和ダム三峰堰)	○			民	届第8-4434号	10
ナパック株式会社	399-4117	長野県駒ヶ根市赤穂14-1823	○			民	届第8-4547号	10
太陽誘電モバイルテクノロジー・プロダクツ株式会社	382-8501	長野県須坂市大字小山460	○			民	届第8-4640号	10
社団法人 長野市薬剤師会 検査センター	380-0928	長野県長野市若里5丁目11番地1	○			他	届第8-4651号	10
太陽誘電モバイルテクノロジー・プロダクツ株式会社	382-8501	長野県須坂市大字小山460	○			民	届第8-4683号	10
橋詰防災	386-0501	長野県上田市武石鳥屋73番地27	○			民	届第8-5179号	10
株式会社 シーテック 長野支社	381-0043	長野県長野市吉田1-8-15	○			民	届第8-5719号	11
株式会社カネトモ 平成22年度中村工業用地造成工事その1	391-0215	長野県茅野市中大塩23-15株式会社カネトモ 中村現場事務所	○			民	届第8-5723号	11
陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊	390-0844	長野県松本市高宮西1-1	○			他	届第8-5861号	11
小林建設工業株式会社 平成22年度社会資本整備総合交付金事業道路築造工	385-0016	長野県佐久市鳴瀬市道S12-82号線(琵琶島橋先線)	○			民	届第8-5863号	10

2. 販売事業所

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
株式会社 北信理化	380-0918	長野県長野市アーツ5番7号	○			民	販第284号	85
高山理化精機株式会社 長野営業所	381-2241	長野県長野市青木島町青木島265-1	○			民	販第378号	97
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	販第505号	07

3. 賃貸事業所

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
山内商事株式会社	380-0918	長野県長野市アーツ13番7号	○			民	賃第119号	10
株式会社 シーティーエス	386-0005	長野県上田市古里115番地	○			民	賃第21号	07
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	賃第24号	07

資料 12-1 感染症用器具配備状況

R2.4.1 現在

区分 △ (保健所)	東信		南信			中信			北信		合計
	佐久	上田	諏訪	伊那	飯田	木曽	松本	大町	長野	北信	
ろ水器	中型 1台	—	—	—	—	中型 1台	大型 1台	—	—	—	大型 1台 中型 2台

※ろ水能力：大型 4,000 リットル／h、中型 2,000 リットル／h

資料 12-2 消毒機配置状況

R2.4.1 現在

配置か所	数	配置か所	数
佐久保健福祉事務所	2	木曽保健福祉事務所	1
上田保健福祉事務所	1	松本保健福祉事務所	—
諏訪保健福祉事務所	—	大町保健福祉事務所	—
伊那保健福祉事務所	1	長野保健福祉事務所	—
飯田保健福祉事務所	—	北信保健福祉事務所	—
		計	5

第3表 団体別危険物施設設置状況（完成検査済証交付施設数）

(令和2年3月31日現在)

団体名	製造所等の別	合 計	製造所	貯 �藏 所										取 扱 所							事 業 所 数		
				小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	準特定 屋 外 タンク	特 定 屋 外 タンク	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	航空機	鉄道又 は軌道	自家用	販売取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所		
長 野 市		1,333	6	951	121	86			28	480	1	220	15	376	208		4	82	6		162	1,000	
須 坂 市		277		200	27	10			7	99	7	48	2	77	36			14			41	176	
松 本 広 域 消 防 局		1,856	3	1,356	143	151	7	13	27	576		438	21	497	268	2		111	1	3	225	1,010	
北アルプス広域消防本部		1,057		888	27	122	1		16	619	1	91	12	169	80		1	52			89	594	
佐久広域連合消防本部		1,463	1	1,080	73	103			35	619	9	231	10	382	217			102	2	1	162	951	
岳 南 広 域 消 防 本 部		587		466	12	37			10	349	1	53	4	121	43			18			78	381	
木 曽 広 域 消 防 本 部		310		230	10	32			4	117		46	21	80	43			21			37	318	
飯 田 広 域 消 防 本 部		774	3	542	103	51			13	231	4	133	7	229	141			59	6		82	461	
上 伊 那 広 域 消 防 本 部		1,117	4	825	195	86			8	342	4	169	21	288	143			53	2		143	604	
上 田 地 域 広 域 連 合 消 防 本 部		983		733	95	122			12	340		147	17	250	124			49	1	1	124	643	
岳 北 消 防 本 部		426		344	6	62			12	213		51		82	48		3	22			34	313	
千 曲 坂 城 消 防 本 部		368		266	28	36	5	6	7	121		73	1	102	39			13			1	62	175
諏 訪 広 域 消 防 本 部		1,312	1	1,000	96	83			30	610	5	162	14	311	148			66	3	2	158	852	
合 計		11,863	18	8,881	936	981	13	19	209	4,716	32	1,862	145	2,964	1,538	2	8	662	21	7	1	1,397	7,478

資料13-2 泡消火薬剤保有状況等一覧表

(平成20年1月1日現在)

区分 団体名	泡消火薬剤保有状況 (単位: ℓ)						
	界面活性剤		たん白泡		水成膜		計
	ポリ容器	化学車薬槽	ポリ容器	化学車薬槽	ポリ容器	化学車薬槽	
長野市	2,530	600	220		2,250	600	6,200 0
須坂市	1,510	200					1,710 0
佐久広域連合	1,100 980	250	80		2,600		4,030 980
上田地域広域連合	1,400 460		60		1,300 60	250	3,010 520
諏訪広域連合	1,439		60 220		2,540		4,039 220
伊那消防組合	220		40		1,340	100	1,700 0
伊南行政組合					2,080	500	2,580 0
南信州広域連合	4,628						4,628 0
木曽広域連合	380 20		20		220		620 20
松本広域連合	3,240		300		4,680	500	8,720 0
北アルプス広域連合	480 40		220		720		1,420 40
千曲坂城消防組合	880				1,690	1,000	3,570 0
岳南広域消防組合	260				720		980 0
岳北広域行政組合	220				1,560	240	2,020 0
消防本部計	18,287	1,050	1,000	0	21,700	3,190	45,227
消防団計	1,500	0	220	0	60	0	1,780
総計	19,787	1,050	1,220	0	21,760	3,190	47,007

※ 1. 上段は消防本部(局)保有分を、下段は消防団保有分を示す。

2. 薬剤の保有量は、全て3%型に換算して示した。

3. ドラム缶で保有しているものは、ポリ容器に換算して示した。

資料13-3 石油関係危険物施設の相互応援協定締結状況

○ 松本地区

(平成20年1月1日現在)

名 称	松本地区油槽所相互応援協定	
構成事業所	新日本石油（株）松本油槽所 ジャパンオイルネットワーク（株）松本油槽所 日本オイルターミナル（株）松本営業所	（0263-58-3215） （0263-25-9200） （0263-25-1771）
締結年月日	昭和50年9月1日	

○ 坂城地区

名 称	消防相互援助協定	
構成事業所	新日本石油（株）北信油槽所 長野石油輸送（株）	（0268-82-3120） （0268-82-3040）
締結年月日	昭和41年4月1日	

資料13-4 長野県高圧ガス関係団体一覧表

産業労働部

令和3年3月12日現在

団体名	事務所所在地 電話番号	代表者名等
長野県高圧ガス団体協議会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 塩原 規男 事務局長 和田 敏
一般社団法人長野県LPガス協会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 塩原 規男 事務局長 和田 敏
長野県冷凍空調保安協会	〒380-0972 長野市大字栗田字西番場205-1 長野県工業技術総合センター 食品技術部門内2階 電話026-217-7394	会長 田中 崇喜 事務局長 寺沢 洋行
長野県冷凍空調設備協会	〒380-0972 長野市大字栗田字西番場205-1 長野県工業技術総合センター 食品技術部門2階 電話026-262-1903	会長 山田 善信 事務局長 碓井 友司郎
長野県高圧ガス地域防災協議会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 野口 行敏 事務局長 間宮 弘幸
長野県一般高圧ガス保安協会	〒381-8560 長野市中越1-1-1 岡谷酸素ビル内 電話026-263-3773 (0263-27-1347)	会長 野口 行敏 事務局長 稲葉 季俊
長野県高圧ガス協会	〒381-0024 長野市南長池197-1 宮原酸素(株)内 電話026-243-6751	会長 宮原 龍也 事務局長 宮原 宏明
全国農業協同組合連合会長野県本部	〒380-8614 長野市大字南長野北石堂町1177-3 電話026-236-2260(生活部燃料・ ホームエネルギー課)	副部長 上原 克彦 係長 雨宮 亮

資料13-5 高圧ガス製造事業者等一覧表

産業労働部

令和2年3月31日現在

地区	LPガス関係		一般高圧ガス関係		冷凍関係		合計
	第1種製造所	販売所	第1種製造所	販売所	第1種製造所	販売所	
佐久	9	65	13	17	14	5	123
上田	10	27	10	60	6	10	123
諏訪	3	37	11	28	9	10	98
上伊那	8	46	18	28	27	8	135
南信州	9	51	8	41	6	0	115
木曽	2	16	3	3	0	0	24
松本	22	109	25	159	23	55	393
北アルプス	4	24	4	9	2	3	46
長野	18	139	39	158	36	31	421
北信	3	18	3	12	1	0	37
合計	88	532	134	515	124	122	1515

資料13-6 長野県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧表

産業労働部

高圧ガスに係る事故等の処理の応急活動を行う事業所として、下記の事業所が防災事業所に指定されている。

(1) 液化石油ガス

令和2年4月1日現在

佐 久	サンリン(株) 佐久支店	0267-22-3522	〒384-0808 小諸市大字御影新田字和田原2712-1
〃	長野日石ガス(株)	(昼) 0267-22-1300 (夜) 0267-31-6716	〒384-0033 小諸市市町4-2-25
〃	佐久プロパンガス協同組合	(昼) 0267-67-3812 (夜) 0267-25-1352	〒385-0011 佐久市猿久保字野馬窪235-2
〃	軽井沢ガス(株)	0267-45-3600	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉2696-1
上 小	(株)エナキス上田支店	(昼) 090-1674-5642 (夜) 0268-38-8585	〒386-1212 上田市富士山2412-6
〃	伊丹産業(株) 長野工場	090-3038-9098	〒386-0407 上田市長瀬2866
〃	(株)サイサン 東御営業所	0268-62-0425	〒389-0512 東御市滋野乙1624
諏 訪	岡谷酸素(株) 岡谷営業所	(昼) 0266-22-4931 (夜) 0266-23-9865	〒394-0034 岡谷市湖畔2-3-7
〃	サンリン(株) 諏訪支店	0266-72-7177	〒391-0001 茅野市ちの字古川188-1
上 伊 那	日通商事(株) 長野LPガス事業所	(昼) 0265-72-4425 (夜) 090-2844-0794	〒399-4431 伊那市西春近字下河原5292
〃	サンリン(株) イナガス支店	080-3524-8605	〒396-0001 伊那市福島275
下 伊 那	(株)ホームエネルギー長野 飯田センター	(昼) 090-1818-9935 (夜) 090-1986-0456	〒395-0244 飯田市山本112-2
木 曾	(株)エマ商会 LPG充填工場	0264-52-2385	〒399-5608 木曾郡上松町大字荻原下小路2003
〃	岡谷酸素(株) 木曾営業所	(昼) 0264-22-3242 (夜) 0264-22-3973	〒397-0001 木曾郡木曾町福島7086
松 本	(株)サイサン 松本営業所	0263-47-0183	〒390-0851 松本市島内川原1666
〃	(株)エナキス塩尻支店	(昼) 080-5140-9459 (夜) 0263-52-0672	〒399-0702 塩尻市広丘野村1613
〃	サンリン(株) 穂高支店	0263-83-3409	〒399-8305 安曇野市穂高牧176-9
北 安 曙	大町ガス(株)	0261-22-3111	〒398-0002 大町市大町十日町4729
長 野	堀川産業(株) 長野工場	026-272-0668	〒387-0007 千曲市大字屋代1406
〃	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1
〃	サンリン(株) 長野支店	026-225-1120	〒380-0813 長野市緑町1024-3
北 信	北信ガス(株)	0269-26-2639	〒383-0042 中野市大字西条156

(2)一般高圧ガス

担当地区	事業所名	電話番号	所在地
上 小	宮原酸素(株)	(昼) 0268-62-0888 (夜) 070-1542-8126	〒389-0518 東御市大字本海野1708
諏 訪	岡谷酸素(株) 岡谷営業所	(昼) 0266-22-4931 (夜) 0266-23-9865	〒394-0034 岡谷市湖畔2-3-7
下 伊 那	輸入石油(株)	(昼) 0265-22-6231 (夜) 090-7015-4650	〒395-0056 飯田市大通2-218-2
松 本	長野液酸工業(株)	(昼) 0263-26-3568 (夜) 0263-26-3568	〒390-0822 松本市神田1-14-1
"	岡谷酸素(株) 松本営業所	(昼) 0263-25-3705 (夜) 0263-25-6085	〒399-0004 松本市市場6-20
"	(株)宮原酸素	(昼) 0263-57-5200 (夜) 0263-57-5202	〒399-0701 塩尻市広丘吉田1078-1
"	岡谷高圧運輸(株)	(昼) 0263-27-3389 (夜) 090-1502-1640	〒390-0821 松本市筑摩4-17-19
長 野	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1

(3)毒性ガス

松 本	鍋林(株) あづみ野配送センター	(昼) 0261-62-9950 (夜) 080-1311-3619	〒399-8501 北安曇郡松川村南神戸4363-32
"	甲信越エア・ウォーター(株)	(昼) 0263-78-6527 (夜) 090-2050-0931	〒390-1701 松本市梓川倭3878-1

(4)特殊高圧ガス

諏 訪	日本エア・リキード合同会社 諏訪営業所	0266-62-5758	〒399-0211 諏訪郡富士見町富士見268-1
上 伊 那	日本エア・リキード合同会社 伊那工場	(昼) 0265-76-7100 (夜) 080-5402-7436	〒399-4573 伊那市西箕輪東原2640-6
長 野	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1

資料 13-7 毒物劇物事故処理剤備蓄場所一覧表

名 称	所 在 地	T E L・F A X番号	備 考 (最低備蓄数量*)
鍋林株式会社 松代配達センター	長野市松代町豊栄宮崎 6331	T E L 026-278-7543 夜・休 080-1311-3618 F A X 026-278-7544	基準量
株式会社ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮 2473	T E L 026-274-7667 夜・休 080-5147-9101 F A X 026-274-7665	基準量の 1/2
株式会社アセラ 長野支店	千曲市雨宮 540	T E L 026-272-1521 夜・休 080-3911-9205 F A X 026-272-1501	基準量の 3/4
鍋林株式会社 あづみ野配達センター	北安曇郡松川村南神戸 4363-32	T E L 0261-62-9950 夜・休 080-1311-3619 F A X 0261-62-4143	基準量
株式会社アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村 1808	T E L 0263-52-4141 夜・休 080-3911-9192 F A X 0263-52-6177	基準量の 1/4
株式会社土田商店 諏訪化成品センター	茅野市宮川 7275-1	T E L 0266-73-2500 夜・休 0266-28-3232 F A X 0266-73-2600	基準量
株式会社ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村 9003-1	T E L 0265-76-7557 夜・休 0265-78-1164 F A X 0265-76-7558	基準量の 1/2

* 資料 13-8 参照

資料 13-8 毒物劇物事故処理剤名及び最低備蓄数量

事故処理剤名	最低備蓄量 (kg)			
	基準量	基準量の 3/4	基準量の 1/2	基準量の 1/4
消石灰	4,000	3,000	2,000	1,000
ソーダ灰	3,500	2,625	1,750	875
苛性ソーダ (水溶液を含む)	4,000	3,000	2,000	1,000
(無水)重亜硫酸ソーダ (水溶液を含む)	2,000	1,500	1,000	500
次亜塩素酸ソーダ (水溶液)	4,000	3,000	2,000	1,000
硫酸	800	600	400	200

資料 13-9

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成 30 年 9 月 18 日)

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人材、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報の提供等について協力する。

（業務内容）

第5条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
 - (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
 - (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査
 - (4) 甲に対する調査結果の報告
- 2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための前項以外の活動に関しては、甲乙が協議

して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施する業務に要する通常の実費（人件費、機器費を除く）は、甲が負担し、その適用範囲は甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 東京都千代田区神田神保町2丁目2番31号
一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成 30 年 9 月 18 日)

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人材、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報の提供等について協力する。

（業務内容）

第5条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査

調査の方法は、設計図書や事前調査の情報、目視による現地調査によってアスベスト含有の可能性を評価することを基本とする。

乙がアスベスト含有量を分析により確定させる必要があると判断し、甲が承認し

た場合は分析調査を行う。

(4) 甲に対する調査結果の報告

2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための具体的な提案・助言活動等前項以外の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要する通常の実費（人件費を除く）は、甲が負担し、その適用範囲は甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から2年間有効とする。

2 本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し本協定期間満了の1ヶ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、さらに同一の条件で2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 東京都港区芝5-26-30 専売ビル5F2B
一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
理事長 本山 幸嘉

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成 30 年 9 月 18 日)

長野県（以下「甲」という。）と長野県環境測定分析協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト露出状況調査（以下「アスベスト調査」という。）に關し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、石綿含有建材に関する知識を有する技術者※及び、調査に要する資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

※技術者とは、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者をいう。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報の提供等について協力する。

（業務内容）

第5条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査

調査の方法は、設計図書や事前調査の情報、目視による現地調査によってアスベスト含有の可能性を評価することを基本とする。

乙がアスベスト含有量を分析により確定させる必要があると判断し、甲が承認し

た場合は分析調査を行う。

(4) 甲に対する調査結果の報告

2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための前項以外の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費（人件費を除く）とし、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から2年間有効とする。

2 本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し本協定期間満了の1ヶ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、さらに同一の条件で2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

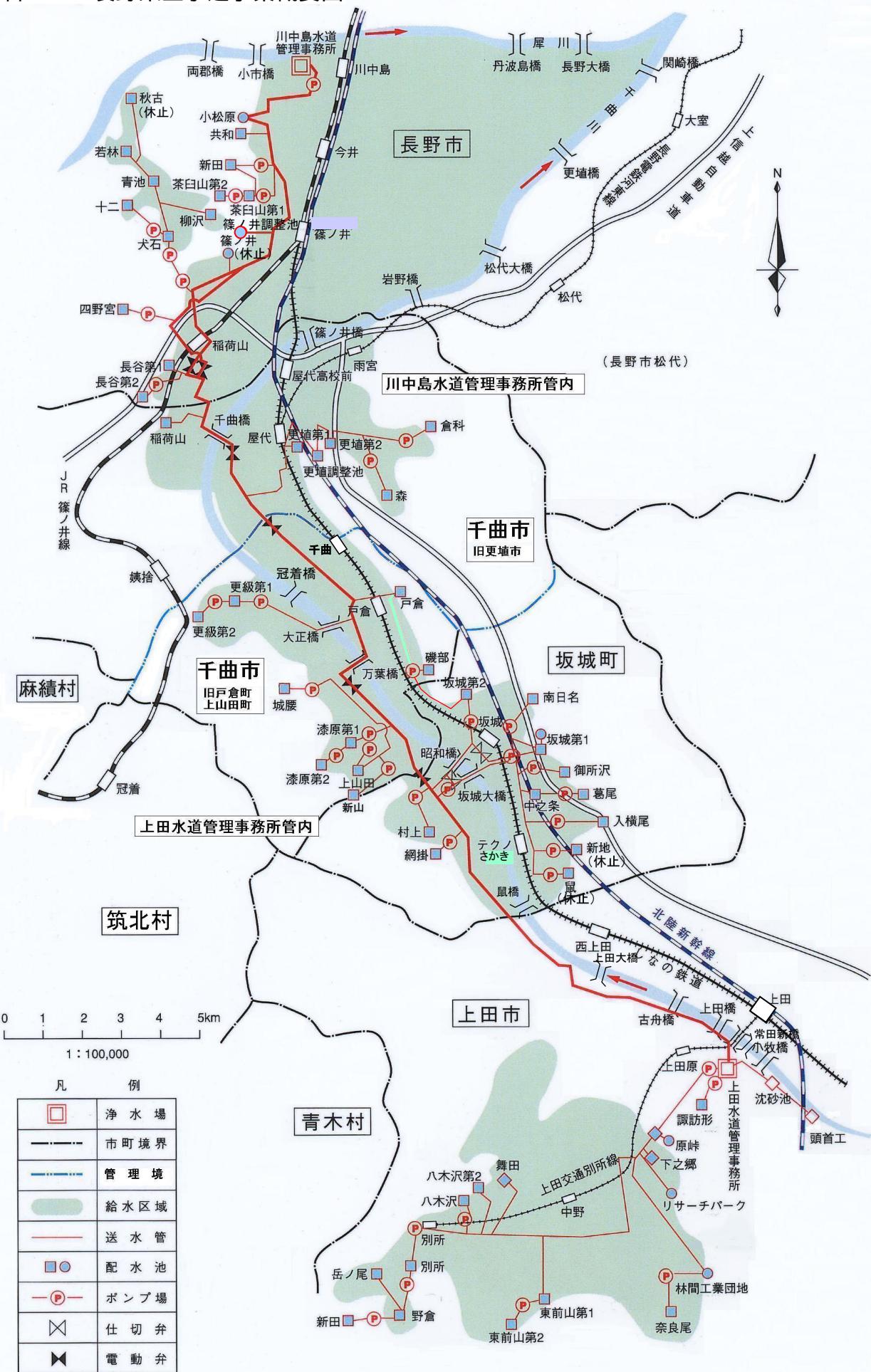
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 長野県岡谷市田中町3丁目3-23
株式会社ヨーエキ内
長野県環境測定分析協会
会長 杉崎 勝明

資料14-1 長野県上水道事業概要図



資料 14-2 給水用器具類配備状況

(令和3年4月1日現在)

地域振興局 管内別 区分	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽
給水車（台）	5	6	5	5	4	2
給水タンク（個） (100～10,000 リッル)	70	20	34	48	42	10
ポリタンク（個） (給水用手持ち)	22	101	5	1,177	448	204
給水袋（枚）	6,980	7,970	21,063	28,500	31,609	1,380

地域振興局 管内別 区分	松本	北アルプス	長野	北信	合計
給水車（台）	7	2	14	3	53
給水タンク（個） (100～10,000 リッル)	38	9	49	30	350
ポリタンク（個） (給水用手持ち)	236	92	500	184	2,969
給水袋（枚）	66,550	1,450	36,910	2,100	204,512

資料14-3 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(平成23年5月25日現在)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区的業務は、当該地区的理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の被害状況

(2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供）

- (3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等）
- (4) 応援の期間・場所
- (5) 前号の集合日時及び集合場所
- (6) 応援先の連絡先・責任者
(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急復旧作業)

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請のあったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請のあったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規程により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

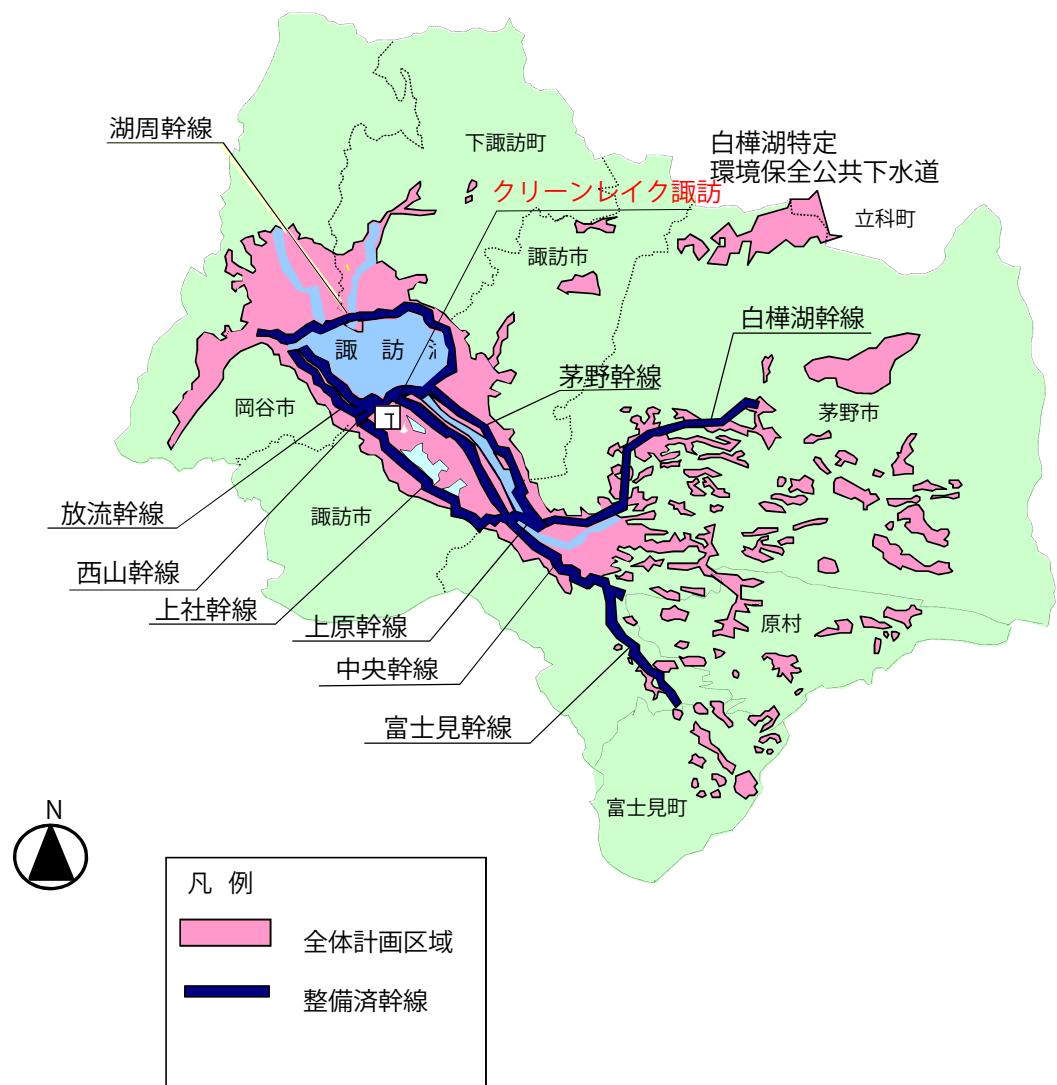
附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

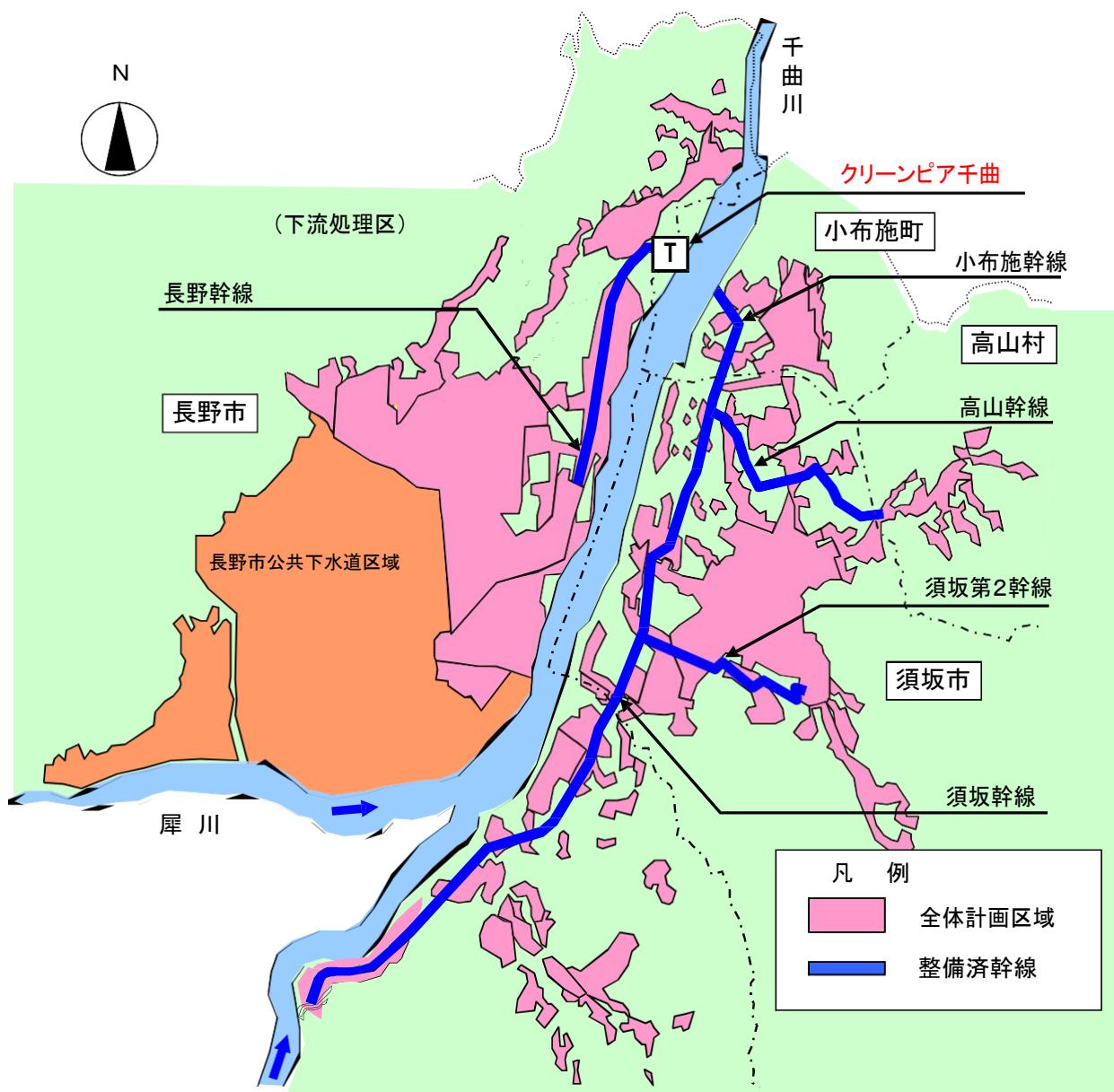
資料14-4 長野県営水道用水供給事業概要図



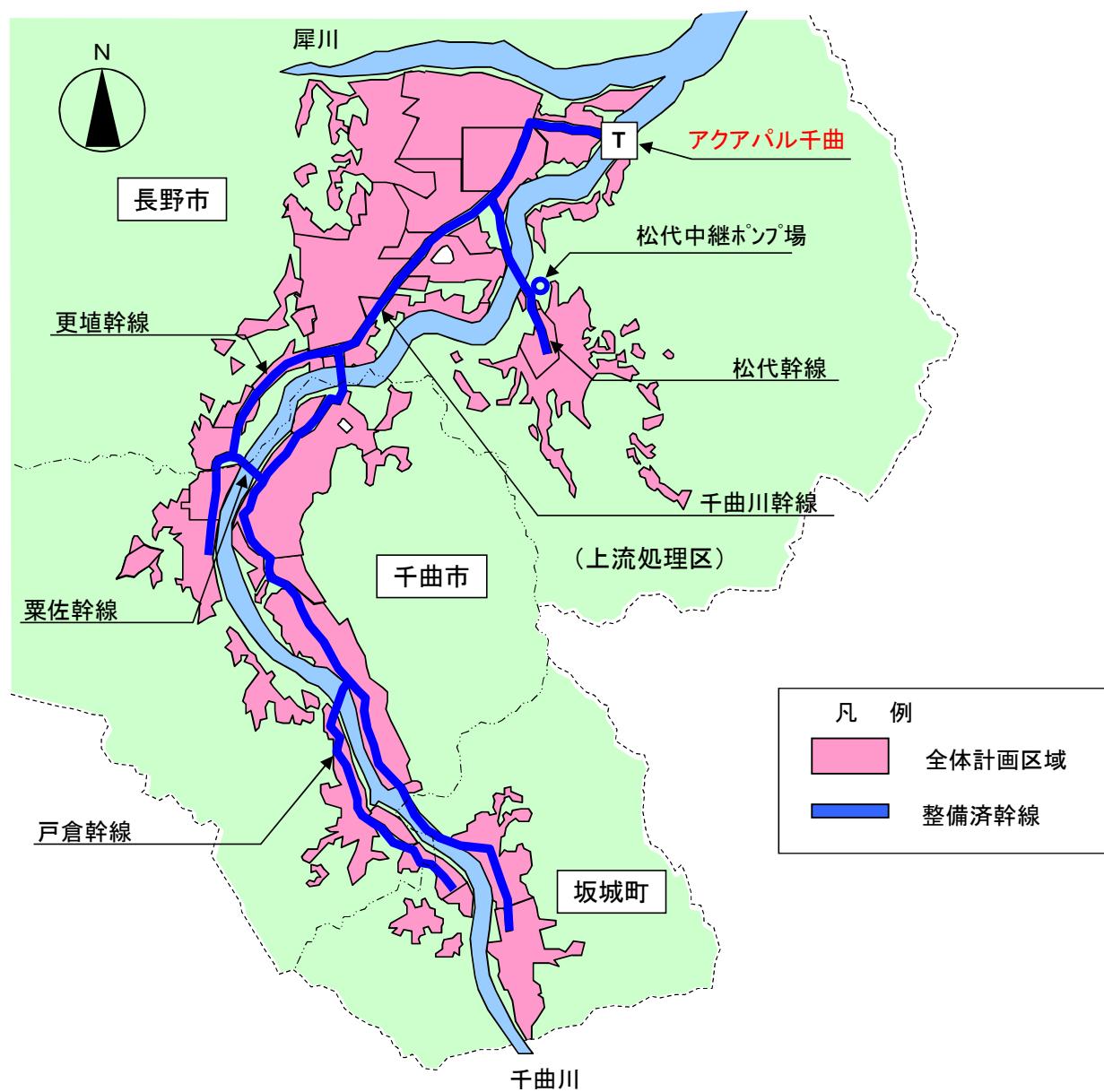
資料15-1 諏訪湖流域下水道（豊田処理区）概要図



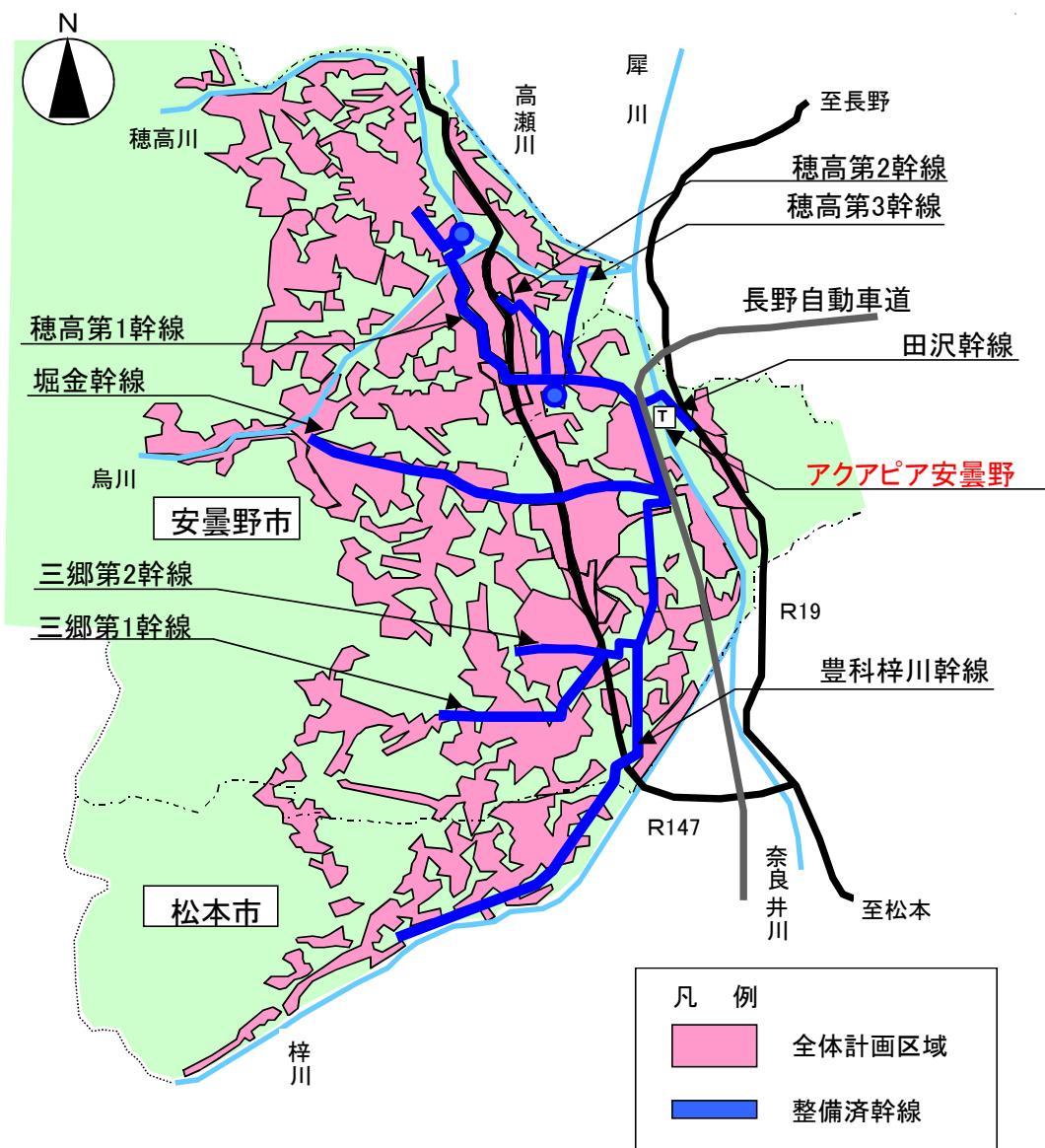
資料 15-2 千曲川流域下水道(下流処理区)概要図



資料15-3 千曲川流域下水道(上流処理区)概要図



資料15-4 犀川安曇野流域下水道(安曇野処理区)概要図



資料15-5 下水道施設等の状況

1 下水道施設等の状況

区分	管理者	施設		備考			令和2年度末
		処理場	管渠				
流域下水道	県	4箇所	191km	諏訪湖、千曲川上流・下流、犀川安曇野			
公共・特環下水道	市町村等	108箇所	14,438km	64市町村			
農業集落排水施設	市町村等	259箇所	2,276km	55市町村			
計		376箇所	16,905km				

2 下水道等普及状況

市町村名	行政人口	公共・特環下水道			農業集落排水施設等			令和2年度末 (単位：人)
		計画区域 内人口	供用区域 内人口	水洗化人口 (快適生活人口)	計画区域 内人口	供用区域 内人口	水洗化人口 (快適生活人口)	
長野市	372,080	354,284	350,420	340,533	6,914	6,914	6,174	
松本市	237,484	230,682	230,682	227,647	699	699	699	
上田市	155,350	124,442	124,442	117,403	24,999	24,999	23,615	
岡谷市	48,572	48,531	48,385	47,338	0	0	0	
飯田市	98,921	82,478	82,446	75,811	5,692	5,692	5,372	
諏訪市	48,786	48,568	48,417	48,132	0	0	0	
須坂市	50,292	49,215	49,215	44,614	954	954	887	
小諸市	41,821	28,755	28,388	26,621	7,105	7,105	6,288	
伊那市	66,863	48,167	48,167	44,067	11,279	11,279	10,933	
駒ヶ根市	32,308	20,037	19,154	16,460	11,176	11,176	10,441	
中野市	43,772	30,222	30,222	27,195	11,614	11,614	9,877	
大町市	26,630	19,040	19,023	14,014	859	859	790	
飯山市	20,214	16,487	16,487	15,614	3,415	3,415	3,211	
茅野市	55,058	54,082	53,491	52,989	0	0	0	
塩尻市	66,443	60,192	60,176	58,928	5,692	5,692	5,317	
佐久市	98,559	79,939	78,687	72,800	5,325	5,325	4,981	
千曲市	60,013	55,405	55,405	51,514	4,477	4,477	4,403	
東御市	29,822	20,979	20,949	19,710	5,994	5,994	5,565	
安曇野市	96,903	86,314	86,314	74,245	2,781	2,781	2,669	
小海町	4,468	3,414	3,414	2,817	0	0	0	
川上村	3,926	1,817	1,817	1,274	1,986	1,986	1,425	
南牧村	3,207	694	694	683	286	286	272	
南相木村	996	0	0	0	0	0	0	
北相木村	703	0	0	0	0	0	0	
佐久穂町	10,681	9,087	9,087	7,910	827	827	624	
軽井沢町	20,963	11,890	9,956	9,342	654	654	638	
御代田町	15,881	14,254	14,254	12,927	489	489	478	
立科町	7,002	3,267	3,267	3,046	3,080	3,080	2,916	
青木村	4,323	3,980	3,980	3,787	0	0	0	
長和町	5,870	5,185	5,185	5,092	56	56	56	
下諏訪町	19,477	19,467	19,467	19,120	0	0	0	
富士見町	14,338	11,277	11,277	10,515	1,672	1,672	1,510	
原村	8,038	5,920	5,920	5,807	0	0	0	
辰野町	19,035	16,940	16,861	15,938	1,501	1,501	1,440	
箕輪町	24,724	20,270	20,270	18,040	4,086	4,086	3,898	
飯島町	9,326	5,327	5,327	4,233	1,821	1,821	1,685	
南箕輪村	15,753	15,483	15,483	14,439	0	0	0	
中川村	4,795	2,724	2,724	2,533	1,197	1,197	1,108	
宮田村	8,948	6,676	6,676	6,546	2,201	2,201	2,149	
松川町	12,910	5,193	5,193	4,604	5,656	5,656	4,574	
高森町	12,941	8,628	8,628	7,856	2,963	2,963	2,845	
阿南町	4,386	0	0	0	2,344	2,344	2,257	
阿智村	6,157	3,166	3,064	2,886	956	956	874	
平谷村	401	0	0	0	357	357	351	
根羽村	876	0	0	0	657	657	621	
下條村	3,649	0	0	0	0	0	0	
壳木村	507	0	0	0	354	354	324	
天龍村	1,192	774	774	678	0	0	0	
泰阜村	1,553	0	0	0	0	0	0	
喬木村	6,173	4,606	4,606	4,496	519	519	505	
豊丘村	6,709	3,545	3,545	3,514	2,158	2,158	2,127	
大鹿村	963	0	0	0	0	0	0	
上松町	4,207	2,964	2,961	2,392	0	0	0	
南木曽町	3,971	304	304	283	669	669	581	
木祖村	2,754	1,852	1,852	1,696	274	274	244	
王滝村	713	0	0	0	600	600	588	
大桑村	3,553	1,156	1,156	990	1,644	1,644	1,534	
木曾町	10,517	7,338	7,338	6,802	1,101	1,101	1,053	
麻績村	2,633	2,107	2,107	1,864	157	157	130	
生坂村	1,722	0	0	0	876	876	787	
山形村	8,624	8,600	8,600	8,549	0	0	0	
朝日村	4,449	4,449	4,449	4,360	0	0	0	
筑北村	4,309	0	0	0	2,509	2,509	2,378	
池田町	9,623	9,102	9,102	8,474	0	0	0	
松川村	9,670	9,564	9,564	8,804	0	0	0	
白馬村	8,556	6,924	6,569	5,405	52	52	50	
小谷村	2,731	303	303	272	655	655	589	
坂城町	14,563	14,302	13,078	10,025	0	0	0	
小布施町	11,005	8,817	8,817	8,601	2,188	2,188	2,128	
高山村	6,801	4,555	4,555	4,290	2,127	2,127	2,008	
山ノ内町	11,864	8,244	8,244	7,703	2,767	2,767	2,315	
木島平村	4,564	4,366	4,366	4,032	120	120	95	
野沢温泉村	3,473	2,711	2,711	2,709	762	762	738	
信濃町	8,011	3,606	3,606	2,557	2,087	2,087	1,864	
小川村	2,365	1,935	1,935	1,825	0	0	0	
飯綱町	10,778	6,291	6,291	5,889	3,743	3,743	3,302	
栄村	1,720	0	0	0	178	178	178	
県計	2,063,938	1,750,893	1,739,847	1,641,240	167,304	167,304	154,461	

長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール

はじめに

長野県防災会議が災害対策基本法第40条の規定により作成した長野県地域防災計画において、下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の確保に努める必要がある、と位置付けられている。

また、震災・風水害・火山災害の各対策編の災害予防計画では、災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要があり、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である、と明記されている。

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震では、下水道施設が非常に大きな被害を受けたが、その被害状況が徐々に明らかになるにつれ、積極的な支援がなされたにもかかわらず、下水道管理者間の支援のための体制やルールがなかったために、被災直後においては必ずしも円滑な対応がなされたとはいえない、その反省から、国土交通省及び日本下水道協会は、今後の大規模な災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等を「下水道事業における災害時支援に関するルール」として平成8年1月にまとめた。

これをもとに、全国各地域ブロック及び13大都市間で下水道事業の災害時支援に関するルールが定められた。

本県は、関東ブロック及び中部ブロックに属しており、関東地方知事会、中部圏知事会及び新潟県との災害応援基本協定のもとに、関東ブロックでは「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」(H9.7.31)、中部ブロックでは「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」(H12.11.1改正)が定められた。

さらに、県内の下水道事業における応援について「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール」(H14.4.1)が定められた。

こうした中、平成23年3月12日に発生した長野県北部地震では、農業集落排水施設や浄化槽が大きな被害を受けたが、それらの施設を含めた応援ルールがなかったため、円滑な対応がなされたとはいえない状況であった。

このため、下水道だけでなく、農業集落排水施設、浄化槽等も含めた生活排水事業全体における災害時の応援に関するルールを平成25年4月に定めた。

その後、平成26年11月22日に白馬村で発生した長野県神城断層地震では、下水道施設（処理場、管きょ）や農業集落排水施設が被災し、本ルールに基づき応援体制を確立し、白馬村へ応援隊を派遣した。その際、ブロック全域で被災したため、ブロック内での対応が困難であり、他のブロックから応援部隊を編成し支援活動が行われた。

県内初の下水道災害であったため、指揮系統が不明確であったこと、支援活動の内容

が不明確であったこと、支援活動内容に応じた人員を適切に確保できなかつたことなど、迅速な支援活動に課題が残つた。

今回、長野県神城断層地震を教訓に、より円滑な応援が行えるよう本ルールを見直すものである。

1 総則

このルールは、長野県地域防災計画等を受け、県内の下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水事業災害時の相互応援体制・相互応援方法（以下「生活排水応援体制」という。）の基本的なルールについて定める。

また、生活排水応援体制は、生活排水施設の災害復旧に対する応援を目的とし、災害発生後の生活排水施設にかかる被災状況調査から生活排水施設の復旧に至るまでとする。

なお、災害対策基本法第67条の規定により、平成8年4月1日に県内の自治体間で「長野県市町村災害相互応援協定書」が締結されており、生活排水応援体制は、この協定及び同協定実施細則に基づくものである。

2 応援体制

- (1) 生活排水応援体制として、**長野県生活排水事業災害応援本部**（以下「生活排水応援本部」という。）を長野県環境部生活排水課内に設置する。生活排水応援本部は、災害時における応援の指揮、総括を行う。
- 生活排水応援本部長は、長野県地域防災計画に基づいて策定された長野県災害対策本部規定により生活排水班長の**長野県環境部生活排水課長**があたる。
- (2) 生活排水応援体制は、市町村・広域連合・一部事務組合・関係各団体（以下「市町村等」という。）及び県（以下、市町村等及び県を「構成員」という。）で構成する。
- また、市町村等が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別紙1に掲げるブロックごとにブロックを代表する市町村（以下「代表市町村」という。）をおき、代表市町村の生活排水担当部局内に**ブロック応援本部**を設置する。
- ブロック応援本部長は、代表市町村の生活排水担当部局課長があたる。
- (3) 被災市町村が受けた災害の規模に応じて、**現地応援隊**を設置する。現地応援隊は、別に定める実施要領に基づき応援活動にあたる。
- (4) 構成員がこのルールを相互に確認することにより、災害時における応援体制を確立する。

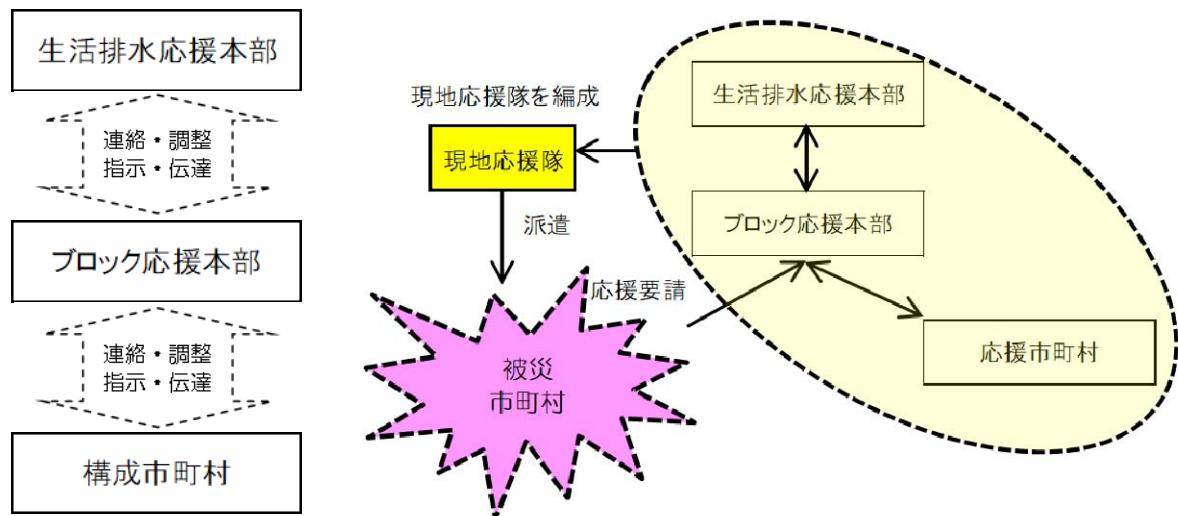


図-1 応援体制イメージ

(※農業集落排水施設、浄化槽への現地応援隊の派遣は、各協会が対応)

2-1 応援本部

(1) 生活排水応援本部の設置

ア 生活排水応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し代表市町村から応援要請があった場合に設置する。

イ 生活排水応援本部は、下水道事業においては、中部ブロック県市若しくは関東ブロック都県市（以下「下水道広域圏」という。別紙2参照）内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し下水道広域圏の支援本部から応援要請があった場合に設置する。

(2) ブロック応援本部の設置

ア ブロック応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合若しくは生活排水応援本部から要請があった場合、又は、その他の大規模災害が発生しブロック構成員から応援要請があった場合に設置する。

イ 代表市町村が被災等により業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村等をブロック内の他の市町村等が協議の上、決定するものとする。

ただし、ブロック内の大半の市町村等が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行する。

(3) 応援本部の解散

生活排水応援本部及びブロック応援本部は、次の場合に解散する。

ア 応援を要請したブロック応援本部又は下水道広域圏の支援本部から解散要請があった場合

イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、応援本部による業務の必要がなくなったと認める場合

2-2 現地応援隊

(1) 現地応援隊の設置

現地応援隊は、次の場合に設置する。

ア 被災市町村から応援要請があり、生活排水応援本部長が設置を認める場合

イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、現地応援隊による業務の必要があると認める場合で、被災市町村が設置について同意した場合

(2) 現地応援隊の解散

現地応援隊は、次の場合に解散する。

ア 被災市町村から解散要請があり、生活排水応援本部長が解散を認める場合

イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、現地応援隊による業務の必要がなくなったと認める場合で、被災市町村が解散について同意した場合

3 受援体制

(1) 応援要請

ア 被災市町村等は、管轄区域内での復旧等対応の可否を検討し、次に掲げる事項を明らかにして**ブロック応援本部**へ応援要請を行う。

- ① 生活排水施設の被害状況
- ② 応援の種類(汚水の汲み取り・移送、応急復旧、機械器具及び資材の提供 等)
- ③ 必要な応援内容(応援人員、職種、機械器具及び資材の規格・量 等)
- ④ 応援の期間・場所
- ⑤ 前号の集合日時及び集合場所
- ⑥ 応援先の連絡者・責任者

イ 被災市町村等から応援要請を受けた**ブロック応援本部**は、ブロック内での復旧等対応の可否を検討し、**生活排水応援本部**へ応援要請を行う。

ウ **ブロック応援本部**から応援要請を受けた**生活排水応援本部**は、県内での復旧等対応の可否を検討し、応援要請のあった**ブロック**以外の**ブロック応援本部**へ応援要請を行う。また、下水道事業に限り被害が大規模な場合は**下水道広域圏の支援本部**へ応援要請を行う。

(2) 受援体制

被災市町村は、応援職員を受け入れるにあたり、下記の内容について可能な限り準備を行うものとする。

ア 現地応援隊集積基地

現地応援隊の集積基地及び宿泊場所として使用できる施設

イ 交通情報整理

現地応援隊の移動支援のため、交通情報を整理す

る。 ウ 資料の事前準備

- ①施設台帳の整備（電子化）・提供
- ②維持管理履歴の保存・更新
- ③作業環境の整備（作業スペース、OA機器、基準書等）

4 応援活動

(1) 生活排水応援本部（長野県環境部生活排水課内に設置）

生活排水応援本部長は、別紙3の連絡系統に従ってブロック応援本部と連絡調整を図り、生活排水応援本部の指揮をとる。

生活排水応援本部の業務は、次のとおりとする。

ア 被害が小規模な場合（県内で応援可能な場合）

- ① 情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応
- ② 応急対策、調査、本復旧、設計が迅速に行えるように関係団体（別紙1参考）へ情報提供
- ③ ブロック応援本部と連携し、現地応援隊の編成及び他ブロックへの応援要請
- ④ 応援資機材等の調達支援、確保、提供
- ⑤ 災害査定に向けた応援体制の確立と災害査定関係資料作成指導
- ⑥ 長野県浄化槽協会を通して浄化槽保守点検業者の斡旋・手配
- ⑦ その他応援に必要な事項

イ 被害が大規模な場合（県外へ応援する場合）

被害が大規模な場合は、上記業務のほか下記業務を追加し実施する。

- ⑧ 必要に応じ県外（中部ブロック）へ応援要請
- ⑨ 必要に応じ生活排水災害応援作業の集積基地（現地応援隊等の受入場所）の設置に向けた調整・支援

(2) ブロック応援本部（**ブロック代表市町村内に設置**）

ブロック応援本部長は、生活排水応援本部と連絡調整するとともに、ブロック内の連絡系統に従ってブロック構成員と連絡調整を図り、**ブロック応援本部**の指揮をとる。

ア ブロック応援本部（被災ブロック）の業務

- ①被災市町村の情報収集・整理
- ②**ブロック構成員へ人員・資機材の支援を要請し、生活排水応援本部と連携し現地応援隊を編成**
- ③応援資機材等の確保、**ブロック構成員への要請**
- ④応援資機材等の収集、運搬
- ⑤ブロック内での対応が困難な場合、**生活排水応援本部への応援要請**
- ⑥必要に応じ生活排水災害応援作業の前線基地（**現地応援隊等の受入場所**）
の設置**支援**、受入**支援**
- ⑦輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報連絡
- ⑧その他応援に必要な事項

イ ブロック応援本部（被災ブロック以外のブロック）の業務

- ①**生活排水応援本部と連携し、被災ブロックとの連絡調整・情報収集・整理**
- ②応援部隊の編成、**ブロック構成員への要請**
- ③応援資機材等の確保、**ブロック構成員への要請**
- ④応援資機材等の収集、運搬
- ⑤その他応援に必要な事項

※ **現地応援隊及び応援資機材等は、原則としてブロック単位で現地受入先まで派遣・輸送する。**

(3) 現地応援隊

構成員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について応援本部から要請があったときは、別に定める実施要領に基づき**現地応援隊**を編成し応援能力の範囲内で協力する。

なお、応援職員を交代する場合は、引継ぎ作業を円滑化するため、派遣期間をラップさせるなど適切な引継ぎ期間を設けるものとする。

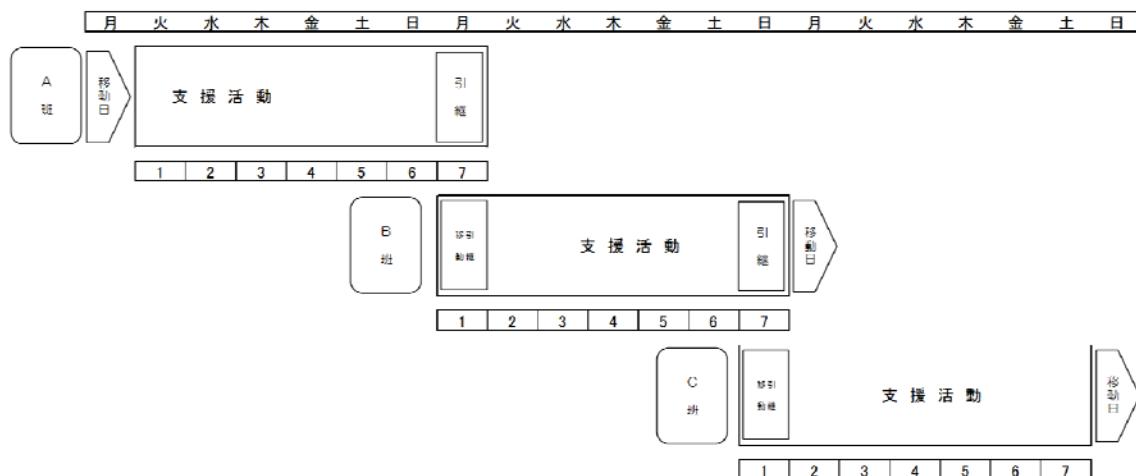


図4 引継ぎイメージ

5 経費の負担

経費の負担については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」等による。

6 生活排水応援体制の維持（災害訓練等）

(1) 生活排水応援体制を維持するための機関は、下水道災害対策検討部会とし、この部会において農業集落排水施設及び浄化槽等についても検討対象とする。

なお、部会の設置については、「下水道災害対策検討部会設置要綱」を参照のこと。

(2) 生活排水応援本部長は、毎年度当初に、生活排水担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿を作成し、構成員に配布する。

また、毎年度、4月1日現在の応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を取りまとめ、構成員に配布する。

(3) 生活排水応援本部長は、毎年度、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

7 その他

- (1) 災害時応援の目的達成のため、必要があればこのルールによらず臨機応変な対応をする。
- (2) このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、生活排水応援本部長が下水道災害対策検討部会と協議し決定する。

附 則

1 このルールは、平成25年4月1日から施行する。

2 このルールは、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づく生活排水事業の応援ルールであるため、このルールの施行により成立するものとする。

なお、関係団体については「長野県生活排水事業の災害時における支援協力に関する覚書」等による。

附 則

このルールは、平成27年7月1日から施行する。

このルールは、平成30年4月1日から施行する。

別紙1

ブロック割、ブロック代表市町村及びブロック構成市町村等

ブロック名		代表市町村	構成市町村等		関係団体等
			公共下水道実施市町村等	その他	
佐久	南佐久	佐久市	川上村、南牧村、 南佐久環境衛生組合	佐久穂町、 <u>小海町</u> 、 <u>(南相木村)</u> 、 <u>(北相木村)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県下水道協会 ・全国町村下水道推進協議会長野県支部 ・日本下水道事業団 ・長野県下水道公社 ・長野県土地改良事業団体連合会 ・長野県浄化槽協会 ・(一社)長野県下水道建設管理業協会
	北佐久	小諸市	軽井沢町、御代田町、 立科町、 川西保健衛生施設組合、 浅麓環境施設組合		
上 小		上田市	東御市、長和町、青木村		
諏 訪		岡谷市	諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、 白樺湖下水道組合		
上伊那		伊那市	駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、 中川村、宮田村		
飯 伊		飯田市	松川町、高森町、阿智村、 天龍村、喬木村、 豊丘村	<u>阿南町</u> 、 <u>平谷村</u> 、 <u>根羽村</u> 、 <u>(下條村)</u> 、 <u>壳木村</u> 、 <u>(泰阜村)</u> 、 <u>(大鹿村)</u>	
木 曾		木曾町	上松町、南木曽町、 木祖村、大桑村、 木曾広域連合	<u>王滝村</u>	
松 本		松本市	塩尻市、安曇野市、麻績村、山形村、朝日村	<u>筑北村</u> 、 <u>生坂村</u>	
大 北		大町市	池田町、松川村、白馬村、 小谷村		
長 野		長野市	須坂市、千曲市、坂城町、 小布施町、高山村、小川村、 飯綱町、信濃町		
北 信		中野市	飯山市、山ノ内町、木島平村、 野沢温泉村	<u>栄村</u>	

※ 下線の町村は、公共下水道事業は実施せず、農業集落排水事業等を実施している町村
括弧書き下線の村は、浄化槽(合併処理浄化槽)整備事業のみを実施している村

流域下水道	事務所	関連市町村
諏訪湖	諏訪湖流域下水道事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、立科町
犀川安曇野	安曇野流域下水道事務所	安曇野市、松本市
千曲川	千曲川流域下水道事務所	長野市、千曲市、須坂市、小布施町、坂城町、高山村

別紙2

「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成都県市・団体

【中部ブロック構成県市】

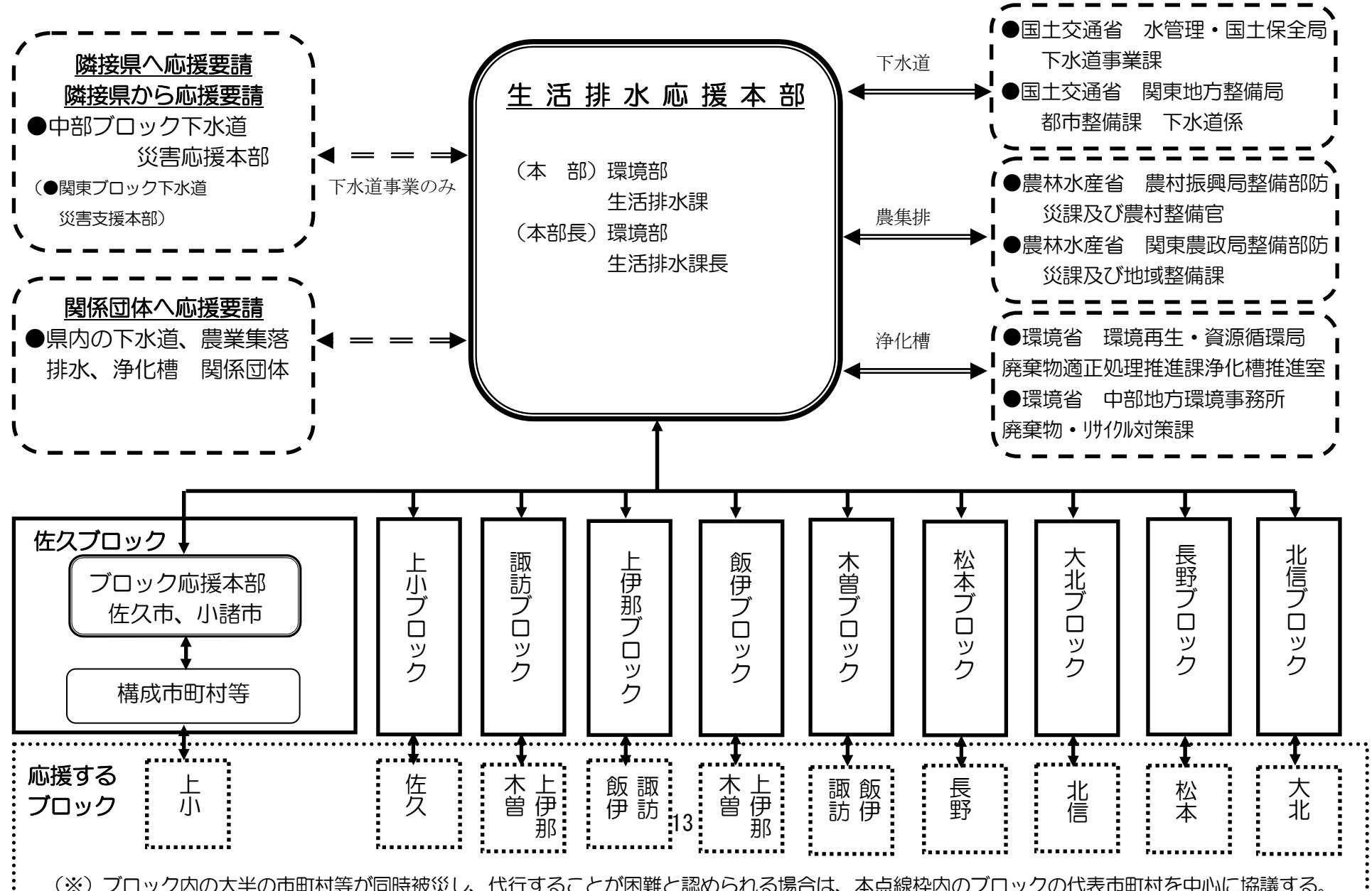
新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、名古屋市、静岡市

※「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成県市

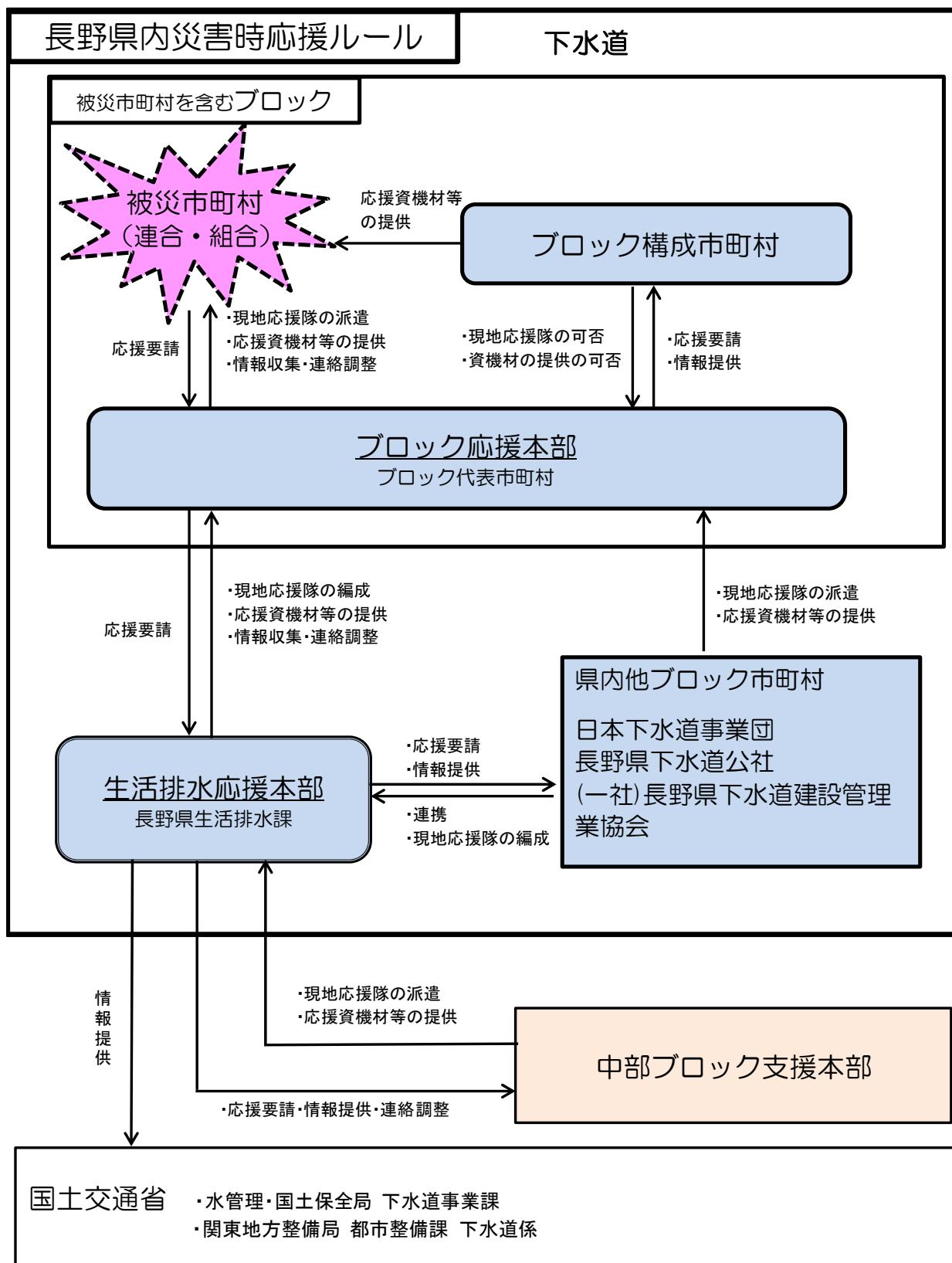
○中部ブロック連絡会議運営要領の構成団体

県 市	愛知県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、福井県、名古屋市、新潟市、静岡市、浜松市
代表市	長岡市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、沼津市、豊橋市、四日市市、彦根市、福井市
その他	日本下水道事業団、(社) 日本下水道協会、 (社) 全国上下水道コンサルタント協会、(社) 日本下水道施設業協会、 (公益社団法人) 日本下水管路管理業協会、 (社) 日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会

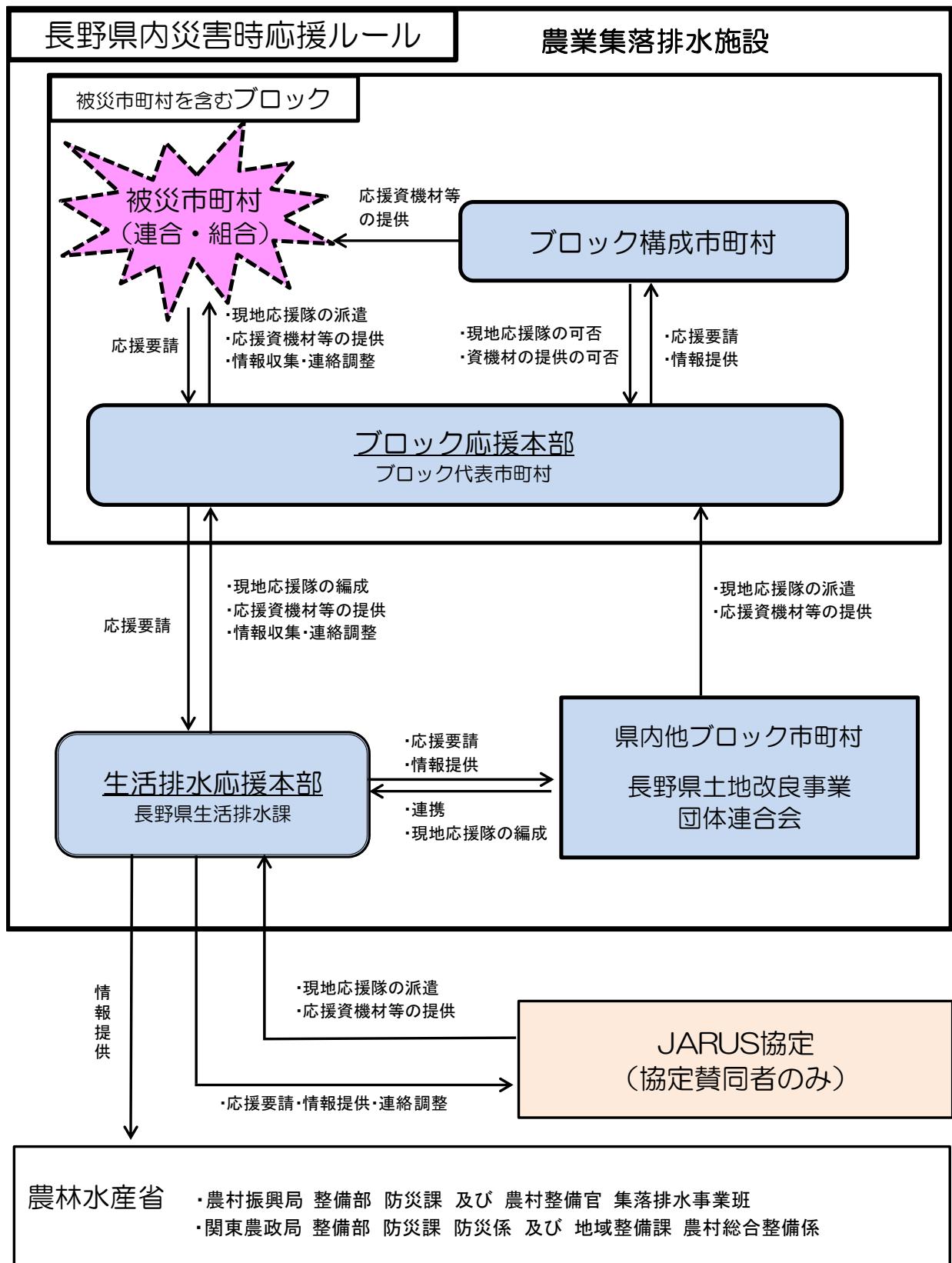
〔長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール 連絡系統〕の概略図



別紙4 応援体制（下水道事業） フロー図

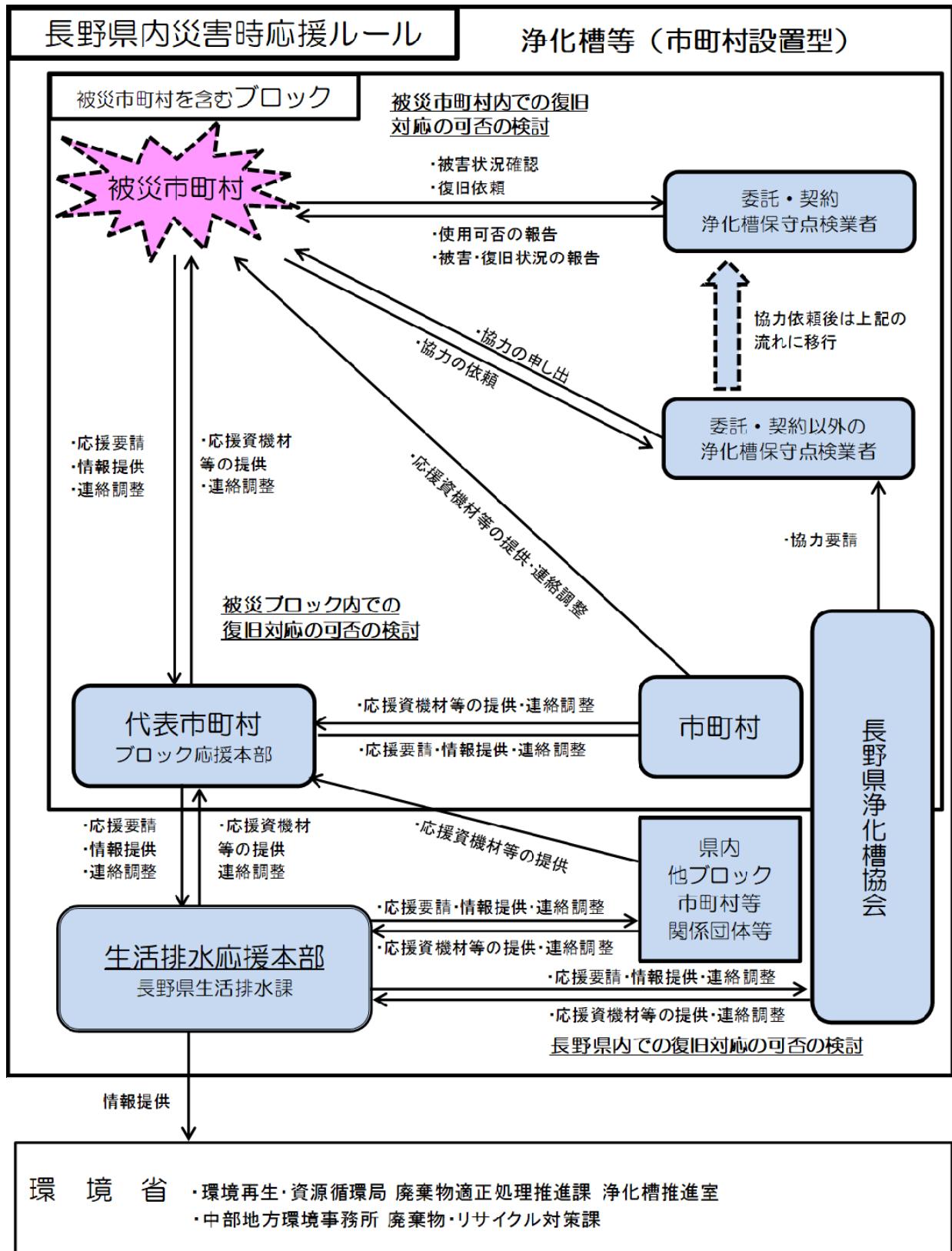


別紙5 応援体制（農業集落排水事業） フロー図

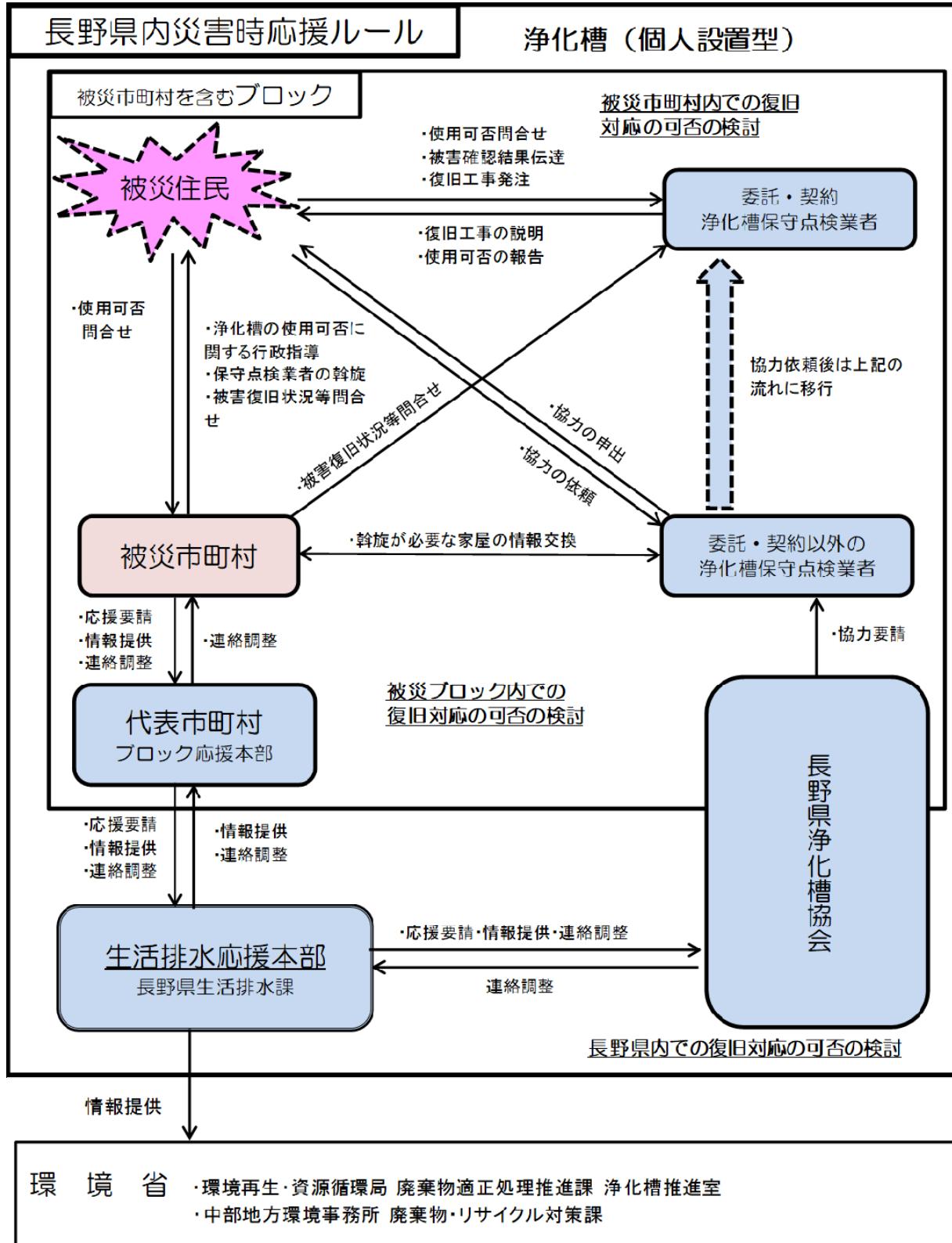


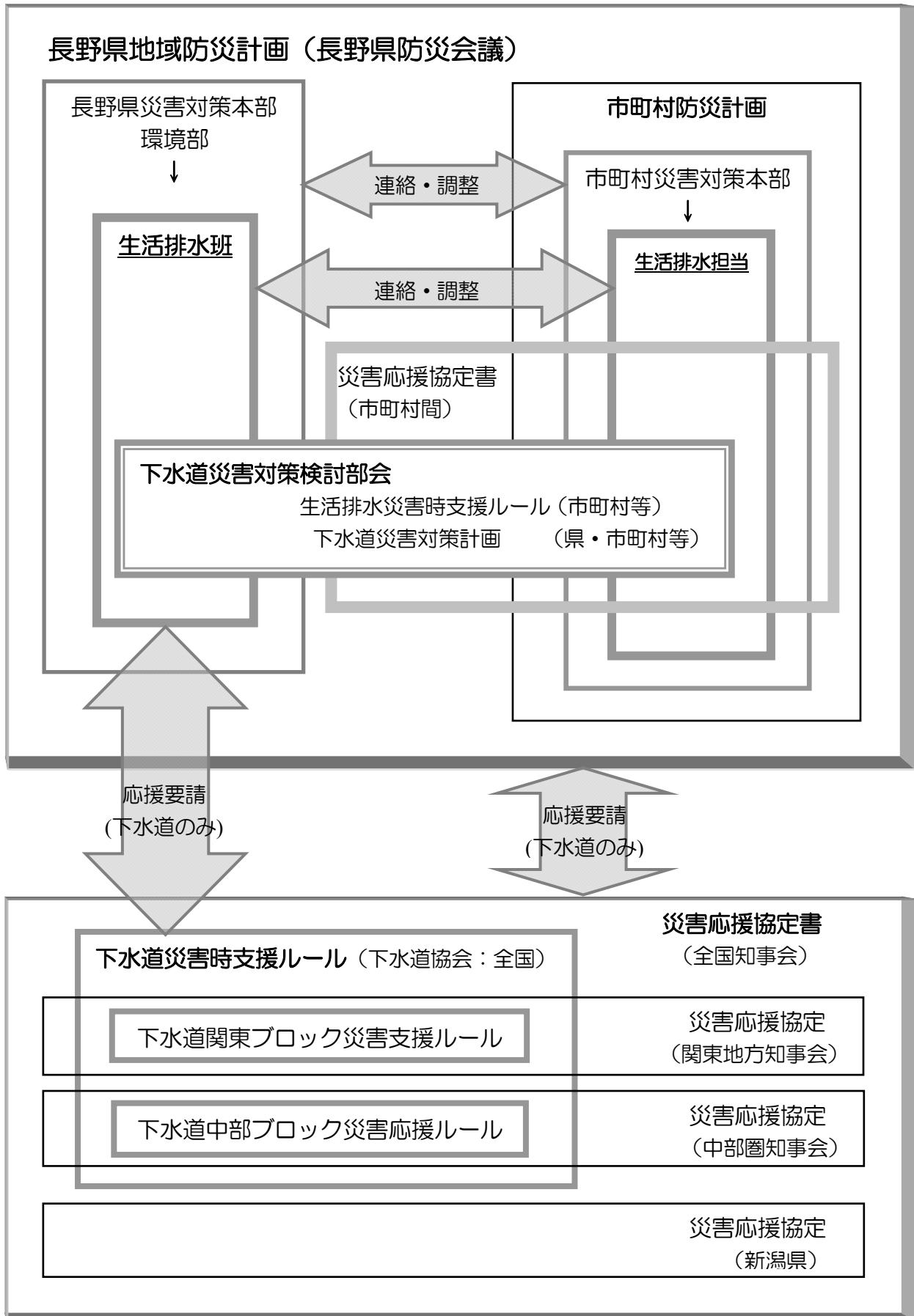
※農業集落排水施設に係る応援体制の詳細について、今後、農政部の応援ルール（現在作成中）の内容と整合させる予定

別紙6 応援体制（浄化槽） フロー図



別紙7 応援体制（浄化槽） フロー図





下水道事業における災害時支援に関するルール

令和2年12月改定

公益社団法人 日本下水道協会

まえがき

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震（前震：4 月 14 日 マグニチュード 6.5 最大震度 7、本震：4 月 16 日 マグニチュード 7.3 最大震度 7）は、平成 7 年阪神・淡路大震災、平成 16 年新潟県中越地震、平成 19 年新潟県中越沖地震、平成 23 年東日本大震災以来の甚大かつ広域的な被害を下水道施設に与えました。下水道施設については、管路の破損や下水処理場等の損傷が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けました。

被災した自治体に対しては、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われました。

熊本地震における発災後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体や支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、現行ルール（平成 24 年 6 月改定）を改善する必要があると判断し、「災害時支援に関する検討委員会」を 10 月 11 日、11 月 28 日の計 2 回開催し、本ルールの改定作業を進めてきたものです。

平成 28 年 12 月の主な改定内容は、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務に「大都市ルール」との調整を追加、下水道対策本部の業務及び応援活動を行う際の安全への留意等について見直しを行いました。

その後、大都市ルールを所管している災害時支援大都市連絡会議では、南海トラフ地震発生時に大都市間の支援だけでは対応できない場合を想定し、本ルールへ支援要請する際の連携フロー案について検討し、令和 2 年 1 月の災害時支援大都市連絡会議で審議が行われました。この審議結果を踏まえ、「災害時支援に関する検討委員会」を 11 月 4 日に開催し、本ルールの参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）に追加しました。

本ルールは、全国の自治体や国、関連団体等が自助・共助の精神からなる災害時支援に係る基本的な枠組みであり、強制力はありませんが、官民が一体となって、災害時の支援に当たられる下水道関係者の総意のルールとして、支援全般を通して、より円滑かつ迅速な支援対応が可能となっていくことを期待しています。

併せて、今後、本ルールによって、平常時において支援及び受援体制等が構築され、大規模災害に備えていただければ幸いです。

令和 2 年 12 月

公益社団法人 日本下水道協会

委員の構成

(順不同・敬称略)
(令和2年12月1日現在)

災害時支援に関する検討委員会

委員長	東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課課長	川上直之
委員	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室長	吉澤正宏
//	新潟県土木部都市局下水道課課長	鈴木則昭
//	愛知県建設局建設部下水道課課長補佐	杉浦宗仁
//	大阪府都市整備部下水道室事業課課長補佐（建設グループ長）	上桙勇一
//	広島県土木建築局都市環境整備課課長	樋口稔
//	福岡県建築都市部下水道課課長技術補佐	中島巧
//	宮城県土木部都市計画課課長	大宮敦
//	東京都下水道局計画調整部計画課課長	武藤真
//	大阪市建設局下水道部調整課事業計画担当課長	原田俊崇
//	神戸市建設局下水道部計画課課長	脇本英伸
//	日本下水道事業団事業統括部事業課長	山本哲雄
//	（公財）日本下水道新技術機構研究第一部副本部長	内田聰
//	（公社）全国上下水道コンサルタント協会調査課長	幡豆英哉
//	（一社）日本下水道施設業協会技術部長	堅田智洋
//	（一社）日本下水道施設管理業協会業務部長	岐部賢治
//	（公社）日本下水管路管理業協会常務理事	井坂昌博
//	全国管工事業協同組合連合会専務理事	粕谷明博
特別委員	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道事業調整官	本田康秀

目 次

1.	下水道事業における災害時支援に関するルール	
第1章	総 則	1
第2章	平常時の対策	1
第3章	下水道対策本部	3
第4章	その他	7
2.	参考資料	
参考資料-1	「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）	9
参考資料-2	「災害対策基本法・地方自治法関連条文」	13
参考資料-3	「災害対策基本法施行令」	18
参考資料-4	「災害対策基本法施行規則」	20
参考資料-5	「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」	21
参考資料-6	応援と派遣との法的関連図	29
	下水道事業における災害時支援に関するルールの解説	31

「下水道事業における災害時支援に関するルール」

平成 8年 1月制定

平成 19年 6月改定

平成 24年 6月改定

平成 28年 12月改定

令和 2年 12月改定

災害時支援に関する検討委員会

第1章 総 則

(目的)

第1条 下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国を次の各号に掲げる6ブロックに分けて災害時支援ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバーを置く。各ブロック内の都道府県のうち、括弧内はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロック（オブザーバーではないブロック）で対応するものとする。

(1) 北海道・東北ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、（新潟県）

(2) 関東ブロック

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、（長野県）、

(静岡県)

(3) 中部ブロック

新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、(福井県)、
(滋賀県)

(4) 近畿ブロック

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、(三重県)、(徳島県)

(5) 中国・四国ブロック

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(6) 九州ブロック

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、(山口県)

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

(1) 国土交通省地方整備局、北海道開発局または内閣府沖縄総合事務局

(以下「地方整備局等」という。)

(2) 日本下水道事業団

(3) 都道府県(オブザーバーの県を含む。)

(4) ブロック内の大都市

(5) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市(以下「大都市窓口」という。)

(6) ブロック連絡会議で選出した市町村

(7) (公財)日本下水道新技術機構

(8) (公社)全国上下水道コンサルタント協会

(9) (一社)日本下水道施設業協会

(10) (公社)日本下水道管路管理業協会

(11) (一社)日本下水道施設管理業協会

(12) 全国管工事業協同組合連合会

(13) (公社)日本下水道協会

※(公財)は公益財団法人の略、(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都道府県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 各ブロックに、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都道府県をもって充て、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができる。任期は幹事と同様とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。

(1) ブロック連絡会議幹事の選任に関する事。

(2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関する事。

(3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。

(4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係

機関等にすること。

- (5) 第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出にすること。
- (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リストの集計にすること。
- (7) ブロック内の情報連絡等の訓練にすること。
- (8) その他災害支援に必要な事項。

3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（以下「ブロックルール」という。）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

（災害時支援全国代表者連絡会議）

第5条 下水道施設の被災時における支援活動に関する全国的な方策等を調整するために災害時支援全国代表者連絡会議（以下「全国代表者連絡会議」という。）を設置する。

2 全国代表者連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。なお、事務局は、（公社）日本下水道協会とする。

- (1) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
- (2) 日本下水道事業団
- (3) ブロック連絡会議幹事
- (4) 大都市窓口
- (5) 第3条第2項第7号から第13号に定める団体

3 全国代表者連絡会議は、原則として年1回開催し、以下の各号に掲げる事項について協議、調整する。

- (1) 全国代表者連絡会議における連絡体制にすること。
- (2) ブロック間の連絡調整にすること。
- (3) その他災害支援に必要な事項。

第3章 下水道対策本部

（下水道対策本部の設置）

第6条 都道府県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都道府県に報告するものとする。

- 3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都道府県に支援要請を行うものとする。
- 4 都道府県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事及び地方整備局等を経由して国土交通省水管・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
- 5 下水道対策本部は、当該都道府県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺に設置することができる。
- 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員及び各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。
- 7 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第9条に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第7条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都道府県の下水道担当課長

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団の担当総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都道府県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長

オ (公社) 日本下水道協会

カ 第3条第2項第7号から第12号に定める団体が指名する者

キ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

- 2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。
 - (1) 被災した自治体を有するブロック（以下「被災したブロック」という。）以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
 - (2) 大都市窓口
 - (3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長
- 3 下水道対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援

調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

(下水道対策本部の業務)

第8条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 大都市ルールとの調整に関すること。
- (5) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (6) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (7) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第12条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (8) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (9) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (10) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (11) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (12) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (13) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を追加するものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

(国土交通省の役割)

第9条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(支援体制の確立)

第10条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都道府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都道府県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帶同可能な資機材等について報告するものとする。

3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都道府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案に当たっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第9条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

(応援活動)

第11条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帶同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡を取りながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

(前線基地)

第12条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

- 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

第4章 その他

(被災した自治体の役割)

第13条 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

(費用負担の考え方)

第14条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

(全国ルールの改定)

第15条 全国ルールの改定は、(公社)日本下水道協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする。

(その他)

第16条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を(公社)日本下水道協会に報告するものとする。

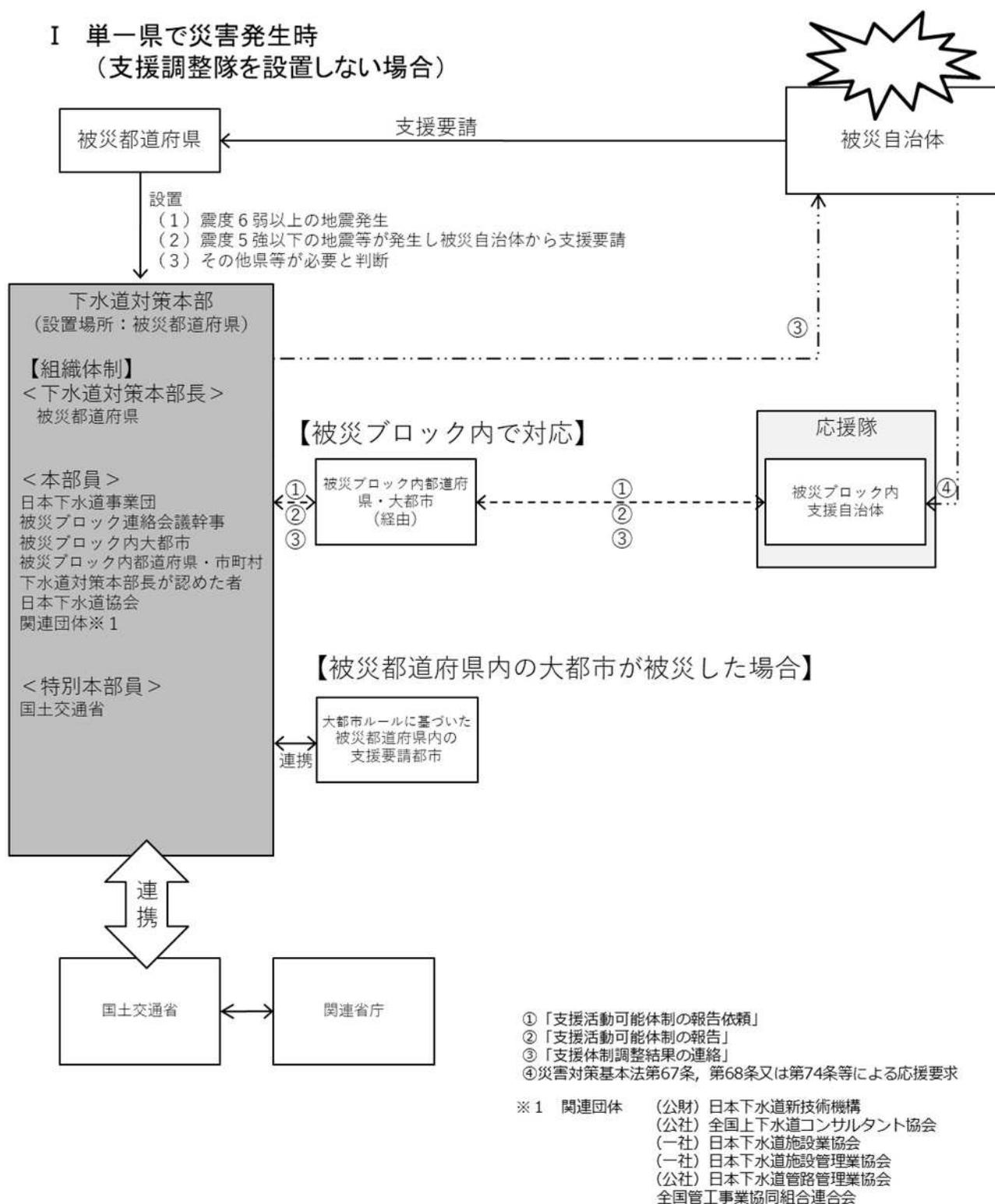
- 2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- 3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都道府県は被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡するものとする。(公社)日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。

参考資料

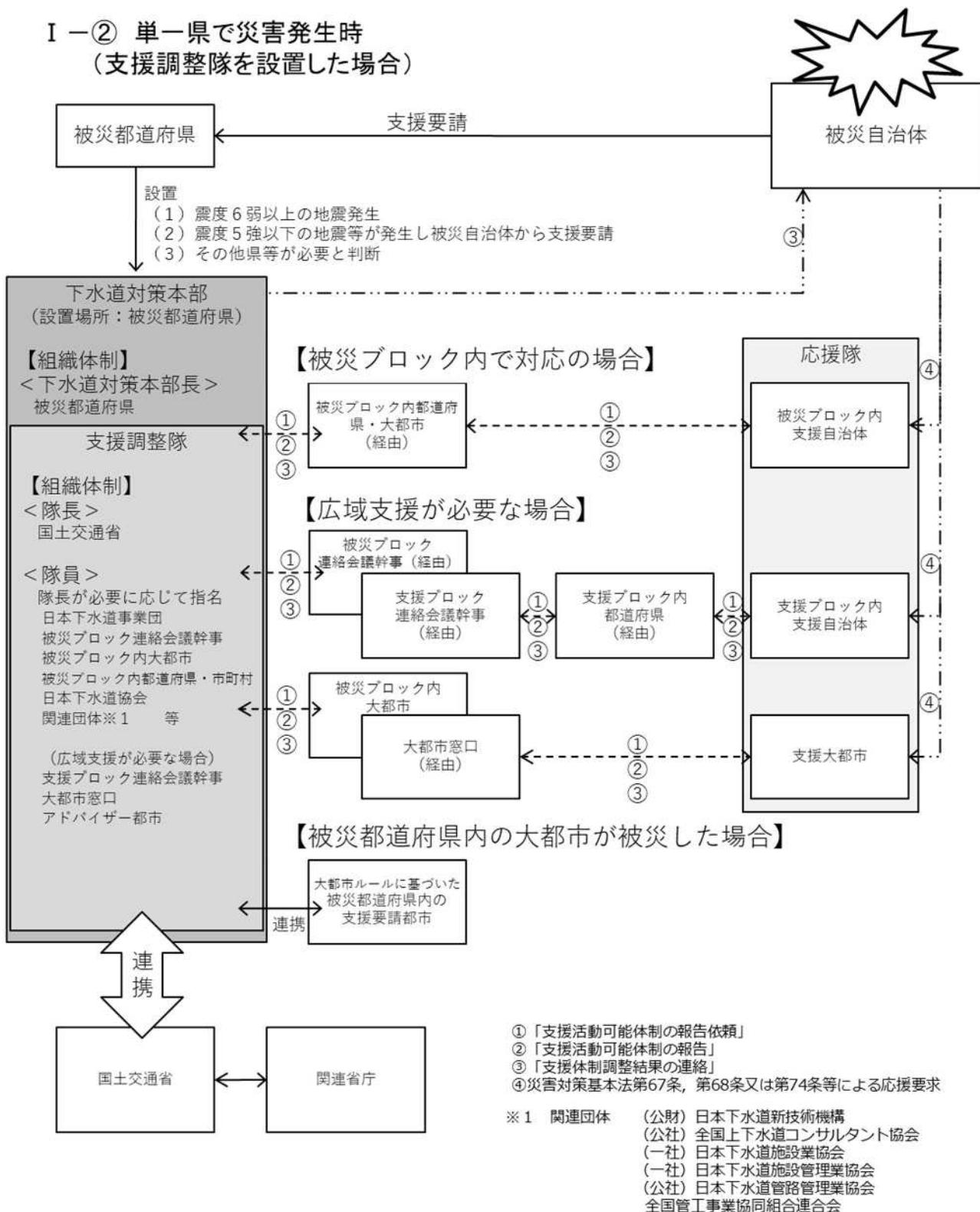
- 参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）
- 参考資料－2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」
- 参考資料－3 「災害対策基本法施行令」
- 参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」
- 参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」
- 参考資料－6 応援と派遣との法的関連図

参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）

I 単一県で災害発生時
(支援調整隊を設置しない場合)

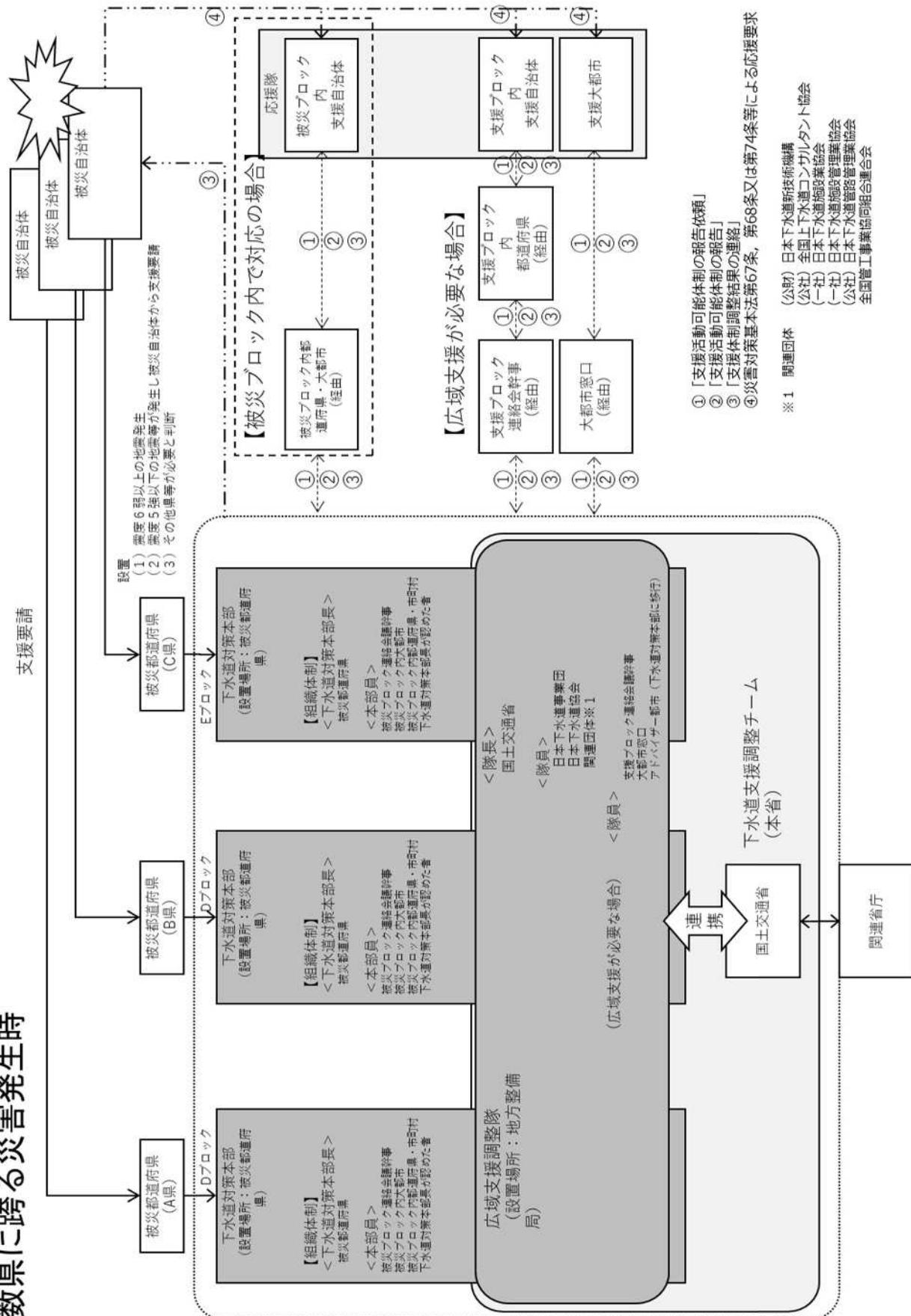


I-② 単一県で災害発生時
(支援調整隊を設置した場合)

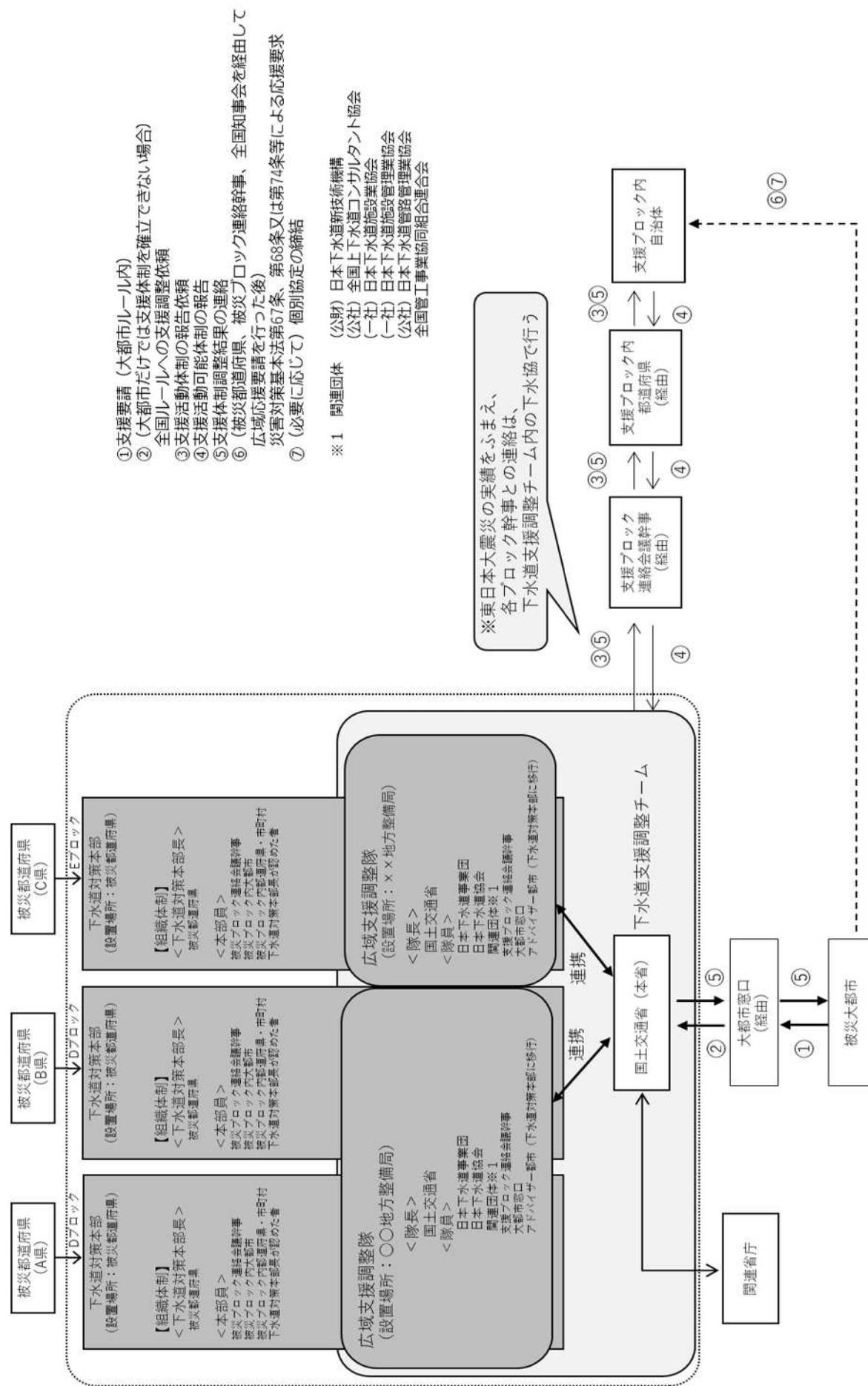


複数県に跨る災害発生時

請要支援



II-② 複数県に跨る災害発生時（大都市から支援要請ががあった場合）



参考資料－2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」

1. 災害対策基本法関連条文

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関する万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるよう、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることが

できる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(都道府県知事の指示等)

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようとするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行なわれるようとするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(指定行政機関の長等に対する応援の要求)

第七十四条の四 第七十一条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

- 第九十二条** 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

- 第九十三条** 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。
- 2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

- 第九十五条** 前条に定めるもののほか、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

2. 地方自治法関連条文

(職員の派遣)

- 第二百五十二条の十七** 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。
- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当

該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができます。

- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

参考資料－3 「災害対策基本法施行令」

(災害時における交通の規制の手続等)

第三十二条 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

(政令で定める費用)

第三十九条 法第九十三条第一項の政令で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置又は他の市町村の区域内で実施した応援のうち、主として当該市町村以外の市町村又は当該他の市町村以外の市町村（当該市町村を除く。）の利害に關係がある応急措置又は応援のために通常要する費用で、当該市町村又は当該他の市町村に負担させることが不適當と認められるもの
- 二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する政令で指定された激甚災害（以下「激甚災害」という。）のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつた法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置又は当該市町村に対して他の市町村の市町村長が実施した応援のために通常要する費用で、当該

市町村に負担させることが困難と認められるもの

(都道府県の負担)

第四十条 法第七十二条第一項 の規定により指示した都道府県知事の統轄する都道府県は、前条第一号に掲げる費用のうち、市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその三分の二を、市町村長が他の市町村の区域内で実施した応援のために要した費用及び前条第二号に掲げる費用についてはその全部をそれぞれ負担するものとする。

(政令で定める費用)

第四十一条 法第九十五条の政令で定める費用は、次の各号に掲げる費用で、国が別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内においてその一部を負担し、又は補助することとしているもの以外のものとする。

- 一 地方公共団体の長が実施した応急措置のうち、主として当該地方公共団体の長の統轄する地方公共団体以外の地方公共団体の利害に関係がある応急措置のために通常要する費用で、当該地方公共団体に負担させることが不適当と認められるもの
- 二 激甚災害のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなった法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置のため通常要する費用で、当該市町村に負担させることが困難と認められるもの

(国の補助)

第四十二条 国は、前条各号に掲げる費用については、非常災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができる。

参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」

(緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等)

第六条 令第三十三条第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 令第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

下水道災害時における
大都市間の連絡・連携体制に関するルール

令和2年1月

災害時支援大都市連絡会議

下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生した際、相互に救援協力するための「21大都市災害時相互応援に関する協定（平成24年10月1日付）」（以下「大都市協定」という。）を締結している。大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、大都市は、大都市協定に基づく下水道事業の支援を行うにあたり、友愛的精神により相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを定める。

（ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

2 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からルール適用の要請があった場合は、本ルールを適用する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した都市は、発災後すみやかに第4条に定める情報連絡総括都市に被災状況及びルール適用の有無等を連絡するものとする。

3 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条の2に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に先遣隊を被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

4 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大

都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。

- 5 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。
- 6 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表－2のとおりとする。
- 7 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(支援要請後の情報連絡体制)

- 第4条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。
- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

(現地指揮連絡体制)

- 第5条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。
- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
 - 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表－3のとおりとする。
 - 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
 - 5 支援開始後の一連の情報連絡体制は、表－4のとおりとする。

(支援隊の受け入れ体制)

- 第6条 支援隊受け入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。
- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難い場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
 - 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。
 - (1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
 - (2) 前号により難い場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
 - 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。

- 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
- 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

- 2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

- 2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

- 3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。

- 4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

- 2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

(下水道台帳の共有)

第10条 各大都市は、円滑な支援を目的とし、下水道台帳等必要な資料の共有に努める。下水道台帳の他、共有する資料は連絡会議において協議し、定めるものとする。

(平常時の連絡会議及び訓練)

第 11 条 毎年一回以上連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(公社)日本下水道協会の関係者及び各大都市の担当課長とする。

(協議)

第 12 条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

(その他)

第 13 条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

1 このルールは、令和 2 年 1 月 16 日から効力を生ずる。

平成 8 年 5 月 16 日制定
平成 9 年 10 月 30 日改正
平成 16 年 1 月 27 日改正
平成 20 年 2 月 20 日改正
平成 21 年 10 月 7 日改正
平成 22 年 9 月 30 日改正
平成 24 年 10 月 1 日改正
平成 25 年 12 月 12 日改正
平成 27 年 5 月 21 日改正
平成 27 年 12 月 21 日改正
平成 29 年 1 月 18 日改正
平成 31 年 1 月 11 日改正
令和 2 年 1 月 16 日改正

[表-1] 災害時における連絡・連携体制について（第3条関係）

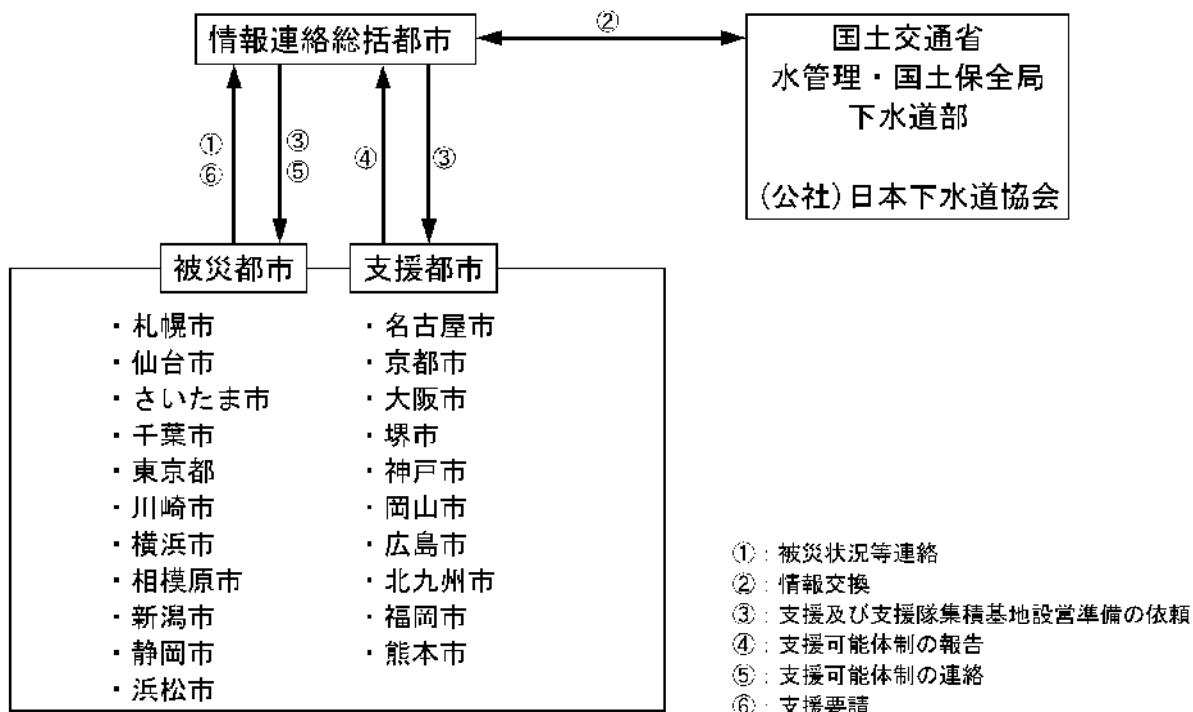
災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。ただし、広域災害等これによりがたい場合は、被災状況に応じて判断する。

ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市※	支援隊集積基地	現地支援総括都市		
北海道・東北	札幌市	東京都	大阪市	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。		
	仙台市					
関東	さいたま市	大阪市				
	千葉市					
	東京都					
	川崎市					
	横浜市					
	相模原市					
中部	新潟市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。		
	静岡市					
	浜松市					
	名古屋市					
近畿	京都市	東京都				
	大阪市					
	堺市					
	神戸市					
中国・四国	岡山市	大阪市				
	広島市					
九州	北九州市					
	福岡市					
	熊本市					

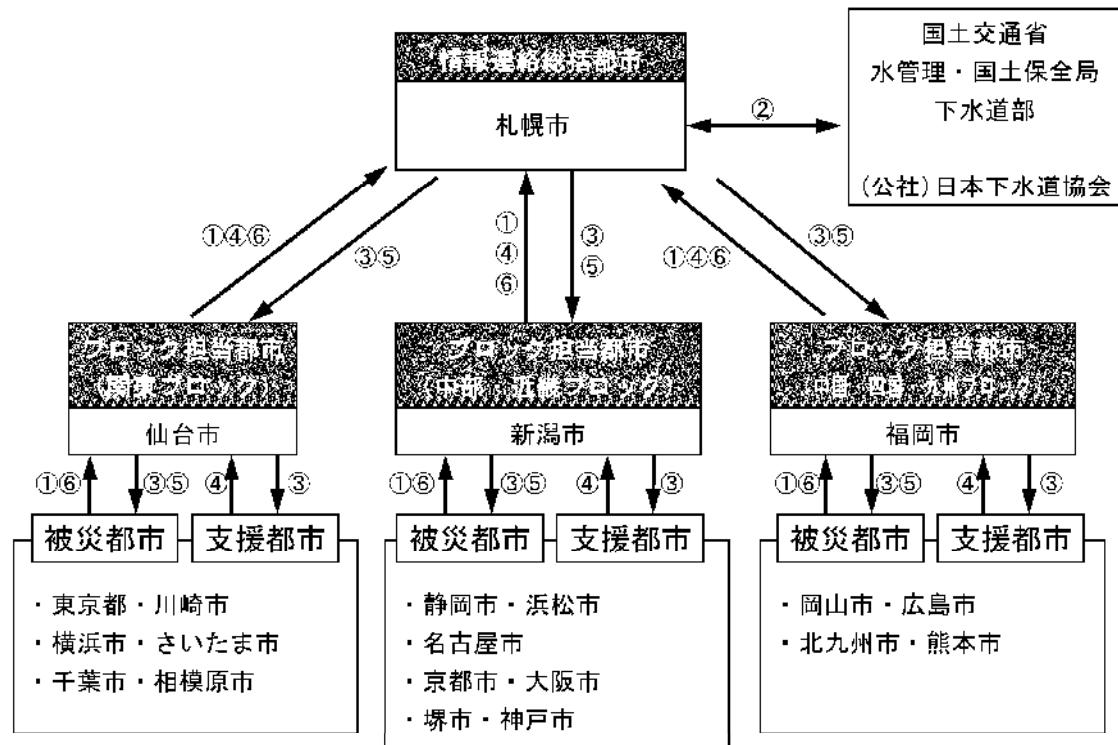
※東京都及び大阪市が共に被災し、情報連絡総括都市の役割を担うことができない場合は、札幌市が情報連絡総括都市となるものとする。この場合において、札幌市は、連絡が取れない場合を除き、事前に両都市と協議を行うものとする。

[表-2] 緊急時の情報連絡体制（第3条関係）

(1) 東京都及び大阪市が情報連絡総括都市の場合

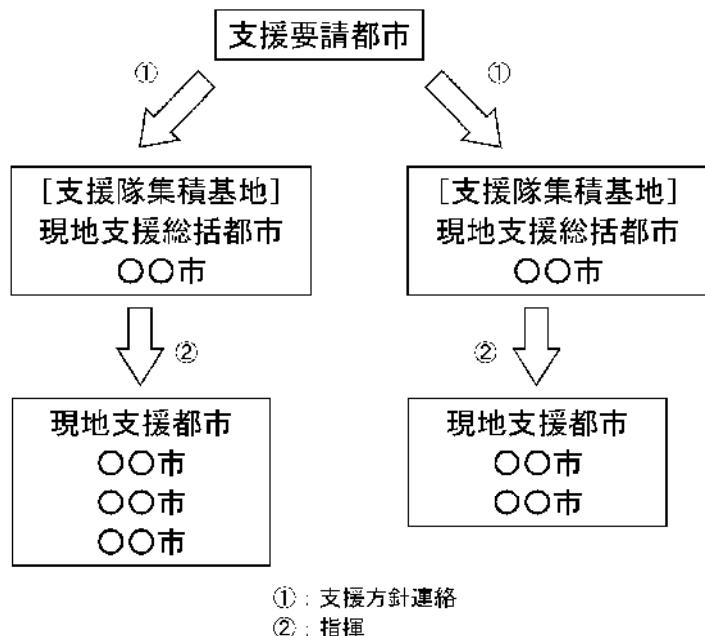


(2) 札幌市が情報連絡総括都市の場合

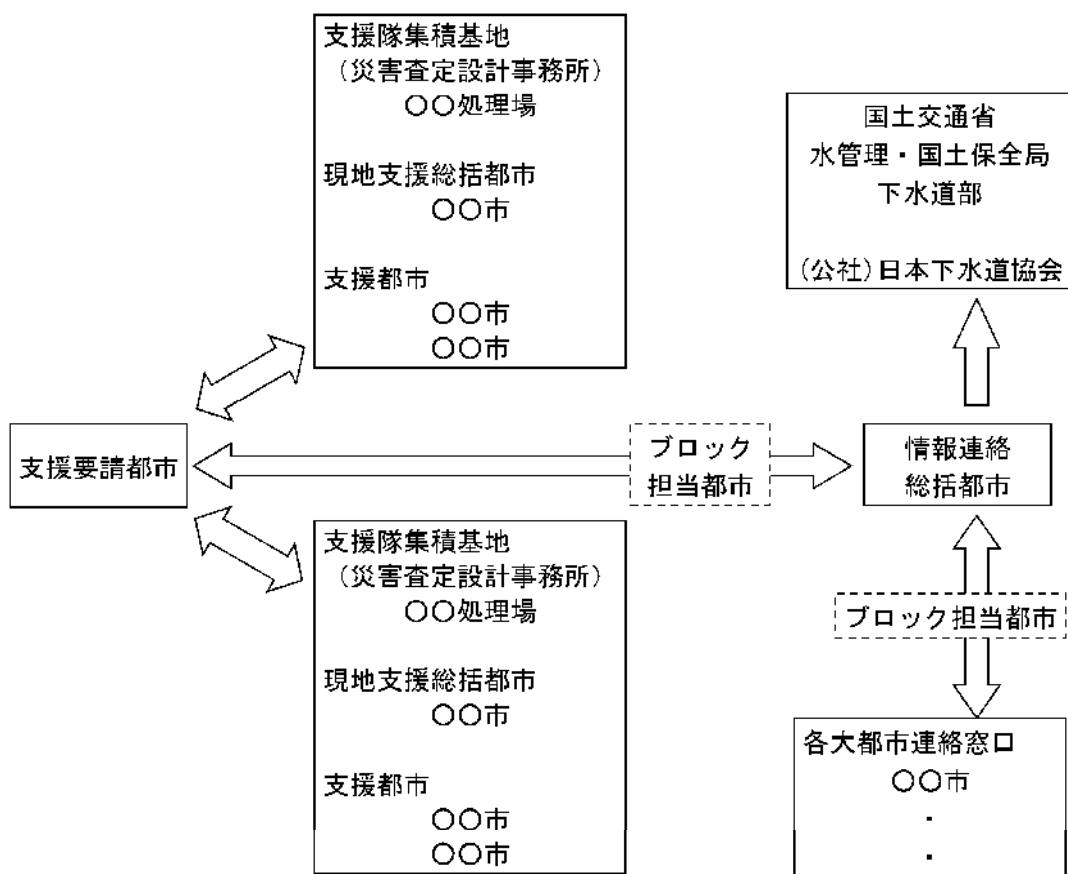


※札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行うものとする。また、情報連絡体制はこれを基本とするが、各都市被災状況等これによりがたい場合は状況に応じ判断する。

[表-3] 現地指揮連絡体制（第5条関係）

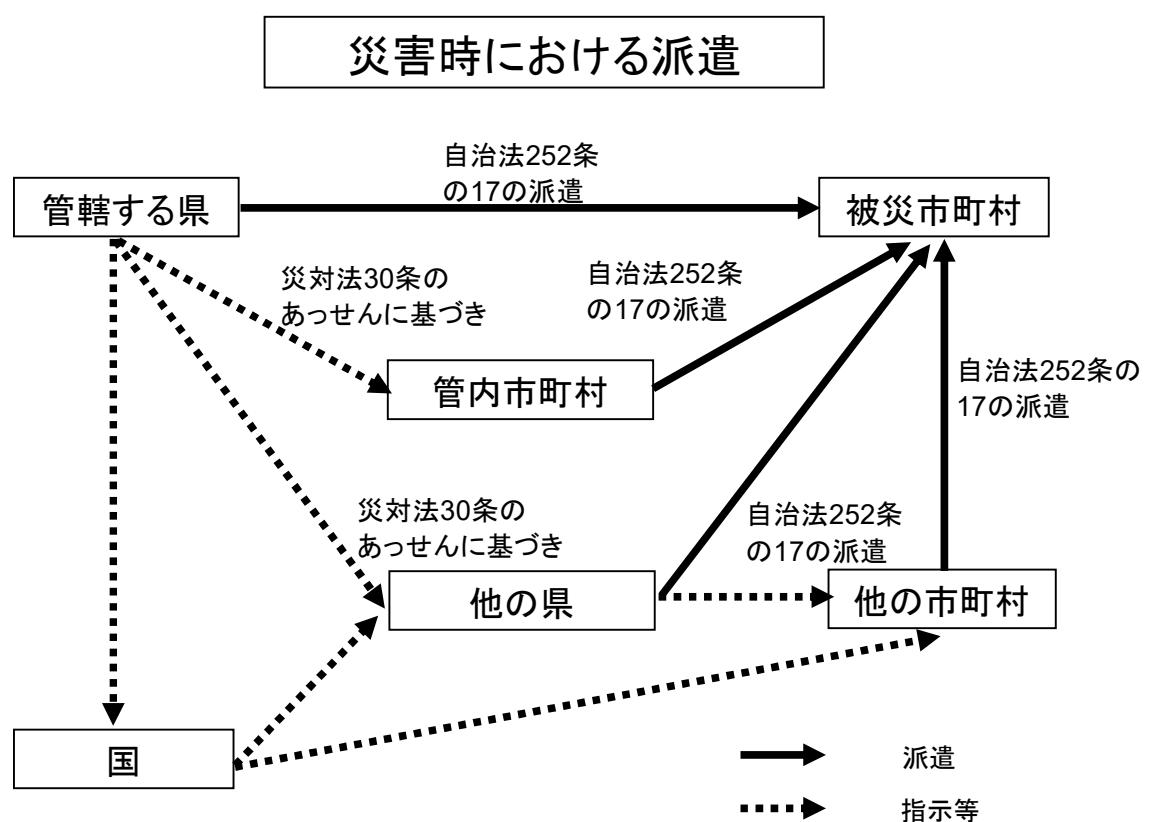
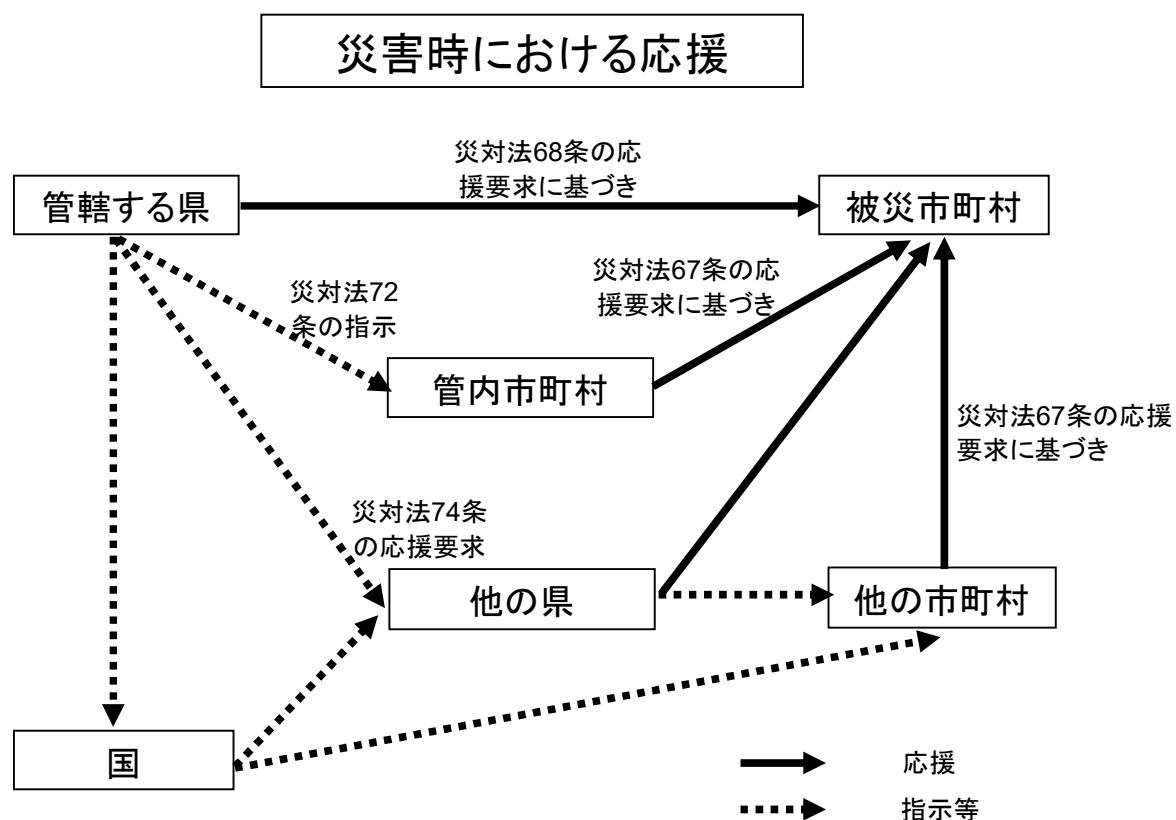


[表-4] 支援開始後の情報連絡体制（第5条関係）



札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行う

参考資料－6 応援と派遣との法的関連図



下水道事業における災害時支援に関するルールの解説

令和2年12月改定

公益社団法人 日本下水道協会

目 次

1. 「全国ルール」改定の経緯について	35
2. 「全国ルール」と「大都市ルール」との関連について	35
3. 災害時支援ブロック連絡会議について	35
4. ブロック連絡会議幹事について	36
5. 災害時支援全国代表者連絡会議について	36
6. 下水道対策本部について	36
7. 国土交通省の役割（全国ルール第9条）について	38
8. 災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）について	39
9. 前線基地の現地応援総括者について	41
10. 被災した自治体の役割について	41
11. 災害復旧支援活動にかかる費用負担について	42
12. 参考資料－1 「ルールのフロー」について	42
13. 今後、推進が望まれる取組について	43
14. 「全国ルール」における用語について	44
15. 資料	
<資料－1 支援調整時の文書例>	46
様式－①：支援活動可能体制の報告について（依頼）	46
様式－②：支援活動可能体制の報告について（回答）	47
様式－③：支援体制調整結果（案）の連絡について	49
様式－④：応援の要求について（依頼）	50
様式－⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）	51
<資料－2 全国ルールの詳細フロー（例）>	52
<資料－3 応援活動の役割分担表（例）>	56
<資料－4 平常時の対策>	60
<資料－5 全国ルールにおける用語集>	61

下水道事業における災害時支援に関するルール（「全国ルール」）の解説

平成 28 年 4 月 16 日に発生した熊本地震にかかる支援活動の実状を踏まえた「全国ルール」の改定にあたり、ブロック連絡会議や下水道対策本部の運用等の参考となるよう、改定の経緯、補足、変更点、参考となる実績及び参考資料等を「解説」として取りまとめています。

1. 「全国ルール」改定の経緯について

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を受け、平成 8 年 1 月に「全国ルール」を制定し、大規模災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達方法などの下水道界の基本ルールを作成しました。

その後、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震を受け、応援及び派遣された職員の身分及び費用負担の整理、広域的な支援が必要な場合の対応等について見直し、平成 19 年 6 月に改定しました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、複数の都道府県に被害が跨る場合の広域支援対応等について見直し、平成 24 年 6 月に改定しました。

今回の改定においては、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務への「大都市ルールとの調整」の追加、安全への留意等について見直しています。

2. 「全国ルール」と「大都市ルール」との関連について

「全国ルール」では、東日本大震災のようなプレート境界型地震や熊本地震のような直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合、複数の都道府県に跨る広域被災の場合に備えて、都道府県を超える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的としています。

また、大規模な災害が発生した場合、支援（「応援」及び「派遣」）経験を有する大都市の支援が重要であることから、「全国ルール」と「大都市ルール」を調整しながら、大規模な災害に迅速に対処することになっています。例えば、被災ブロックの大都市のうち、被害が少ない大都市がある場合、その大都市は、全国ルールに基づき大都市以外の支援も行います。

3. 災害時支援ブロック連絡会議について

平常時の業務をブロック連絡会議で行うこととし、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成との整合を図るため、オブザーバー県を設置しています。

なお、当該オブザーバーの県内で災害が発生した際は、オブザーバーとして所属していないブロックで対応することとなります。

また、都道府県は第 3 条第 3 項のとおり「市町村の災害時緊急連絡網」を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について十分に周知するものとしており、周知の徹底の観点から、実施状況をブロック連絡会議に報告することが望まれます。

4. ブロック連絡会議幹事について

幹事は都道府県をもって充て、原則として年1回ブロック連絡会議を開催します（資料－4参照）。また、①幹事の選出、②参加市町村の選出、③ブロック連絡会議構成員に係る緊急連絡網（平日、夜間・休日）の作成、④連絡する災害規模及び報告関係機関等、⑤第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出、⑥資機材リストの集計、⑦訓練、を協議・調整等を行います。

なお、災害時緊急連絡網の作成にあたっては、資料－2に全国ルールの詳細フロー（例）を掲載していますので参考にしてください。

5. 災害時支援全国代表者連絡会議について

支援活動に関する全国的な方策等を調整するため、災害時支援全国代表者連絡会議を設置し、事務局は日本下水道協会とし、原則として年1回開催します（資料－4参照）。

6. 下水道対策本部について

（1）下水道対策本部の位置づけ

下水道対策本部は、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」の下水道事業に関する部分についての運営支援を行う組織とし、災害復旧活動の支援業務等（災害対策基本法第67条等に基づく応援要求の調整や後方支援等）を行うものとし、その活動は、任意の調整機能と位置づけられます。

（2）下水道対策本部の設置要件

次の場合に設置するものとします。

- ①震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②震度5強以下の地震等で、被災自治体から支援要請を受けた場合
- ③都道府県とブロック連絡会議幹事が調整し必要と判断した場合

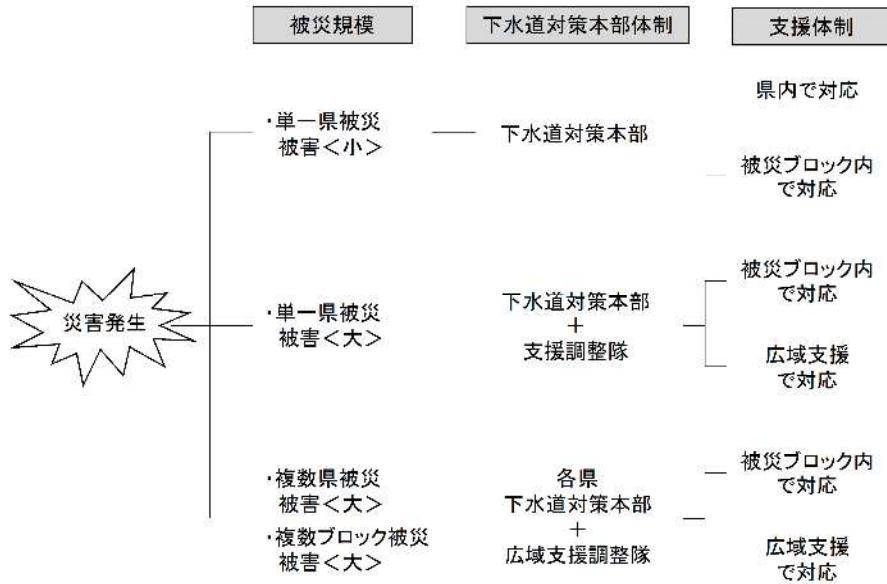
（3）下水道対策本部の組織

下水道対策本部長は、原則として被災都道府県の下水道担当課長とします。

また、被災状況やこれまでの被災ブロックにおける支援及び受援経験等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整や被災したブロック内の自治体への支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができることを今回新たに追加しました。なお、リーダーシップを発揮しやすいよう、支援調整隊の隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うことや、また、機動的かつ効率的に活動できるよう、支援調整隊の隊員は、下水道対策本部に参集した下水道対策本部員から隊長が必要に応じて指名するものとしました。

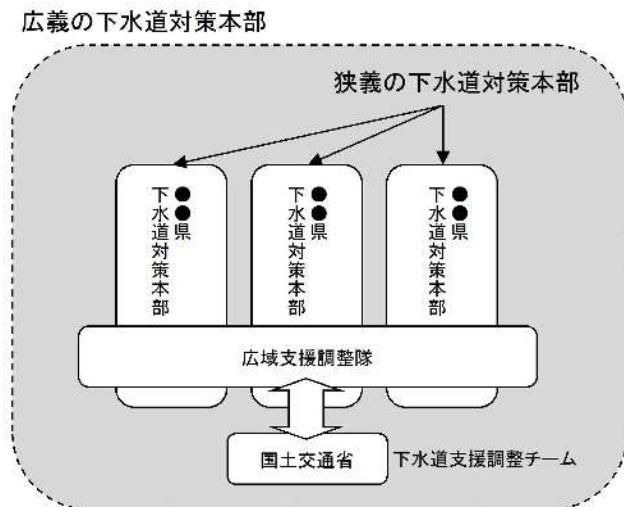
熊本地震の際には、現地支援本部と称し、支援調整等の下水道対策本部の業務を行いましたが、下水道対策本部と名称の明確化を図るため、支援調整隊に改称しました。

被災規模による下水道対策本部の体制イメージを図－1に示します。



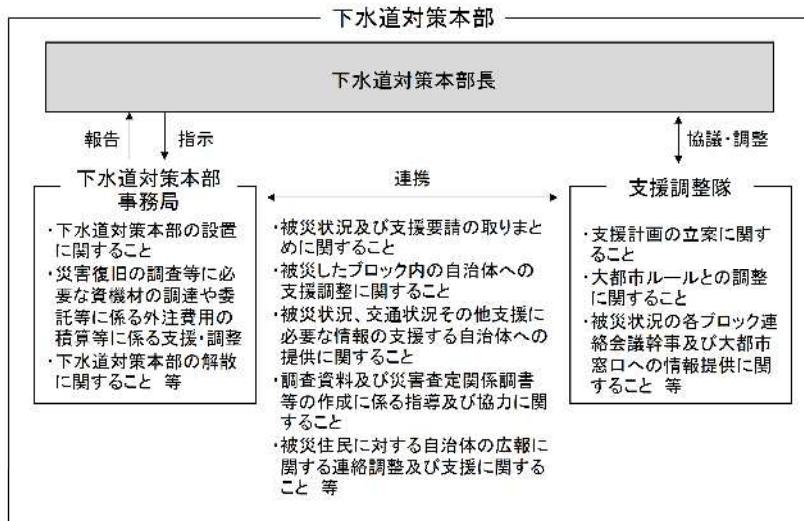
図－1 被災規模による下水道対策本部の体制イメージ

東日本大震災のような複数の都道府県に跨る広域被災の場合には、図－2に示すように、被災した各県に（狭義の）下水道対策本部が設置され、支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整により、広域支援調整隊を設置することができます。また、国土交通省下水道部内に下水道支援調整チームが設置され、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に（広義の）下水道対策本部として対応することになります。



図－2 複数県に跨る広域被災における下水道対策本部のイメージ

下水道対策本部には、第7条第4項のとおり、下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置くこととなっており、熊本地震における下水道対策本部事務局と支援調整隊（当時：現地支援本部）の役割分担の例を図－3に示します。



図－3 下水道対策本部事務局と支援調整隊の役割分担の例

(4) 下水道対策本部の設置場所

下水道対策本部は、原則として被災都道府県の本庁舎所在地に設置します。

なお、東日本大震災では、岩手県、宮城県等に下水道対策本部を設置したことに加え、東北地方整備局に広域支援調整隊（当時：現地支援本部）を設置し、連携を図りながら対応しました。

(5) 下水道対策本部の構成員

構成員の身分及び費用は、「ブロック知事協定」等で特に定めがある場合を除き、(1)のとおり、下水道対策本部の位置づけに鑑み、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による参加とします。これは、下水道対策本部での支援活動が、災害対策基本法に基づく災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）と異なることから、「自主的な参加」としているためです。

(6) 支援計画の立案

支援計画の立案においては、災害査定の期限を考慮し、災害査定設計書の作成に至るまでの支援体制が適切な規模となるよう計画する必要があります。

7. 国土交通省の役割（全国ルール第9条）について

ライフラインである下水道施設の早期の機能復旧は、被災した国民の生活にとって必要不可欠であることから、下水道対策本部の活動を迅速かつ的確に実施するとともに、十分な支援体制を構築する必要があります。

阪神淡路大震災、新潟県中越・中越沖地震、東日本大震災、熊本地震等において、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び地方整備局は、現地の下水道対策本部へ職員を派遣するなど、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携し、支援活動の総合調整を行ってきたことを踏まえ、国土交通省の役割は、ブロック内及び広域支援による支援・応援活動等の「総合調整」を行うこととしています。なお、自治体においては、自主的に行動していくことも必要です。

また、熊本地震においても東日本大震災と同様に災害査定の簡素化に関する通知が発出される等、今後も災害査定に至るまでの業務の迅速化・効率化について検討する役割があります。

8. 災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）について

「全国ルール」では、対策本部設置から災害査定資料作成等までの支援活動を想定していますが、それ以降の支援活動も含めて考え方を整理します。

(1) 災害復旧支援活動の位置づけ

災害が発生し、被災自治体へ他の自治体が応急対策、災害復旧の支援を行う場合、災害対策基本法及び地方自治法第252条の17に定める「応援」及び「派遣」の規定に基づき実施します。これは、災害復旧支援活動を行う際には、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意することが重要ですが、職員が二次災害等に遭遇した場合の措置等を明確にするため、災害復旧支援活動を災害対策基本法及び地方自治法に基づく活動に位置づけたものです。

表－1 災害対策基本法における「応援」と「職員の派遣」の位置づけ（参考）

区分	応援 (災対法第67、68、74条)	職員の派遣 (災対法第29～33条)
性質	マンパワーとしての人員に着目する場合が多い。	職員個人の有する技術・知識・経験等に着目。
期間	短期。	原則として長期にわたる。
事務	災害応急対策を実施するために必要なこと。	災害応急対策又は災害復旧に関し必要なこと。
身分	身分異動を伴わない。	派遣先の身分と併任。
指揮・監督	応援隊が一隊となって派遣先の指揮下に入る。	個人的に派遣先に分属する。

（出典；逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕p424）

なお、災害対策基本法第29条に規定されている「職員の派遣」は国の職員に適用されるもので、(3)のとおり、地方公共団体の職員の場合は地方自治法第252条の17の規定によることになります。詳細は同法の手続きを参照してください。

(2) 「応援」を実施する場合の手続き

災害対策基本法に基づく「応援」を実施する場合、被災自治体及び応援自治体間において、災害対策基本法第67条（市町村長等相互の場合）、同第68条（市町村長等が都道府県知事に対して行う場合）又は同第74条（都道府県知事等相互の場合）に基づき手続きを行います。

なお、手続きは文書（又は電磁的記録）で行いますが、緊急でやむを得ない場合は電話又はファクシミリ、メール等により応援要請を行い、後日文書（又は電磁的記録）を速やかに提出します。

また、応援要請を行う際は、全国知事会、全国市長会及び全国町村会等を経由で別途、要請を行う可能性があり、応援要請が重複しないよう、被災自治体内において予め調整を行うことが望まれます。

(3) 「派遣」を実施する場合の手続き

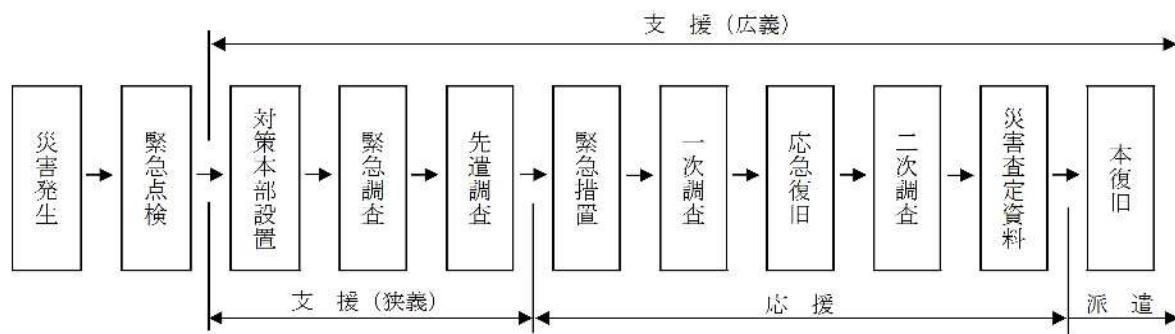
自治体の職員を派遣する場合は、地方自治法第252条の17（職員の派遣）に基づく手続きを行います。

(4) 支援、応援、派遣の区分

他の自治体が被災自治体で実施する活動は、災害対策基本法及び地方自治法に基づき、「応援」や「派遣」と位置づけられます。よって、災害対策基本法及び地方自治法に基づく「応援」や「派遣」以外の活動である、「下水道対策本部の活動」や「他の自治体が実施する先遣調査」等は、他の自治体等の職員が所属組織・団体の身分及び費用による参加としての「支援（狭義）」の位置づけとなります。

なお、二次災害の未然防止と安全確保の作業である「緊急点検」と、「緊急調査」は被災自治体による対応が基本となります。

また、「現地調査」として、下水道対策本部設置直後に、国土交通省の総合調整のもと下水道対策本部と共に、自主的に国土交通省及び日本下水道協会等が、支援規模の概要把握や広域支援要請の判断を行うことも想定しています。



図－4 支援、応援、派遣の区分のフロー（参考）

支援（広義）：対策本部の設置、緊急調査、先遣調査、応援活動及び派遣活動（支援活動時点では、広義で捉えている）

支援（狭義）：対策本部設置、緊急調査、先遣調査

応援：支援のうち、災害対策基本法第67、68又は74条等に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること

派遣：支援のうち、地方自治法第252条の17に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること

災害発生から本復旧までの項目を区分すると、図－4のフローのようになります。これまでの災害では、支援組織が支援体制を確立するために行う「先遣調査」までを「支援（狭義）」、緊急措置から災害査定資料作成までを「応援」、本復旧以降を「派遣」としている例が多くありましたが、これらの区分は実状に合わせて柔軟に対応する必要があります。

なお、東日本大震災においては、被災直後に、国土交通省、東京都、日本下水道事業団、日本下水道協会が被災状況の把握のため東北地方の現地調査を行うとともに、大都市間ルール等に基づき新潟市、大阪市が仙台市、千葉市の被害状況把握のための現地調査を行うため、職員を派遣しました。

さらに、国土交通省は、被災地方公共団体とも調整し、名古屋市、大阪市、神戸市に対し、岩手県、宮城県、福島県における先遣調査のための職員派遣の検討を依頼し、各都市は、その後もアドバイザー都市として、支援活動を行いました。一方、仙台市の支援活動のアドバイザーは政令市である新潟市が行いました。

それ以降の被災一般市町村に対する、全国の地方公共団体による広域支援については、国土交通省の総合調整のもと、大都市窓口、アドバイザー都市、日本下水道協会が各大都市、各ブロック幹事と連携し、職員の応援に係わる連絡調整を行いました。

また、東日本大震災では、「全国ルール」により出動した他の自治体（都道府県及び大都市を除く市町村）が被災自治体で実施する一次調査までの活動については、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）を前提に支援要請を行いました。

熊本地震では、前震2日後に発生した本震を受け、熊本県と国土交通省による調整の結果、本震翌日に熊本県庁内に支援調整隊（当時：現地支援本部）を設置し、復旧に向けた支援調整を図った結果、熊本市を除く熊本県内の自治体の支援においては、ブロックを跨いでの広域支援を行わず、北九州市及び福岡市を中心として、九州ブロック内の自治体のみで支援を行いました。

9. 前線基地の現地応援総括者について

現地応援総括者は、国土交通省の総合調整の上、被災自治体に設置された前線基地において、リーダーとして現地の応援を円滑に行い、下水道対策本部と綿密に連絡調整することとします。

新潟県中越地震では、広範囲な被害に対し、3地区に部隊を割り振り、それぞれに大都市がリーダーとなって支援・応援にあたりました。

東日本大震災では、広域支援が必要であったため、被災県内に（狭義の）下水道対策本部が設置され、支援を受けた被災自治体内に前線基地が設置され、被災自治体が現地応援総括者機能を担い対策本部と連絡調整を行いました。

熊本地震では、下水道対策本部が設置された地域を中心とした被害であったため、前線基地は設置されませんでした。

10. 被災した自治体の役割について

応援隊の受入に対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料等を用意します。

(1) 情報提供

現地への交通・アクセス状況、資機材リスト（マンホール蓋開器具等）、水・食糧事情等について情報を提供します。

なお、終末処理場等に宿泊が可能な場合は、その情報も提供し、民間の宿泊施設を使用してもらう場合は、応援する自治体が確保することを基本とします。

(2) 資料提供

被災状況、下水道台帳（紙ベースを複数用意）、連絡体制表等について資料を提供します。

なお、緊急調査あるいは先遣調査の部隊に、可能な限りそれまでの間に収集できた情報を提供します。

また、下水道台帳の整備に当たっては、平常時から、路線番号やマンホール番号等を正確に付けておくことにより、混乱が生じないようにしておくことも重要です。

11. 災害復旧支援活動にかかる費用負担について

(1) 応援する職員及び応援に要する費用の負担

災害対策基本法第92条(指定行政機関の長又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)の規定により、応援を受けた公共団体が当該応援に要した費用(職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等)を負担します。(出典;逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕p423)

なお、熊本地震では、総務副大臣より「平成28年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について(通知)」及び総務省自治財政局公営企業課より「平成28年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する地方財政措置等について」が発出されており、災害によっては、応援した地方公共団体において特別交付税が措置される場合もありますので、その際は活用してください。

(2) 派遣に要する費用の負担

地方自治体職員の派遣に要する費用の負担は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を合わせ有することとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担としています。

(3) 請負及び委託等に係る外注経費

TVカメラ調査、資料作成等の業務の積算にあたっては、積算基準、標準歩掛り及び公共工事労務費単価等を用いますが、積算基準等で想定していない遠隔地からの旅費、運搬費等については、実態に合わせて別途積み上げる必要があります。

これまで、被害が甚大で広域にわたる場合等の際には、広域被災地を分割して、多数のTVカメラ調査(ジェット洗浄、バキューム等付隨作業を含む)が必要な場合、遠隔地から多数の調査業者が派遣されることになりました。このような場合、必要な経費については、適切に計上する必要があります。

なお、災害発生時に個々の被災自治体が細部にわたる詳細な積算を行うことは極めて困難なため、下水道対策本部等において、「積算支援」等を行う場合は、作業部会を設置して対応する必要があります。

12. 参考資料ー1「ルールのフロー」について

- ① 「单一の都道府県内」が被災した場合(フローI)と、東日本大震災を教訓に「複数の都道府県に跨り」被災した場合(フローII)に区分して記載しています。
- ② 連絡体制のフロー「広域支援が必要な場合」では、まず現地の状況をつかんでいる「被災ブロック内連絡会議幹事」や「被災ブロック内大都市」を経由することとしています。ただし、状況によっては「被災ブロック内連絡会議幹事」や「被災ブロック内大都市」を経由せずに要請することとしています。
- ③ フローIIでは、広域支援を円滑に実施できるようにするために、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に(広義の)下水道対策本部として対応することを表しています。

- ④ 下水道対策本部は、支援体制の確立に向けて、手続きを文書（又は電磁的記録）によることを原則とします。様式については、資料－1の支援調整時の文書例を参考にしてください。
- ⑤ 資料－2に時系列による関係団体ごとの連絡・調整・活動状況を、資料－3に応援活動の役割分担表（例）を示していますので、参考にしてください。

13. 今後、推進が望まれる取組について

(1) B C P の見直し

今後、大規模地震が想定されていることから、下水道管理者は、段階的かつ計画的に地震対策を推進する必要があります。また、被災後の広域支援を迅速かつ円滑に進めるとともに早期の復旧、復興を促進するため、各自治体は下水道B C P（下水道事業における事業継続計画）を適切に見直していくことが望れます。

(2) B C P に基づく訓練

全国ルール第3条第2項「ブロック連絡会議」、第5条第2項「全国代表者連絡会議」、第7条第1項「下水道対策本部」を構成する第3条第2項第8号から第11号までの関連団体においては、これまで震災後の迅速な復旧活動に尽力していることから、支援や復旧活動の経験を活かせるよう、平常時において、災害時の支援や応急対策等に係る協定を締結し、自治体等の防災訓練等に参加しています。

また、初動時の迅速かつ的確な対応が重要であることから、第4条第2項第7号「ブロック内の情報連絡訓練」だけでなく、各市町村でも下水道B C Pに基づく初動訓練を行うことも重要です。

(3) 受援力の向上

被災した自治体においては、支援する自治体を円滑に受け入れるとともに、支援活動が安全かつ効率的に進められるよう、受入れ準備など、いわゆる「受援力」を高めておく必要があります。

(4) 現地情報の提供と下水道台帳等下水道情報の準備

日本下水道協会では、現地への交通・アクセス状況、資機材の備蓄情報等を支援自治体等に提供するため、日本下水道協会のホームページ内に「災害時下水道事業関連情報サイト」を構築していますので、是非とも活用してください。

また、災害復旧支援活動には、下水道台帳等の下水道情報が重要であり、上記サイトでは平常時に下水道台帳データを掲載し、災害時に支援自治体等における閲覧が可能となる機能も兼ね備えていますので、あわせて活用してください。

(5) 災害査定に向けた取組

都道府県単位で復旧方針・方法を事前に作成しておくことが望されます。

また、道路管理者との復旧範囲等の調整や震災前の状況把握（浸入水など）を事前に行っておくことも望れます。

(6) 関連団体との連携強化

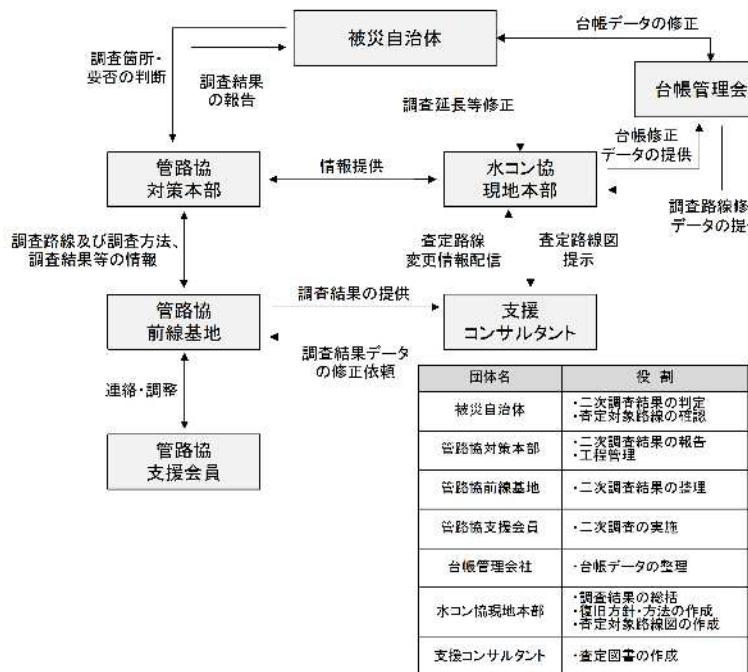
熊本地震では、図－5のとおり、二次調査において日本下水管路管理業協会と全国上下水道コンサルタント協会が連携しながら作業することにより、事前に様式を統一する等、二次調査結果の整理がより効率的に行えたとの報告もあります。

加えて、二次調査を効率的に実施するため作業状況把握を目的に、一次調査から携わることも考えられます。

なお、要請に基づき携わる場合には、要請した自治体が適切な費用を負担する必要があります。

協定が未締結の自治体においても、今後、協定の締結、契約方法の検討、仕様書の作成等、平常時から関連団体との連携を一層図ることが望されます。

また、実際に関連団体へ応援要請を行う際には、準備期間を考慮し、集合場所や車両基地等を含め早期の情報提供が望されます。



図－5 熊本地震における二次調査作業体制の例

(7) 排水設備の点検に向けた取組

熊本地震において、下水道は使用できるが、排水設備の点検が行われなかつたためトイレが使用できなかつた事例を踏まえ、避難所などの重要施設に限定し、管工事組合と事前に協定を締結することで、給水装置の復旧と併せて排水設備の点検を実施してもらう方策も考えられます。

14. 「全国ルール」における用語について

資料－5に「全国ルール」における用語集をまとめましたので、参考にしてください。

15. 資料

<資料－1 支援調整時の文書例>

様式－①：支援活動可能体制の報告について（依頼）

様式－②：支援活動可能体制の報告について（回答）

様式－③：支援体制調整結果（案）の連絡について

様式－④：応援の要求について（依頼）

様式－⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）

<資料－2 全国ルールの詳細フロー（例）>

<資料－3 応援活動の役割分担表（例）>

<資料－4 平常時の対策>

<資料－5 全国ルールにおける用語集>

<資料－1 支援調整時の文書例>

(様式一①：支援活動可能体制の報告について（依頼） 非公式文書)

平成 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長
大都市窓口都市 ■■市下水道局長 様

□□災下水道対策本部長

△△県土木部下水道課長

支援活動可能体制の報告について（依頼）

□□災により、△△県下において下水道施設に多大な被害が生じており、当該ブロック内での対応では困難であるため、当該ブロック外市町村若しくは大都市の支援が必要と考えられますので、支援が可能な場合は、別紙「支援活動可能体制の報告」により、報告をお願いします。

連絡先 △△県土木部下水道課
T E L
F A X
メールアドレス

(様式一②：支援活動可能体制の報告について（回答） 非公式文書)

平成 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長
大都市窓口都市 ■■市下水道局長 様

▲▲市下水道局長

支援活動可能体制の報告について（回答）

平成 年 月 日により依頼のありました標記について、別紙のとおり報告します。

別紙「支援活動可能体制の報告」

連絡先 ▲▲市下水道局
TEL
FAX
メールアドレス

支援活動可能体制の報告

○ 支援項目

支援都市名	人員 (人)	支援可能資機材				出発可能日	支援開始 可能日	備 考
		車両 (台)	パキューム車 (台)	テレビカメラ車 (台)	仮設ポンプ (台)			
支援可能な班数だけ、可能な日程箇所に人数(1班当たり人数)を記入する。								
班数	1 12月1日 12月2日 12月3日 12月4日 12月5日 12月6日 12月7日 12月8日 12月9日 12月10日 12月11日 12月12日 12月13日 12月14日 12月15日 12月16日 12月17日 12月18日 12月19日 12月20日	1						
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

・1班あたり〇名で構成

平成 年 月 日

支援可能自治体
被災自治体 様

□□災下水道対策本部長

△△県土木部下水道課長

支援体制調整結果（案）の連絡について

□□災下水道対策本部において、□□災による△△県下における支援体制調整結果（案）ができましたので、連絡します。

支援自治体と被災自治体との間において、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）等に基づく応援要求を行うに当たっては、この支援体制調整結果（案）を参考にしてください。

	被災自治体	支援自治体
1	☆☆町	★★市、◆◆市
2	○○村	●●市、■■市
・		
・		
・		
・		

連絡先 △△県土木部下水道課
TEL
FAX
メールアドレス

(様式一④：応援の要求について（依頼） ☆☆町の公式文書)

☆☆第 号
平成 年 月 日

★★市長 様

△△県☆☆町長

（公印省略）

□□災に伴う下水道施設復旧のための応援の要求について（依頼）

□□災の発生に伴い、当町において下水道施設に甚大な被害が発生しました。

つきましては、貴市に災害対策基本法第67条、68条及び第74条等※、並びに「下水道事業における災害時支援に関するルール」等の規定の基づき、応援の要求をいたします。

なお、詳細については、別途協議いたします。

※災害対策基本法の適用条文による

連絡先 △△県☆☆町
TEL
FAX
メールアドレス

☆☆第　　号
平成　年　月　日

◇◇ブロック

■■府、○○県、●●県、▽▽県

各　下水道担当課長

△△県土木部下水道課長
(　公　印　省　略　)

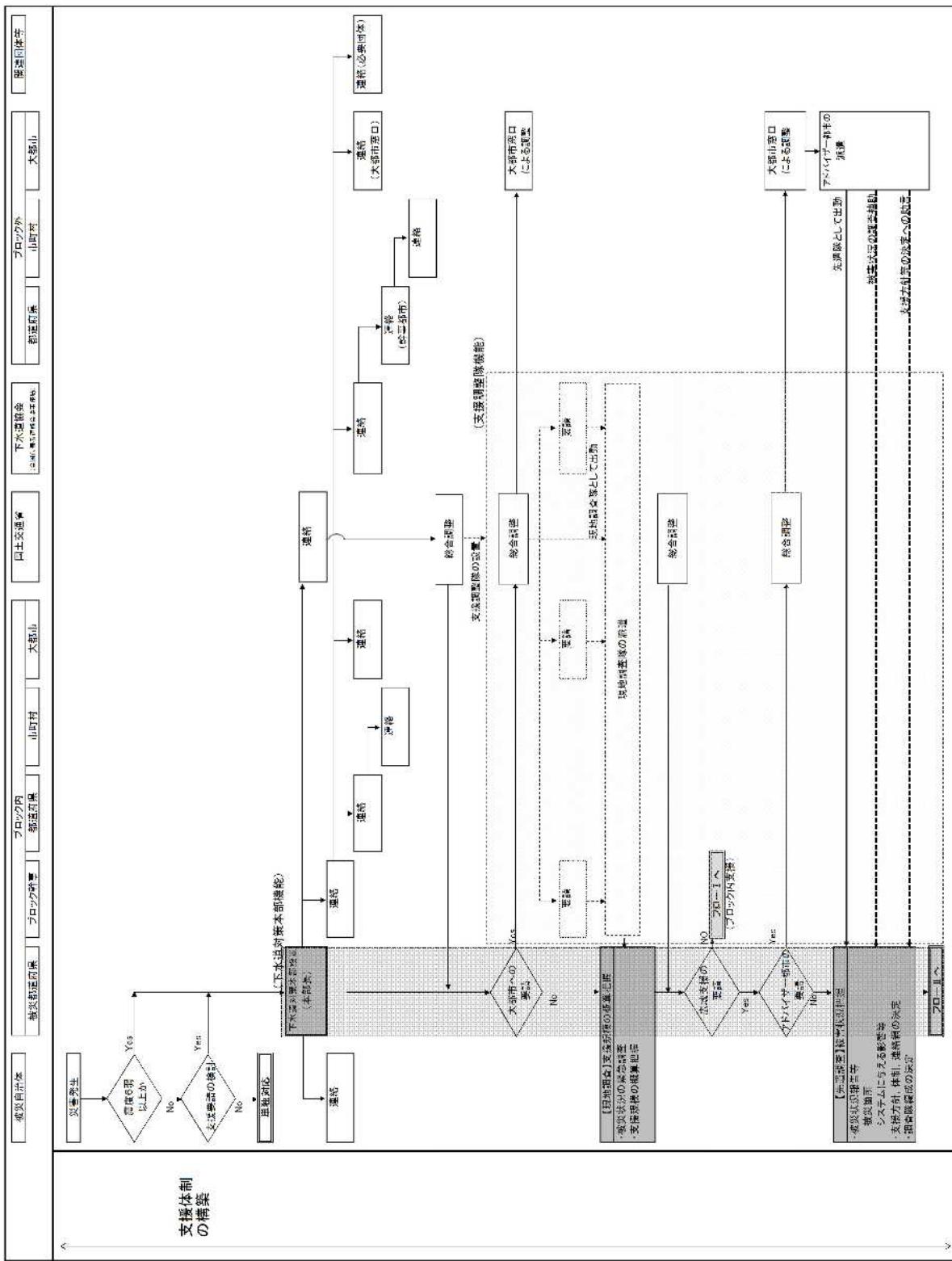
□□災による応援協力について（依頼）

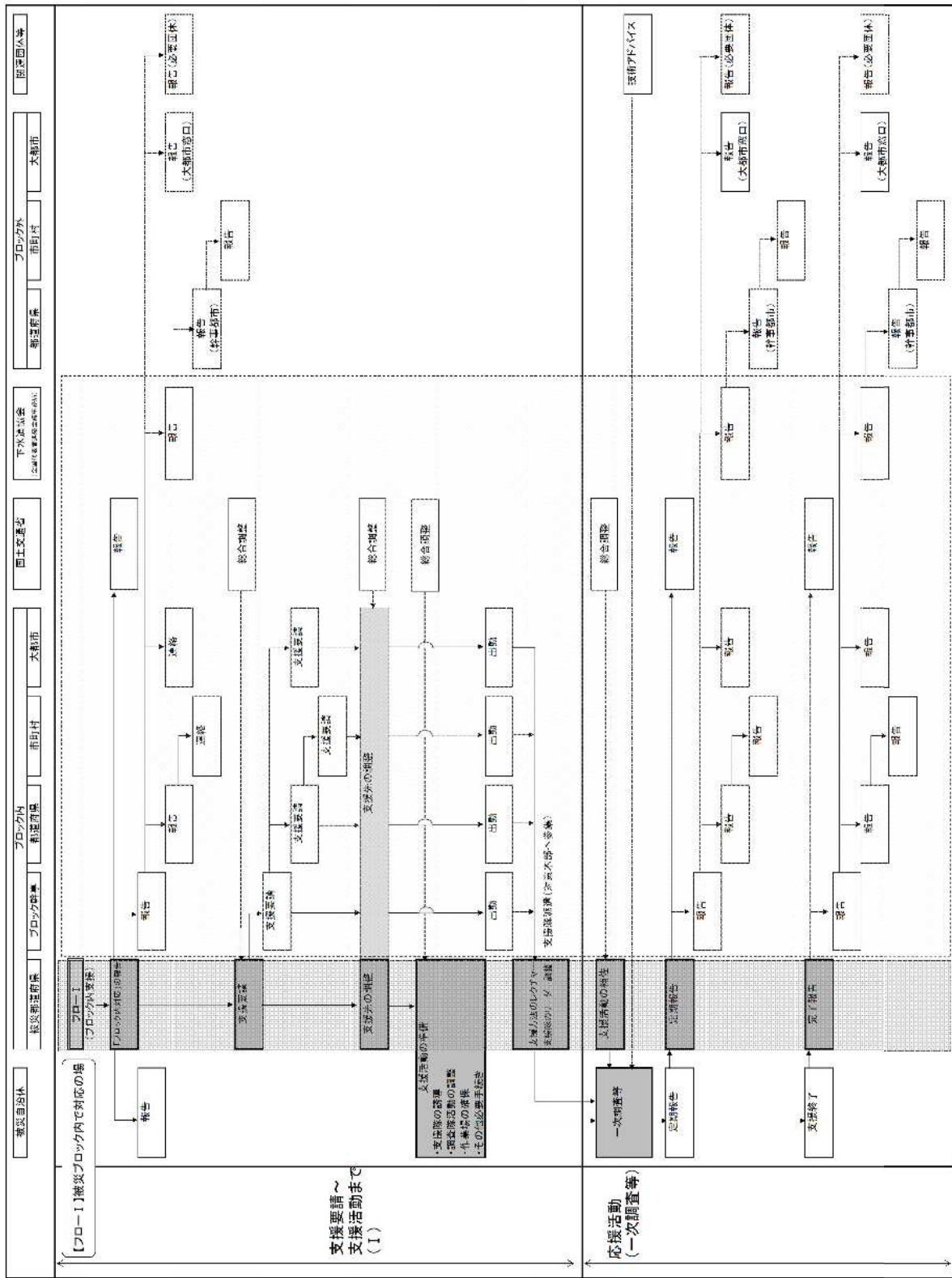
□□災により、県内の下水道施設にも甚大な被害が発生しました。

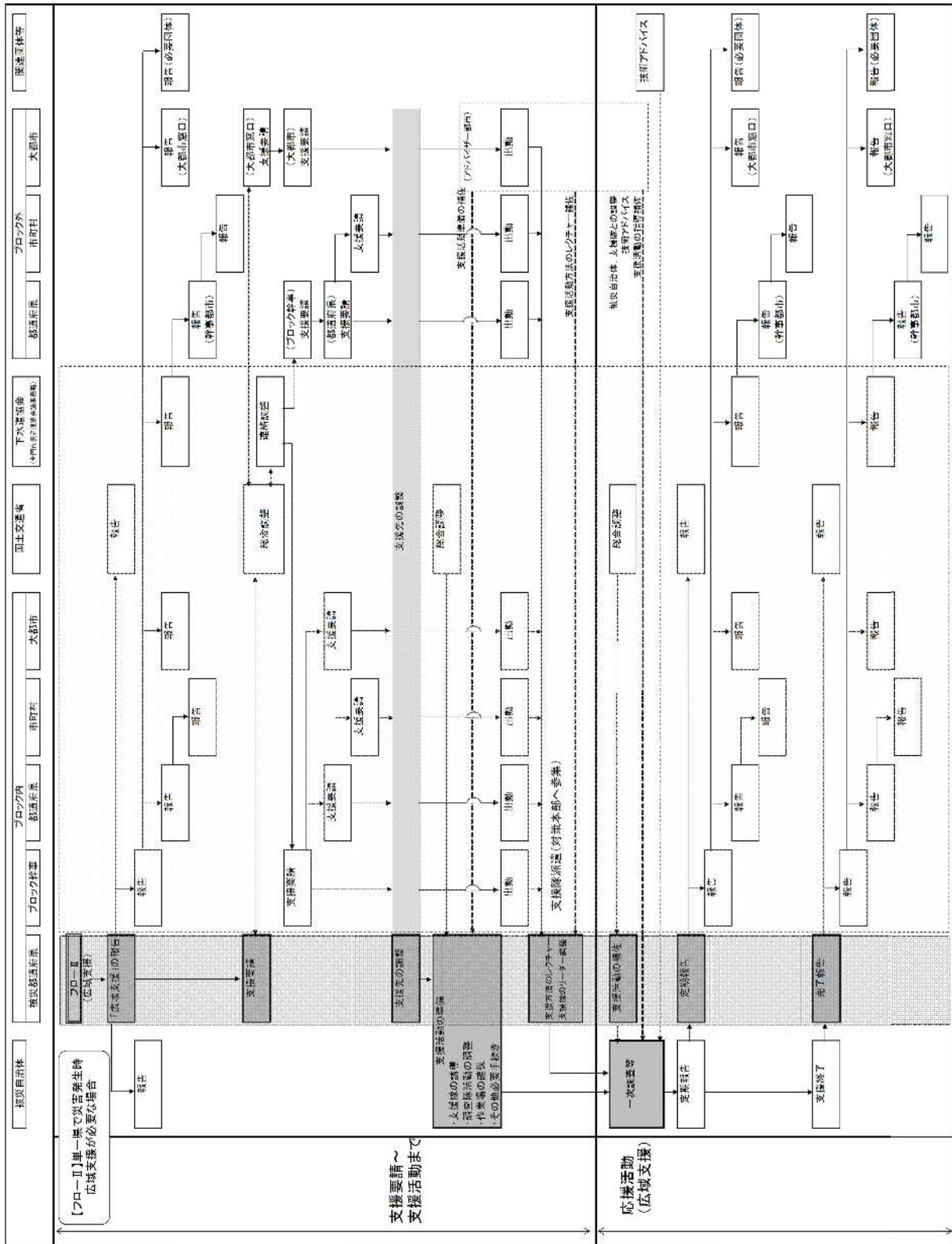
つきましては、貴県及び貴県内の市町村におかれましては、本県におけるこのような事情をご理解いただき、被災市町村に対する支援についてご配慮いただければ幸いです

連絡先　△△県土木部下水道課
T E L
F A X
メールアドレス

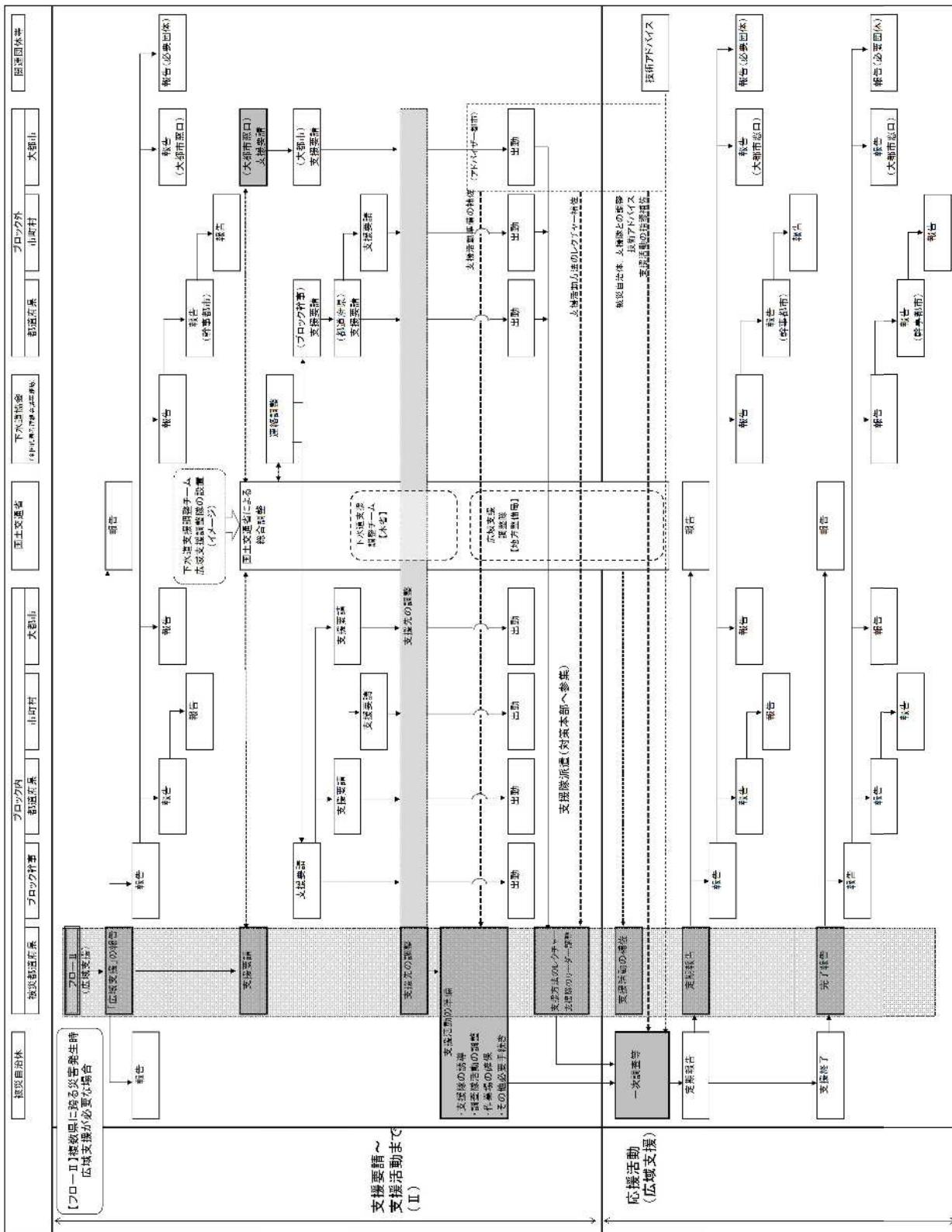
＜資料－2 全国ルールの詳細フロー（例）＞







ハヤシ



<資料－3 応援活動の役割分担表（例）>

単一県で災害発生時：被災ブロック内で対応の場合（支援調整隊の設置なし）

	応援活動参加者	主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 国土交通省との連絡調整
	被災ブロック 連絡会議幹事	下水道対策本部長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	下水道対策本部長の補佐
	予め定められた被災ブロック内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	関連団体	下水道対策本部長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	日本下水道協会	下水道対策本部長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達
	現地応援総括者	下水道対策本部との連絡調整 応援活動の補佐
-	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
	被災ブロック内応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整
	地方整備局等	情報の集約

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

単一県で災害発生時：被災ブロック内で対応の場合（支援調整隊の設置あり）

	応援活動参加者	主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 支援調整隊との連絡調整
	支援調整隊 国土交通省（特別本部員）	支援調整隊の隊長 第8条第1項に定める業務の一部
	被災ブロック 連絡会議幹事	支援調整隊長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	支援調整隊長の補佐
	関連団体	支援調整隊長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道協会	支援調整隊長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達
	予め定められた 被災ブロック内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	現地応援総括者	支援調整隊との連絡調整 応援活動の補佐
-	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
	被災ブロック内応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受け入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整
	地方整備局等	情報の集約

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

単一県で災害発生時：広域支援が必要な場合（支援調整隊の設置あり）

	応援活動参加者	主たる役割
下水道対策本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 支援調整隊との連絡調整
	国土交通省（特別本部員）	支援調整隊の隊長 第8条第1項に定める業務の一部
	被災ブロック連絡会議幹事	支援調整隊長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達 (支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整)
	被災ブロック内の大都市	支援調整隊長の補佐 (大都市窓口との連絡調整)
	アドバイザー都市	アドバイザーとして支援調整隊長の補佐 先遣活動（現地情報の入手、被災状況の把握、応援規模の概要把握） アドバイス（支援活動方法のレクチャー、被災自治体・応援隊との調整、技術アドバイス）
	関連団体	支援調整隊長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道協会	支援調整隊長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達 支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整 被災直後の状況把握（現地調査）
	予め定められた被災ブロック内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	現地応援総括者	支援調整隊との連絡調整 応援活動の補佐
	支援ブロック連絡会議幹事	ブロック連絡会議構成員への情報伝達 全国ルールでの応援調整
	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
-	被災ブロック内外の応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別本部員	国土交通省	応援活動の総合調整
	地方整備局等	情報の集約

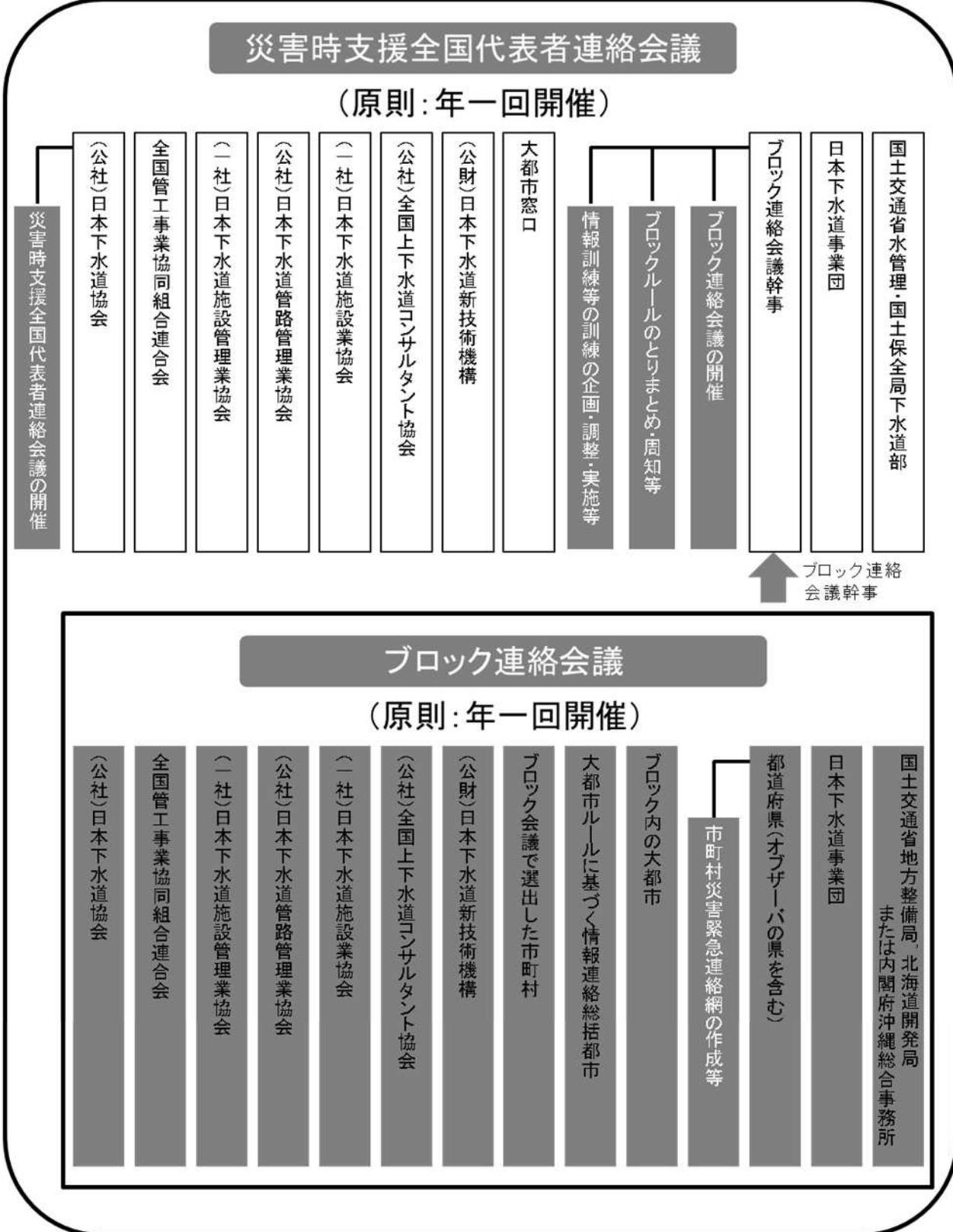
※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

複数県に跨る災害発生時：広域支援が必要な場合

	応援活動参加者	主たる役割
下水道対策本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 国土交通省との連絡調整
	被災ブロック連絡会議幹事	下水道対策本部長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	下水道対策本部長の補佐
	予め定められた被災ブロック内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	アドバイザー都市	アドバイザーとして下水道対策本部長の補佐 先遣活動（現地情報の入手、被災状況の把握、応援規模の概要把握） アドバイス（支援活動方法のレクチャー、被災自治体・応援隊との調整、技術アドバイス）
	関連団体	下水道対策本部長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	日本下水道協会	下水道対策本部長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達 支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整 被災直後の状況把握（現地調査）
	現地応援総括者	下水道対策本部との連絡調整 応援活動の補佐
	支援ブロック連絡会議幹事	ブロック連絡会議構成員への情報伝達 全国ルールでの応援調整
	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
特別本部員	被災ブロック内外の応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
	国土交通省	応援活動の総合調整 広域支援調整隊の隊長
	地方整備局等	情報の集約 広域支援調整隊の調整

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

平常時の対策



<資料－5 全国ルールにおける用語集>

■一次調査

応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査等により行う。

■応援

支援のうち、災害対策基本法第67、68又は74条等に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。

■応急復旧

一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。二重対策とならない応急本復旧は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の応急工事として国庫負担の対象となる。

■緊急措置

大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では、道路に与える影響、周辺施設に与える影響等の程度に重点をおいて行う。

また、処理場・ポンプ場施設では、機能障害につながる二次災害の危険性の程度、処理場・ポンプ場施設及び周辺環境に与える影響の程度に重点をおいて行う。

■緊急調査

重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う。被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）となる。

■緊急点検

人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急点検における安全確保を目的として行う作業であり、地震発生後直ちに行う。

■支援（狭義）

支援活動のうち、対策本部の設置、緊急調査、先遣調査のことを行う。

■支援（広義）

支援全般（対策本部の設置、緊急調査、先遣調査、応援活動及び派遣活動）のことを行う。

■災害査定

国庫負担申請書等に基づき査定官（国土交通省）、立会官（財務省財務局）及び申請者が、被災現場において被災の事実・採択要件等を確認し、事業費を決定すること。なお、下水道施設の地震災害からの復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる。

■先遣調査

支援要請を受けた組織が一次調査、二次調査に必要な体制を構築するために行う。緊急調査の情報が不足する場合には、被害の拡大と二次災害の防止並びに緊急措置等の必要性を判断するための調査ともなる。また、必要な後方支援体制を進言し、調査資機材の必要量を把握するための調査ともなる。

■二次調査

本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場・ポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。

■派遣

支援のうち、地方自治法第252条の17に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。

■本復旧

本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。原則として、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害査定を受けた復旧工事をいう。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。

資料15-8 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」）」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（以下「中部ルール」）」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

その後、平成28年4月に生じた熊本地震（前震：4月14日、本震：4月16日）は、管路の破損や下水道処理場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成28年12月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2 基本事項

(1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制(以下、「下水道支援体制」という。)により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説9.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

(2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する(別紙1の通り)。

- ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市(以下「大都市」という。)並びにブロック連絡会議で選出した代表市
- イ 国土交通省地方整備局(関東、北陸、中部、近畿地方整備局)
- ウ 日本下水道事業団
- エ (公社)^{※1}日本下水道協会
- オ その他関係業界団体

※1 (公社)は公益社団法人の略

(3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部(以下「下水道対策本部」という。)を設置する。

(4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

(5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)による支援を優先させる。

(6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市^{※2}の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」(以下「親協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関(以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2: 中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、

三重県、滋賀県及び名古屋市である。

- (7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

(1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

(2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

① 幹事

ア オブザーバー以外の県

② 副幹事

ア 幹事及びオブザーバー以外の県

イ 大都市

ウ 日本下水道事業団

エ 業界団体^{*3}

^{*3}:業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。

(3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

(4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

(5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

(6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

(7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

4 下水道対策本部の設置

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。

- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
- ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合

(3) 下水道対策本部を設置する被災県は、別紙2に従い、幹事(被災県が幹事の場合副幹事県)、及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部並びに(公社)日本下水道協会に速やかに連絡するものとする。なお、幹事(または幹事の代理となる副幹事県)は、その他構成員に連絡するものとする。

(4) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- ① 下水道対策本部長(以下「本部長」という。)
被災した区域を所管する県の下水道担当課長
- ② 下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)
 - ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。
 - イ 本部長が必要と認めた者
- ③ 下水道対策本部員(以下「本部員」という。)
 - ア ①、②を除く別紙1の構成員
 - イ 本部長が必要と認めた者
- ④ 下水道対策特別本部員
 - ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)
 - イ 地方整備局(情報の集約)

ただし、中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

⑤大都市連絡窓口

⑥他ブロック幹事

⑦災害時支援活動の経験を有する都市（以下「アドバイザーディレクター」という。）

（5）本部長は、各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。また、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

（6）下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

（7）下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

（8）下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。

①支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合

②本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

（9）下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに本部員に連絡するものとし、（公社）日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。

（10）中部ブロック各県は、管内に震度5弱または5強の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況等を別紙2により連絡する。

5 下水道対策本部の業務

（1）本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分

担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。

(2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

①下水道対策本部の設置、解散に関すること

②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。

③関係方面への情報提供に関すること。

④ブロック内被災自治体への支援に関すること。

ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ

イ 支援可能体制の把握

ウ 支援計画の立案

エ 中部ブロック構成員への支援要請

オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請

カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮

キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援

ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力

⑤広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)

ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整

イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握

ウ 中部ブロック構成員への支援要請

エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請

⑥大都市ルールとの調整に関すること。

⑦その他支援の実施に必要な事項

(3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。

6 支援体制の確立

(1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帶同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

7 応 援 活 動

(1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帶同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

(2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

8 前線基 地

(1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

(2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

(3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現

地応援総括者を指名する。

- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

9 その他

(1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。**また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。**

(2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、**応援を受けた自治体が負担する。**

(3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

(4) 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する県は被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡するものとする。(公社)日本下水道協会は各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に**周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。**

(5) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。

(6) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。

(附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

平成24年8月24日 一部改正。

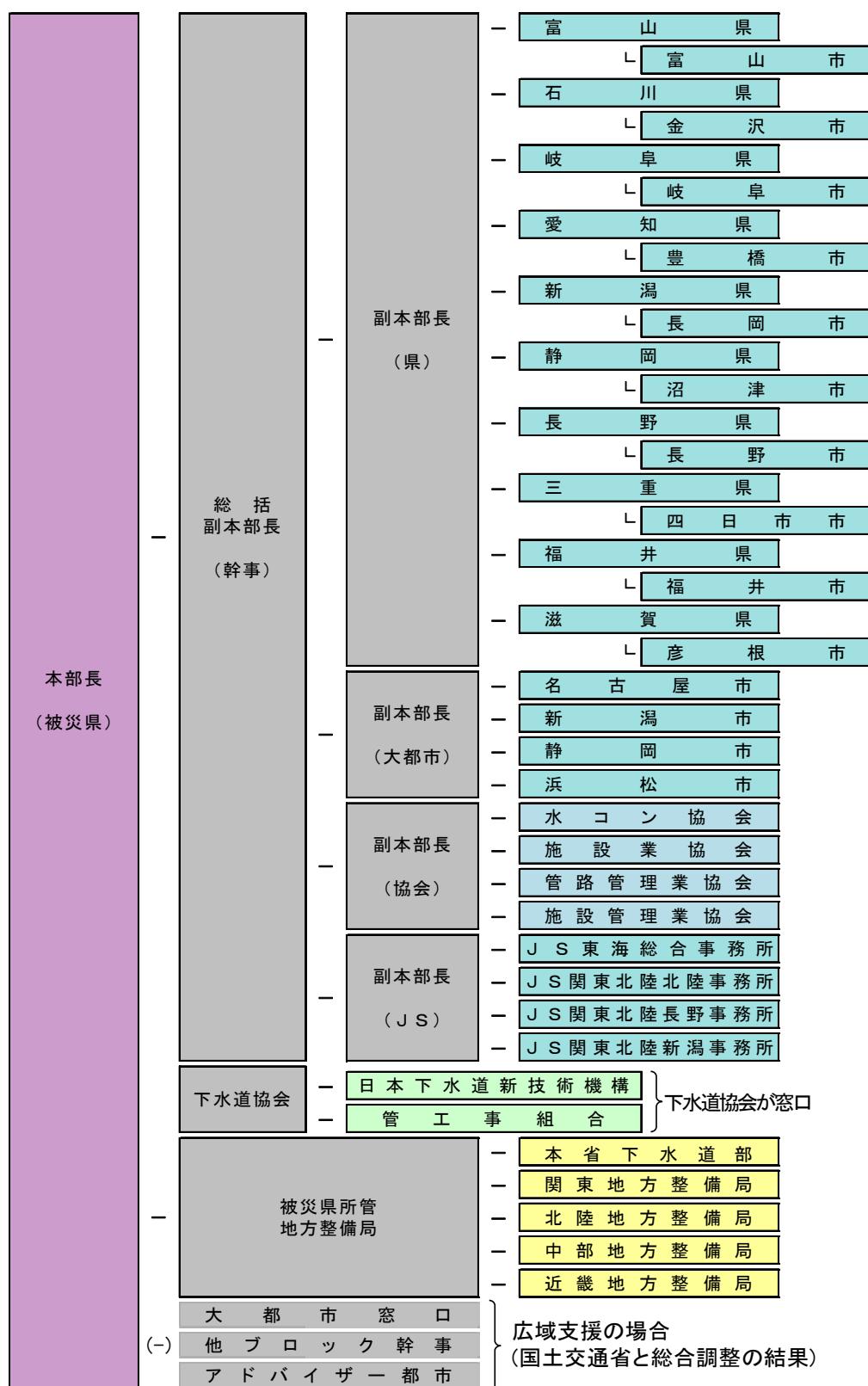
平成29年9月6日 一部改正。

下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

【部局名の変更がありましたら修正願います。】

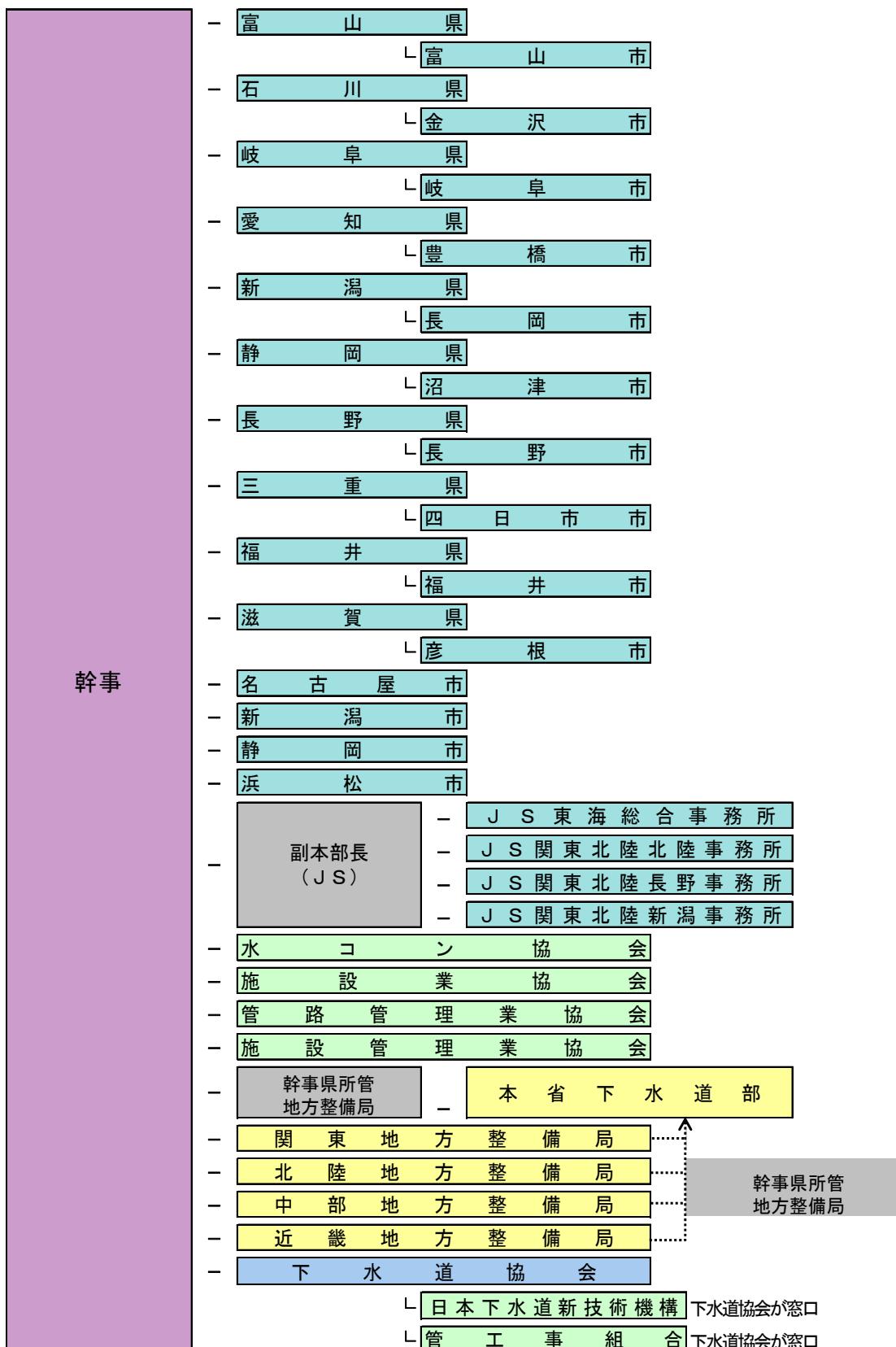
団体区分	団体名	担当部局名	摘要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り オブザーバー
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	土木部都市計画課	
	長野県	環境部生活排水課	
	岐阜県	都市建築部下水道課	
	静岡県	交通基盤部都市局生活排水課	
	愛知県	建設部下水道課	
	三重県	県土整備部下水道課	
	福井県	土木部河川課	
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
大都市	名古屋市	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年毎に持ち回り
	新潟市	下水道部下水道計画課	
	静岡市	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市	上下水道部上下水道総務課	
代表市	長岡市	下水道課	
	富山市	上下水道局経営企画課	
	金沢市	企業局建設部維持管理課	
	長野市	上下水道局	
	岐阜市	上下水道事業部上下水道事業政策課	
	沼津市	水道部下水道整備課	
	豊橋市	上下水道局	
	四日市市	上下水道局	
	福井市	下水道部	オブザーバー
	彦根市	上下水道部下水道建設課	
国土交通省	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課	下水道対策特別本部員
	関東地方整備局	都市整備課	
	北陸地方整備局	都市・住宅整備課	
	中部地方整備局	都市整備課	
	近畿地方整備局	都市整備課	オブザーバー
日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課	副幹事(永年)
	関東・北陸 総合事務所	北陸事務所	
		長野事務所	
		新潟事務所	
(公社) 日本下水道協会	技術研究部技術指針課		
(公財)日本下水道新 技術機構	研究第一部		日本下水道協会が窓口となり、連絡調整をとる。
全国管工事業協同組合連合会(管工事組合)			日本下水道協会が窓口となり、連絡調整をとる。
業界団体	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 中部支部(水コン協会)		副幹事を1年毎に持ち回り
	(一社)日本下水道施設業協会 中部地区(施設業協会)		
	(公社)日本下水道管路管理業協会 中部支部(管路管理業協会)		
	(一社)日本下水道施設管理業協会 中部支部(施設管理業協会)		

下水道事業災害時中部ブロック支援体制 災害時連絡体系



別紙 3 (平常時)

下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部 連絡体系



関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総 則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オブザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村(川口市、八王子市、横須賀市)
- (6) (公社)日本下水道協会
- (7) (公財)日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社)日本下水道施設業協会

(9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部

(10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部

(11) 東京都管工事工業協同組合

(12) 三多摩管工事協同組合

(13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、プロックルール及びプロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。

3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長
 - 原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
- (2) 下水道対策本部員
 - ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
 - イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。
 - ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定されている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うものとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東地方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

(支援体制の確立及び応援活動)

第 12 条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第 11 条及び第 11 条に規定があるものとする。

(前線基地)

第 13 条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第 12 条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第 4 章 その他

(ブロックルールの改定等)

第 14 条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

附則

- 1 このルールは、平成 20 年 8 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成 22 年 8 月 4 日 一部改定
- 4 平成 26 年 5 月 16 日 一部改定
- 5 平成 30 年 4 月 2 日 一部改定

参考資料－1 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー

